

会報

第 163 号

◇エッセー

食生活雑感 東京農工大学長 梶井 功

■諸会議議事要録

理事会

第103回総会

第70回事務連絡会議

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

医学教育特別委員会

教員養成特別委員会

大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会

大学評価に関する特別委員会

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

■要望書

大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の「評価と情報収集・提供、調査研究の第三者機関」の具体化に関連する要望書
国立大学の学生納付金について（要望）

■資料

平成11年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について

国立大学協会

平成 11 年 2 月

会報

平成11年2月 第163号

第49卷第1号通巻第163号

平成11年2月号

国立大学協会

●エッセー

食生活雑感 東京農工大学長 梶井 功……………7

【事業報告】

■諸会議議事要録 (平成10年10月～12月)

理 事 会 (10.23)……………13

報 告

会務報告

各委員会報告

大学入試センターからの報告

協 議

小委員会の設置について

委員会委員の交代について

国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領, 実施細目について

当面する諸問題について

次期会長について

その他

第103回総会の日程について

第104回総会の日時・場所について

エンブレムのデザインについて

第103回総会〔第1日目〕(11.11)……………31

報 告

学長の交代について

委員長長の交代について

会長, 副会長について

小委員会の設置について

会務報告

各委員会委員長報告

放送大学からの要望について

大学入試センターからの報告

各地区学長会議の状況報告

協 議

国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領, 実施細目について

当面する諸問題について

第103回総会〔第2日目〕(11.12)……………49

協 議

当面する諸問題について

その他	
第104回総会の日時・場所について	
退任学長挨拶	
第70回事務連絡会議 (11.13)	56
総会付議事項説明	
大学入試センターからの連絡事項	
文部省からの説明及び事務連絡	
第2 常置委員会 (10.23)	67
報告事項	
大学入試センター試験の「生物・物理」の受験について	
国立大学の医学系学部個別学力試験における「生物」の導入について	
第2 常置委員会 (11.26)	73
国立大学医学系学部個別学力検査における「物理, 化学, 生物」の導入について	
大学入試センター試験の「理科」の受験について	
第3 常置委員会 (10.14)	77
報告事項	
インターンシップの調査結果について	
学生の保健について	
第4 常置委員会 (10.29)	80
報告事項	
教務職員の問題について	
その他	
第5 常置委員会 (10.19)	84
第6回 UMAP 総会の報告と協議	
日仏高等教育シンポジウムの開催について	
「日本留学のための新たな試験」について	
ドイツ大学総長会議からの申し出について	
IUSSEP 小委員会の報告及び委員の交代について	
中国教育国際交流協会主催「極東の国々(日本, 中国, 韓国)における21世紀に向けての高等教育に関する国際協力」会議の開催について	

第5 常置委員会 (11.12)	90
日米新プロジェクトの参加大学について	
次期委員長の選出について	
第6 常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会 (10.20)	91
平成11年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について	
学生納付金等について	
その他 (税制改正に関する要望)	
第7 常置委員会 (10.22)	94
情報公開法について	
助手問題について	
国家公務員倫理法について	
その他 (教員委員の交代/複写権問題/次回委員会の開催日程)	
医学教育特別委員会 (10.8)	96
大学審議会の中間まとめ「21世紀の大学像と今後の改革方策について」に係る医学教育関係の主な論点について	
医学部入試について	
4年制のメディカル・スクールについて	
医学教育特別委員会 (10.19)	101
医学部入学者選抜方法について	
4年制のメディカル・スクールについて	
MD, Ph. D について	
教員養成特別委員会 (10.22)	105
各種審議会等からの「国大協」に対する意見照会への対応について	
国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について	
修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について (審議経過報告)	
国大協教員養成制度特別委員会報告書の復刻刊行について	
大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会 (10.1)	107
大学審議会答申案で示されている教養教育の理念・内容等について	
大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会 (10.21)	111
各大学の教養教育の実情等について	

大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会 (12.21) ……	117
大学教育におけるリベラル・アーツの役割について	
大学評価に関する特別委員会 (11.4) ……	121
大学評価のあり方について	
大学評価に関する特別委員会 (12.22) ……	128
大学評価のあり方について	
国立大学協会50周年記念行事準備委員会 (10.9) ……	135
国立大学協会創立50周年記念事業について	
国立大学協会50年史の編集方針について	
国立大学協会50周年記念行事準備委員会 (11.2) ……	137
国立大学協会創立50周年記念事業について	
国立大学協会50年史の編集方針について	
国立大学協会50周年記念行事準備委員会 (11.18) ……	140
専門委員の委嘱について	
国立大学協会50周年記念式典について	
国立大学協会50年史の編集方針について	
国立大学協会50周年記念行事準備委員会 (12.9) ……	142
国立大学協会50年史の編集方針について	
諸 会 合 (平成10年10月～12月末までの開催会議) ……	145
第103回総会国立大学協会事業報告 ……	146
【要 望 書】	
大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の「評 価と情報収集・提供，調査研究の第三者機関」の具体化に関連する要 望書 ……	151
国立大学の学生納付金について (要望) ……	152

【資 料】

平成11年度大学，短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用
活動について154

【そ の 他】

会長の交代等159

編集後記

食生活雑感

東京農工大学長 梶井 功

アメリカにおける日本型食生活ブーム

農政用語にPFC比率という言葉が登場してから、もうだいぶ経つ。確か『80年代農政の基本方向』という答申を農政審議会が出したときが最初だから、もう20年になるわけである。私たちが必要とする栄養は、たん白質P、脂質F、炭水化物Cで構成されるが、カロリー量でいってその割合がどうなっているかをさす言葉で、われわれだとPが12~13%、F20~25%、C62~68%という構成を保っていればいいとされている。答申がつくられた1980年のそれはP12.8%、F25.1%、C62.1%という適正な数値になっていた。これは欧米先進国のPFC比率がF過多になっているのにくらべ、極めて好ましい状態であり、この状態を維持するようにする必要がある、というのが答申の主張だった。日本型食生活という言葉も確かこの答申から始まった。

この答申、実をいうとアメリカ上院の栄養問題特別委員会の1977年報告(委員長の名前をとって、ふつうマクガバン・レポートといわれている)にならったものだった。①肥満にならないように摂取熱量を減らす、②摂取熱量のうち炭水化物Cの比率を高める、③脂質Fの比率を下げる——特に肉類に多く含まれる飽和脂肪の摂取量を減らす——というのがマクガバン・レポートの骨子だが、このレポートを踏まえてアメリカ政府が出した“食生活指針”がきっかけになって、アメリカで日本食ブームが始まったとされる。

欧米にくらべ、われわれの食生活は遅れている、もっと肉を食べ、牛乳を呑むようにしなければならぬ、という食生活改善が課題だと考えていたのに、肥満が

心配になり、F過多を問題にしなければならなくなっているアメリカで、日本型食生活がむしろ模範となるような動きが出てきたことに触発されての農政審議会の答申だったのである。以後、農水省はPFC比率が適正水準にあり、それが平均寿命を伸ばすことに寄与している、ということを使い続ける。たとえば一昨年の1996年度『農業白書』はこういていた。

“我が国の食生活は昭和30～40年代までは主食である米が中心であった。その後、「米から畜産物及び油脂類への代替」が進んだため、供給熱量全体に占めるたん白質(P)の割合はほぼ横ばいであるものの、炭水化物(C)の割合が低下……し、脂質(F)の割合が上昇……した。この原因としては、主食である米を中心として畜産物、魚介類、野菜、果実等多様な食品から構成される新たな食生活が形成されたことによるものと考えられる。これは、平均的には栄養的にバランス(PFCバランス)がとれ、海外にも例がないことから「日本型食生活」と呼ばれており、世界最長の平均寿命をはじめ我が国の健康的で豊かな国民生活を支える要因の一つとなっている”。(『図説 平成8年度「農業白書」』22～23ページ)

若年齢層に拡がるF摂取過多

ところが、昨年の『農業白書』になってトーンが一変し、次のような文章になった。

“いわゆる「日本型食生活」と呼ばれている我が国の食生活は、……平均的には栄養バランスがとれたものとなっている。

しかし、厚生省『国民栄養調査』により最近20年間のPFC摂取熱量比率をみると、炭水化物の割合は昭和50年の63.1%から平成7年には57.6%へと低下……脂質の割合は22.3%から26.4%へと上昇している。

このように、米の消費の減少に伴う炭水化物の摂取量の減少や、油脂類、畜産物の消費の増加に伴い、特に脂質の摂取量が過剰傾向にあり、生活習慣病の増加等が懸念される。

同調査により、平成7年における年齢別摂取熱量比率をみると、20～29歳階層の脂質摂取比率は28.2%、30～39歳階層では27.3%、40～49歳階層では26.0%となっており、これらの階層では適正脂質摂取比率とされる20～25%を既に上廻っている。さらに50～59歳階層でも24.2%と適正比率の上限に近い数値となっている。……エネルギーやカルシウム等の栄養素については、20歳代を中心にさらに広い年齢層において摂取の不足や過多がみられる。……エネルギー摂取の状況(カロリーベース)を年齢階層別にみると、成長期の7～14歳及び15～19歳や、20歳代、30歳代において平均栄養所要量に達しておらず、一方、40歳以上では加齢とともに平均栄養所要量を上廻る摂取が続いている”。(『平成9年度農業白書』6～8ページ)

農水省が『平成8年度農業白書』まで使っていたのは、食糧需給表から計算したマクロの平均数字だった。平均でいいといっても、たとえばC過多のものが一方にかなりおり、他方にまたF過多のものがかなりあっての平均なら、平均でいいということは意味がない、という批判は前からあった。

たとえば、「ハハキトク」で要約される若い人々の好む食品——ハンバーグ、ハ

ムエッグ、ギョウザ、トースト、クリームスープの頭文字——は、いずれも動物性脂肪が多く、カロリーの高い食品であること、また若年齢層ほど加工食品や外食への支出額が多いが、それはやはり動物性脂肪の使用割合が高いことなどを考えれば、若年齢層はすでにF過多になっているのではないか、といったことは早くから指摘されていた。

逆に、鹿児島純心女子短期大学食物栄養専攻学生による同校中・高・短大生250人に対するダイエット食生活実態調査が示した以下のような事実、

“体の脂肪と一番関係の深いケトラー指数を使って「やせすぎ」「正常」「肥満」を分析したところ、実際に太り気味の者は中学生で1.4%、高校生10.9%、短大生は8.8%にすぎない。ところが「自分は太っている」と思っている中学生は71.0%、高校生61.6%、短大生は50.0%いた。やせの部類に入るのに「太っている」と、ゆがんだ自己認識をもつ人が目立つ。

ダイエットの経験は2人に1人の割合。方法は「お菓子を減らす」「スポーツをする」「食事を減らす」で、中でも食事ダイエットは「野菜だけ」「朝夕の主食を食べない」と危険なやり方が目立ち、その結果タンパク質の摂取が非常に悪い。また自分は健康と答えた人は2割だけ。そのほかは疲労感や便秘、生理不順を訴える”。(南日本新聞社社会部『安心して食べたい』下巻222～223ページ)

も、問題のある食生活例として指摘されてきたところだった。こういう批判によりやく答えたのが昨年の『農業白書』だったのである。遅きに過ぎたといわなければならない。

食生活改善による非行防止

遅きに過ぎたにしても、気がついたのはいいことである。問題だというその認識に基づく食生活改善策を早急に講じてもらいたいと思うのだが、その際は是非“食の偏重”が健康面のみならず“青少年の心”も“侵す”ことも重視してほしいと思う。

平成9年9月8日付日本農業新聞は「特報」として報じた次のような記事を紹介しておこう。

“犯罪の増加や低年齢化を問題にする際、学校教育や家庭環境、社会背景などの原因を指摘する専門家は多い。しかし「罪を犯した青少年の健康や栄養面は、ほとんど問題にしない」と大沢博岩手大学名誉教授（心理栄養学）は食生活と犯罪行動の関係を重視する。米国ではこうした研究が盛んに行われ、栄養改善をすることで、非行少年の更生に効果があることが分かっているという。

大沢名誉教授自身も非行少年と食生活の因果関係を調べている。1984～85年に少年院の少年71人と、同年代の男子中学生29人の食事と毛髪分析をした。

少年院の少年の食事の傾向は3食たべない、家庭料理がなく加工・即席食品が中心、炭酸飲料やスナック菓子が多いほか、カルシウムやビタミン類をほとんどとっていなかった。さらに頭髪からはアルミニウム、カドミウム、鉛といった有害金属が多く検出。カルシウム、マグネシウム、カリウムなどの必須ミネラル類は緑黄色野菜、大豆製品、海藻類の不足から、バランスが極めて悪いことが分かった。（中略）

食生態の調査研究をするフードエコロジストの菅原明子氏は「今のままの食生活を続けると、犯罪予備軍の子供を増やすようなもの。おかずはなるべく種類を多く、手作りすることで必要な栄養素を補うことができる。そして家族そろって食事をするのが大切だ。こうした環境が家族のきずなを強め、人間性豊かな子供を育てることにつながる」と話している”。

日本型食生活で農水省に先を越された厚生省は、1985年「健康づくりのための食生活指針」を発表するが、“多様な食品で栄養バランスを”など5項目からなるこの指針の第5項目は、

5. こころのふれあう楽しい食生活を

- (1) 食卓を家族ふれあいの場に
- (2) 家庭の味、手づくりのこころを大切に

だった。そしてこの項目には、

“楽しい雰囲気のもとでおいしく食べることは、心を和やかにし、ストレスの解消にもつながります。家族そろって食卓を囲むことによって、心のふれあいも強まります”。

という説明がついていた。現実の食生態はこの指針とはまったく逆の方向に大勢としてはあることを菅原氏は言っているわけである。“学級崩壊”対策も、ここまですぐ踏み込んで検討する必要があるのではなからうか。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成10年10月23日(金) 13:00~16:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 阿部(謹)会長

蓮實, 阿部(博)各副会長

丹保, 吉田, 北原, 磯野, 中嶋, 内藤, 松尾, 長尾, 高橋, 杉岡, 田中, 桂各理事

佐藤(第3), 梶井(第4), 鈴木(第6)各常置委員会委員長

兵藤, 板垣各監事

木下教員養成特別委員会委員長

(大学入試センター) 廣重所長, 法月事業部長

阿部会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように述べられた。

本日は, ご多忙のところご出席いただき, 厚くお礼を申し上げる。本理事会は来る11月11日, 12日の両日開催される総会に付議するいくつかの案件についてご審議いただくとともに各委員会からのご報告をお願いするため, お集まりいただいた。よろしく願いたい。

なお, 委員会報告のため, 特別委員会の委員長にもご出席いただき, また, 入試センター試験に係る問題等についてご説明いただくため, 後刻, 大学入試センターの廣重所長にもご出席いただくことになっているので, ご了承いただきたい。

まず, 学長交代による新理事並びに6月の総会で監事に選任された新監事が本日初めて理事会に出席いただいたので紹介する。

理事 千葉大学長 磯野可一〔H.10.8.1付〕

〔前任: 丸山工作(千葉大学長)〕

監事 横浜国立大学長 板垣 浩〔H.10.6.16付〕

〔前任: 鈴木章夫(東京医科歯科大学長)〕

ついで, 伊藤事務局長から, 出席状況及び定足数の確認等について, 次のとおり報告があった。

理事会は, 会則第18条により, 理事及び常置委員会の委員長の総数の半数以上の出席が必要であるが, 理事会構成員総数24名に対し出席者18名で, 定足数を満たし, 成立している。

ついで会長から, ただいまの報告のとおり, 本会議は成立しているのので, 議事に入らせていただく旨述べられ, 議事に入った。

I 報告

1. 会務報告

会長から, 前回理事会(6月5日)以降の会務報告について「資料3」に基づき報告があった。

(1) 「国立大学教官等の待遇改善について」の要

望

7月6日、阿部会長、梶井第4常置委員会委員長、伊藤事務局長が人事院に赴き、市川人事官、武政給与局長と面談し、要望を行った後、大蔵省並びに文部省に赴き、関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第161号参照)

(2) 「研究所運営経費等の削減問題について」の要望

7月14日、阿部会長、蓮實副会長、阿部副会長が佐藤事務次官と面談し、研究所運営経費等の削減問題について要望を行った。

(3) 「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(中間まとめ)に対する意見

文部省高等教育局から、大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争の環境の中で個性が輝く大学—」(中間まとめ)について意見を求められ、8月20日、意見書を提出した。(会報第162号参照)

(4) 「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方について」(中間報告)に対する意見

文部省教育助成局から、教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方について(中間報告)」について意見を求められ、教員養成特別委員会にとりまとめを依頼し、8月24日、意見書を提出した。(会報第162号参照)

(5) 「人事院勧告の取扱いに関する要望」について

6月の第102回総会においてその取扱いを会長及び第4常置委員会委員長に一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議してまとめ、9月11日、第4常置委員会の梶井委員長、小泉委員、伊藤

事務局長が総務庁、大蔵省、文部省に赴き、総務庁長官、大蔵大臣、文部大臣並びに関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。

(6) 平成11年度税制改正に関する要望について

下記要望書を9月25日自由民主党政務調査会、税制調査会に提出した。

① 大学等と民間企業等との共同研究について、民間企業等が支出する試験研究費に対する法人税の税額控除制度の延長・拡充(共同試験研究促進税制の延長・拡充)に関する要望

② 国から交付されている科学研究費補助金について、日本学術振興会を經由して支給される場合についても非課税措置を維持することにに関する要望

③ 大学等と民間企業等との共同研究を進めるため、民間企業等が国立大学等の共同研究に必要な施設を当該機関の敷地内に整備した場合の固定資産税等の課税標準の特例措置の創設に関する要望

④ 国際大学村(仮称)に係る日本学術振興会の業務の実施に伴う非課税措置の維持・拡大に関する要望

(7) 「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方について」(審議経過報告)に対する意見
文部省教育助成局から、教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方について」(審議経過報告)について意見を求められ、教育養成特別委員会に依頼し、10月14日、意見書を提出した。(会報第162号参照)

(8) 全国大学高専教職員組合(全大教)との面談

1) 全大教からの申し入れにより、7月2日、梶井第4常置委員会委員長が三宅副委員長ほか2名と会い、大学審議会の中間まとめ

への対応状況について面談した。

- 2) 全大教からの申し入れにより、10月22日、梶井第4常置委員会委員長が高橋書記長ほかと会い、教務職員問題等について面談した。

ついで、会長から、前回総会以後、国大協あて要望書が幾つか来ているが、資料4「国大協宛要望書」をご参照いただきたいとの報告があった。

2. 各委員会報告

会長から、これより各委員会委員長報告をお願いするが、時間の関係もあるので要点のみを簡潔にお願いしたい。また、協議題となっている部分については、その時点でご説明願いたい旨、述べられたのち、各委員長等から、前回理事会以降の各委員会の審議状況について、次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会（長尾委員長）

本委員会では、大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（中間まとめ）を中心に議論を重ねて来たところである。本委員会としては、この問題について大学審議会の審議状況を踏まえつつ検討を進めてきたが、「中間まとめ」の公表前の本年5月21日に第1常置委員会としての意見を取りまとめて大学審議会会長宛意見書を提出した。

その後、6月17日（総会2日目）の午後に臨時の本委員会を開催し、大学審議会の「組織運営部会における議論の整理・検討案」及び「21世紀の大学像と今後の改革方策について—中間まとめ—（案）」に関し、5月21日に取りまとめた意見を踏まえて意見交換を行い、それらを取りまとめたうえで、大学審議会の部会に所属して

いる国立大学の学長の方々を通じて、できるだけ国大協の意見が反映されるようにすることとした。

ついで、7月14日に委員会を開催し、6月30日に公表された「中間まとめ」について検討がなされ、それら意見を取りまとめ7月28日の国大協常務理事会に提出し、他の委員会での意見と合わせて「中間まとめ」に対する国大協の意見書として、8月20日に大学審議会に提出された。

引き続き、会長から、この問題については地区の学長会議等でも議論されており、これに係るご質問等があれば、後ほど承りたい旨、述べられた。

(2) 第2常置委員会（杉岡委員長）

9月30日に本委員会を開催し、主として次の事項について報告と審議を行った。

1) 文部省及び日本国際教育協会からの報告

文部省留学生課小椋課長補佐から、本年6月、日本国際教育協会に「日本留学のための新たな試験」調査研究協力者会議を設置し、新たな試験のあり方等に関する検討を始めたところである。これまでに数回の会議が持たれたが、文部省としては、最近わが国への留学生の受入れ数が減少傾向にある中で、新しい試験は留学生政策の重要な要素と考えていること、また、日本国際教育協会武井事業部長から同調査研究協力者会議におけるこれまでの審議状況等について報告があり、このことについて国大協第2常置委員会においてもご検討いただき、ご意見を賜りたいとの要望があった。

2) 大学入試センターからの報告について

新教育課程による試験実施に伴い出題教科・科目数が増加したため、平成9年度センター試

験の試験時間割から「理科」の試験コマ数が3コマから2コマに減じた。このため、理科が、科目によって選択が不可能になったことから大学入試センターに対し科目選択の可能性を増やす方法を検討いただくよう国大協として要望を行っていた。この具体的な検討案について大学入試センターの廣重所長及び法月事業部長から説明を受けたが、この問題は技術的な問題に留まらない入試の根幹に関わる内容を含んでいるので改めて審議することとした。また、平成13年度大学入試センター試験を1月第3週の土曜日及び日曜日で一番遅い1月20日、21日に実施することに伴う入試センターの業務処理日程案について説明があった。

3) 平成11年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)について

前年度と基本的には、変更がなく、原案を承認した。

4) 医学教育特別委員会からの申し入れについて

去る10月8日及び19日に開催された医学教育特別委員会において、国立大学の医学系学部の個別学力試験における「生物」の導入について議論された結果、国立大学の医学系学部はセンター試験及び個別学力試験のいずれかで「物理・化学・生物」の3科目を課すことが申し合わされ、これについて第2常置委員会で検討願いたいとの依頼があり、本日理事会終了後、第2常置委員会を開催し検討することとした。

5) 国立大学の入試情報開示について

本年6月に本委員会の下に設置した「大学入試情報開示に関する検討小委員会」において検討を重ねてきたが、同小委員会がとりまとめた〔国立大学の入試情報開示に関する基本的な考

え方〕の原案について審議し、これを了承した。

なお、第2常置委員長名で、この〔国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方〕を各国立大学長宛に送付し、意見を求め、各大学から寄せられた意見を踏まえて国立大学の入試情報開示に関するガイドラインを作成することになるが、第7常置委員会委員長とも連絡を取りながら進めていきたい。

(3) 第3常置委員会(佐藤委員長)

本委員会は、前総会以後7月21日、9月4日に作業委員会を、10月14日に本委員会を開催し、審議等を行った。

まず、委員会報告の前に緊急案件として、7月28日開催の常務理事会の決定により、大学審議会「中間まとめ」の教育問題に係わる部分について国大協の意見を第3常置委員会でまとめることになり、急遽各委員に意見を求めると同時に、各地区の国立大学長会議の記録をもとに意見をまとめ「資料21」に記載されている内容で提出したところである。

また、第3常置委員会は、作業委員会を中心に当面の検討課題を審議した結果、東京大学学生部の全面的協力をいただき、最近各大学で取り組みの進んでいるインターンシップに関する実態調査を実施することとし、9月末日に同調査の回収を行った。それを整理したうえ、10月14日に本委員会を開催し、本日配付の「資料6」にあるようなインターンシップ実施状況調査結果の概要をもとに議論が行われ、今後はこのデータを基礎にさらに検討していくことにした。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

1) 人事院勧告の取扱いに関する要望について

第102回総会でその取扱を一任された人事院勧告の取扱に関する要望について、勧告の速やかな実施を求めることに加えて、大学教官の場合、就職年齢が高いことを考慮し、昇給停止年齢の引き下げに当たっても特別に考慮をされたい旨を特記した要望書をまとめ9月11日総務庁、大蔵省、文部省に赴き、関係官に要望を行った。

2) 教務職員問題について

昨日(10月22日)全大教代表者と会ったが、話題は、今問題の焦点としてクローズアップされている教務職員問題であった。技術職員の処遇問題について、専門職員、専門官の職指定が行われるなど一定の進展があったことに伴い、教務職員の処遇上の不利益性が顕在化しているので、現在、この問題を作業委員会において論議している。

この問題については、全大教からも強く検討方を求められており、今月中に第4常置委員会を開催して、これをどうするか議論をまとめたと思うが、少なくとも来年6月の総会頃までに何らかの方向でまとめたと考えている。当分の間、この問題は大きな議論になると思う。

本問題については、第4常置委員会として、1991年10月16日付け「教務職員問題に関する検討結果」をまとめ、その指針を提示したところである。この指針で各大学が取り組んできた結果、かなり教務職員数は減少方向にあり、現在857人程度が在職するという状況になっている。このような状況を踏まえ、今後第4常置委員会としてどのように対処していくか議論を進めていかなければならないと考えている。

(5) 第5常置委員会(中嶋委員長)

1) UMAP(アジア太平洋大学交流機構)の

総会報告と同国際事務局の開設について

去る8月25日~27日にバンコクにおいて第6回UMAP総会が開催され、国大協から中嶋嶺雄(東京外国語大学長)、桂 幸昭(琉球大学長)が出席した。

お手元にお配りした資料にもあるように、この4月から日本(東京大学駒場キャンパス)に設置されていた先行国際事務局は正式な国際事務局として発足することになった。

また、同総会で、初めてUMAPのコンスティテュション(憲章)が採択され、これからいよいよ本格的な国際的機構づくりを進めていくこととなる。そこで「資料10」の「アジア太平洋大学交流機構(UMAP)の組織図」をご参照願いたい。総会は毎年1回、大会は2年に1回開催し、ステアリング・コミティー(理事会)は9人のメンバーで、理事会構成国は今までの総会開催国である日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、タイ、台湾で構成し、議長国は次期総会開催国の韓国に決定している。

また、UMAP先行国際事務局運営委員会は国内委員会に移行することが去る9月30日の運営委員会で諮られ、各大学団体はそれぞれ持ち帰り検討することとなった。国大協においては、10月19日開催の本委員会に諮り了承を得たところであるが、本日の理事会にお諮りしたうえ、11月の総会で報告する予定である。

以上のように、UMAPが立ち上げられたことにより文部省もUMAPに対し「21世紀の日本の国際貢献」の一環として位置づけ始められて来たところである。

なお、ユネスコ総会において文部省佐藤事務次官がUMAPについて言及されたこと、また、文部省の来年度概算要求においても短期交換留学生の拡充が図られている旨の報告があった。

2) 日仏高等教育シンポジウムの開催等について

11月5日～6日の両日、フランス国立大学学長会議(CPU)の学長を迎えて東京で日仏高等教育シンポジウムが開催される予定である。

これに関連してフランスのグルノーブル大学とストラスブール大学が旧7帝大と大学間交流協定を結びたいとの要望があるやに聞いている。

3) ドイツ大学総長会議からの申出について

阿部会長と第5常置委員会委員長である私を介して申し出のあった交流計画については、8月6日付け手紙で積極的に受け止めた旨返事をした。また、具体的な交流目的についても、さらに詳細な情報をいただきたい旨、併せてお願いしたいところである。

当面の計画としては平成11年4月12日～17日に国公立大学の代表者各3名を招待して日独セミナーを開催し、日独大学間の交流を深めていくことである。

4) 「日本留学のための新たな試験」の調査協力事項について

日本国際教育協会(AIEJ)において進められている「日本留学のための新たな試験」調査研究協力者会議(座長・中嶋東京外国語大学長)において、留学生にとっては、日本留学のハードルが非常に高いが、それをもう少し緩和できないか、あるいは統一試験そのものを遡って考えられないか、また、渡日前の入学決定ができるのかどうかといった問題をどのように考えていくのかといった意見があった。

他方、各大学においては、それなりにハードルを高くしておかないと困るという事情もあり、今後、更に検討を進めていくこととしている。

5) AAC&U(米国大学協会)からの日米間大

学交流の提案について

かねてからの提案のあったAAC&Uよりの短期留学プログラムによる学生交流に関し、日本側の協力で米国側の予算措置が実現したことから、10月末までに短期留学プログラムを実施している14の国立大学から5校を選び、それぞれが米国の大学3校との学生交流協定校を探すため、平成11年9月に各大学2名を派遣してほしいとの申し出について、JUSSEP小委員会で検討した結果、国大協事務局を通じて14大学に照会するとともに、文部省に費用の一部についての予算措置を要請した。

6) 中国教育国際交流協会主催の中韓日国際会議について

会議の内容を検討の結果、今回は国大協としては派遣を見送る旨回答したことを9月24日の常務理事会で報告し了承された。同様の要請を受けた日本私立大学団体連合会も、今回は派遣を見送っている。

(6) 第6常置委員会(鈴木委員長)

本委員会は10月20日に学生納付金等検討小委員会との合同委員会を開催し、文部省からは、永山視学官、高塩学生課長、合田研究機関課長他8名の出席があった。

1) 平成11年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について

文部省永山視学官より、このことについて詳細な報告があったのち、主として次のような意見交換が行われた。

○ 学長裁量経費約201億、昨年に比較して約60億アップであるが、設備・施設整備費等を含まれると理解してよいのか。

○ 学長裁量経費には、設備・施設整備費等も含まれている。但し、この裁量経費は全く何

にでも使えるというものではなく、10年度と同様の取扱いになると考えている。

- 海外出張旅費については、一部の大学だけでなく、全大学に配分できるようにお願いしたい。
- 外国旅費について、各大学に予算配分ができるよう努めているが、全体額が少ないこともあり、大学の意向等も勘案しつつ配分しているところである。
- 国立学校の施設整備費について、以前から大学等で老朽化に対する整備を陳情しているが、予算的には年々減額の方向にあるように思われる。それは何か理由があるのか。
- 予算全体が厳しい現状の中で、緊急度の高いもの、また、新しい組織への対応等も考慮しなければならないことなども踏まえ、予算編成を策定しなければならない状況にあることもご理解いただければと思っている。
- 研究支援推進経費は外部人材の活用を主としているが、それで十分なのか。本来の研究支援者は、欧米では研究者1人に支援者1人、我が国では研究者1人に支援者0.1人、これで21世紀の研究体制として難しい面があるのではないか。
- 定員削減という状況も踏まえつつ、しかも学術研究の充実を図ることで、研究支援推進経費を今回はかなり増額しており、これを大いに活用していただくことを願っている。
- 大学評価機関（仮称）の創設準備がなされるとのことであるが、それはどのようなもので、どこに設立される予定なのかお聞かせ願いたい。
- 大学審議会答申の中で書かれている第三者機関は、大学共同利用機関と同様の位置付けとされているが、具体的な中身については、

来年度の創設準備段階において検討することになっている。

- 研究設備の高度化で、設備経費が相当減額されているが、これは研究設備の整備完了との観点からなのか、或いは11年度予算における重点配分の含みで減額措置が取られたのか、ご意見をお聞かせ願いたい。
 - これは大学等の基礎研究の推進に資する研究設備整備費で全体予算の調整の中で減らさざるを得なかったが、例年並の経費は確保したいと考えている。
- 2) 学生納付金等について
- 文部省高塩学生課長より、このことについて詳細な報告があったのち、意見交換が行われ、次のような発言内容であった。
- 授業料は私大との格差が医・歯学部を除いてはなくなってきている。依然として、学部別授業料の徴収が考えられている。大学としては、人材育成・教育の機会均等を図る見地から反対である。
 - 平成11年度より、授業料はスライド制となるが、学生納付金に関する要望書は従来どおり必要である。
 - 育英奨学事業費として、平成10年度の有利子貸与650億円に対し、平成11年度は、約1,000億円の増額要求をしている。また、学生の経済的必要性に応じて、額を選択できるようにした。
 - 大学院生等、優秀な学生に対しては教育への投資という見地で給付を考えて欲しい。
 - 貸与に際し、厳格に基準で縛ると、反面、借りられない層が出てくることにもなり、むしろ弾力的に対処した方がよいのではないかと考えている。
- 3) その他

文部省より、大学審議会の中間報告について説明があり、独立行政法人化にかかる部分での、討議が行われた。また、例年、国立大学協会から提出している税制改正の要望について、平成11年度税制改正の要望書4件（会報162号参照）を提出日時が切迫していることから会長、委員長の判断で、自由民主党政務調査会・税制調査会へ提出した旨、報告があった。

(7) 第7常置委員会（丹保委員長）

7月3日の本委員会で、丸山前委員長の千葉大学長退任に伴って、丹保憲仁北海道大学長が、その後任として委員長を務めることになった。本委員会は前回総会以降、7月3日、8月26日、10月22日の3回開催した。

1) 情報公開法について

本年6月の国大協総会において、丸山前委員長から情報公開に関する各大学の検討状況について、お伺いさせていただき旨の発言があり、これを受けて9月21日付けで、各大学の検討状況を照会させていただいた。現在、99大学中26大学から回答をいただいているが、具体的に検討の進んでいる報告はなかった。

この問題に関しては、すでに種々調査され、行政文書データを作成された千葉大学・静岡大学が本委員会メンバーの中心として働いていたが、北海道大学もその作業に加わり検討を進める予定である。

入学試験に関連する部分については第2常置委員会の下にある「大学入試情報開示に関する検討小委員会」の検討結果を、また病院関係については国立大学附属病院長会議での検討結果をいただいでまとめたいと考えている。これらのことも踏まえ、後ほどご審議願うことになるが、開示・不開示の項目と要件を総合的に判断

するために、専門的な知見が必要であると考え、本委員会の下に「情報公開法に関する検討小委員会」を置き、行政法の専門家等を加えて具体の項目を挙げ、不開示のリストを作るとともに、対応組織等の検討も行いたいと考えており、同小委員会の設置をお願いする次第である。

なお、行政文書関係の項目等については、ある程度リストアップされてきているが、研究教育に関する項目が不十分であり、これを新たに検討項目に加えるべきと考えている。

2) 公務員倫理法について

前総会で報告した以後の展開はないが、法案の審議が継続されており、成立後に訓令等の制定の段階に至れば、文部省とよく意見を交換したいと考えている。

3) 助手問題について

本委員会で3年余りにわたり検討してきた助手問題の抜本的討議をする時期ではないかとの意見があり、昨年、第1・第4・第7の各常置委員会委員長と関連の教官も加わっていただき、合同会議を行った。その際の意見として、PD・CDのフェロー制度も拡充されてきている現状も踏まえ、助手制度を廃止する方向で議論していくとの了解で進んでいるところである。今後、本委員会としてもそれに伴う問題について第4常置委員会と連携をとりつつ、この問題を詰めていく段階にある。しかし、このことにより得るものと失うものとの関係をよく見極めていかななくてはならないということで慎重に進めていきたいと考えている。

4) 複写権問題について

本委員会で審議を重ねてきた複写権問題で、大学事務部での文献複写については、来年度から日本複写権センターと複写利用許諾契約を締結するのが妥当との結論に達した。なお、この

場合、契約は大学事務局事務職員数を基準とした包括許諾簡易方式によるのが適当であるとの結論で一応の決着をみた。また、日本複写権センターは任意団体であったが本年10月1日付けで「社団法人」としての認可を得たとのことである。

5) 「高等学術研究員」(ダイヤモンド・フェロー) 制度について

これは、停年教官の研究・教育への高度の貢献の機会を提供することを目的として、ダイヤモンド・フェローのようなものを考えてはどうかという話である。まだ、話が始まったばかりであるが、内容としてはPDと同じような制度で停年教官を対象としたダイヤモンド・フェローシップの制度化を日本学術振興会等へお願いしてはどうかという話もある。このことで、いずれかの機会にご意見を伺うこともあるかと思うが、新しい芽ということで、本日は話題提供としてご紹介だけさせていただいた。

(8) 医学教育特別委員会(鈴木委員長)

本委員会では、10月8日、10月19日の両日にわたって、集中的に議論をした。

1) 医学部・歯学部入学者選抜方法について

医学部・歯学部志望者は生物学を高校で履修すべきとの意見が大勢を占め、その主な意見は次のとおりであった。

- 生物学は医学・歯学と最も関係深い学問である。
- 入学後の学習に支障を来す。さもなくば、大学の授業の程度を下げるか、補習を行わなければならない。補習を行っても十分とはいえない。
- 高校の生物学のレベルが欧米、特にアメリカに比べて非常に低い。教科書が全てではな

いが、教科書を比較すると一目瞭然である。

- 高校では、19世紀の生物学しか教えていない。教師の再教育を行っても、レベルアップしたところで行わない限り意味がない。
- 医学部入学後、基礎医学の習得の段階(4年生)までは、高校で生物学履修者は成績が上位である。
- 生物学は今や医学・歯学部或いは生物系を主とする学問にとどまらず、工学部、経済学部、法学部においても生態系や環境問題を理解する上で必要である。
- 十数年前は医学・歯学の教育においても必ずしも生物学が必要ではなかったとも考えられるが、今や、医学・歯学の基礎・臨床系を問わず、その理解が必要となってきた。以上のような意見が述べられたのち、次のような結論に達した。

①医学部・歯学部志望者は、高校で物理・化学・生物の3科目を必修とすべきである。

②センター試験や二次個別試験、いずれかに物理・化学・生物3科目を課すことが望ましい。

③平成15年度入試を目途に実行することが望ましい。

④要望書(第2常置委員会へ)を作成する。

⑤本来は各大学が個別に入試を行うのが望ましいが、2~3の大学だけでは、志願者の変動を来し意味がない。

2) 4年制メディカル・スクールについて

4年の大学を出た上で、4年制の医学部・歯学部に入る制度で、メリットとしては、

①幅広い人間教育ができる。

②医師・歯科医師を真に志すかを自分で見極めることができる。

③医学部・歯学部の入学に際して、大学で修

めた成績を重視すれば、十分勉強させることが出来、入学は難しく、出るは易しいということとはなくなる。

④種々な学問をした、或いは経験した学生が入ってくるので、学生は切磋琢磨される。現在の一流校の医学部は、比較的學生が同質である。

⑤自大学の出身者の医学部・歯学部入学を30%程度に抑え、他大学出身者を入学させるようにすれば、學生がミックスされる。欧米の一流大学では実行している。

⑥學生は、二度の入学のチャンスがあり、受験地獄の解消に役立つ。

⑦医学部・歯学部のレベルを高く保つことができる。

⑧ある時期にこの制度に転換すれば一時的ではあるが、医師・歯科医師の数を減らすことができる等のメリットがある。

デメリットとしては、

①學生の経済的負担が増大する。

②若くして研究に入るチャンスがなくなる。

③現在、アメリカ等のリベラル・アーツに当たる大学は少ない。

以上のような意見が述べられ、結論としては、現在、学士入学制度を導入したところであり、この制度を視野に入れながら学士入学制度の結果を見て、判断すべきとの意見が多かった。

3) MD—Ph. D コースについて

若い優秀な研究者、特に基礎医学者の養成を念頭に入れて、現行制度の医学部・歯学部の4年修了段階で、大学院に進み3～4年の研究が出来、研究終了後、また医学部の5年に戻り、2年の臨床科目を履修して卒業する、MD—Ph. D コース等が望ましい。

勿論、臨床に戻らずに Ph. D のまま修了する

こともできる。多様性ある MD—Ph. D コースの導入の検討が必要である。

(9) 教員養成特別委員会(木下委員長)

本委員会は、春の総会以降、第2回委員会(7月17日)、第3回委員会(10月22日)を開催するとともに、専門委員会を数回開き、次の事項について審議し、当面する諸課題への対応を行ってきた。

1) 各種の審議会からの「国大協」見解の依頼への対応について

阿部会長の指示により、各種審議会への意見具申を本特別委員会として検討し原案の作成を行い、「資料15・16」のとおり提出した。

- ・中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」(中間報告)についての見解(H.10.6.15提出)——(会報第161号参照)

- ・教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」(中間報告)についての意見(H.10.8.24提出)

- ・教育職員養成審議会大学院等特別委員会「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」(審議経過報告)についての意見(H.10.10.14提出)

2) 「国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査」について

本委員会の設置継続の事由のひとつである「21世紀への教育改革と国立大学・学部における教員養成教育の在り方」の検討課題とかわかって、教員養成課程入学定員5,000人削減に伴う教員養成系学部の改組・改編の状況、教員免許法改正と大学における教員養成教育、現職教員の大学院修士課程受入れ等教員の資質の向上に向けての大学院の役割等について多角的な検討を重ね、数回にわたる専門委員会の検討作業を経

て、「国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査」を実施することが了承された。

については、同アンケート調査を教員養成系の単科大学の学長及び教員養成系の学部長あて並びに総合大学の学長あてにご依頼し、11月末日までにご回答いただくことになるので、ご協力方をお願いしたい。

(10) 大学評価に関する特別委員会 (阿部委員長)

この特別委員会は、本年6月の総会で設置が認められ、その後、本委員会を7月16日と8月31日に開催した。

1) 7月16日開催の委員会について

本特別委員会の設置については、会長から、国大協は現在国立大学が置かれている状況を認識し、行政改革のうねりに対して受け身でなく能動的に対応すべきであるとして「大学の評価システム」について新たに特別委員会を設けて検討することが提案され、理事会の議を経て6月の総会で本委員会の設置が認められたものである。

文部省高等教育局から、長谷川企画課長、清水大学課長、常盤大学改革推進室長及び岩本企画課長補佐にご出席いただき、6月30日公表の「大学審議会中間まとめ」の中の「大学評価」を中心に説明していただき、質疑応答を行った。なお、6月頃までは、この第三者評価機関については、高等教育局大学課が窓口となっていたが、その後、窓口が同企画課に変わり長谷川企画課長及び岩本企画課長補佐が担当することになった。

また、この問題を検討するにあたり、大学評価について実績のあるイギリスの実情等につい

て、広島大学教育学部安原義仁助教授にご出席願ひご説明いただき、質疑応答を行った。

2) 8月31日開催の委員会について

前回に引き続き、広島大学教育学部安原義仁助教授にご出席いただき、個別具体の大学を取り上げて、イギリスの大学評価についてご説明していただいたのち、質疑応答を行った。

また、文部省高等教育局から、長谷川企画課長、常盤大学改革推進室長及び岩本企画課長補佐にご出席いただき、①「大学審議会中間まとめ」についての関係団体の意見の概要、②今後の日程を含めた審議会の審議状況、③文部省科学研究費補助金による「大学評価機関に関する研究グループ（研究代表者：阿部東北大学長）」の発足、④第三者評価機関の創設準備を平成11年度概算要求したことの説明をしていただき、委員長から「大学評価機関に関する研究グループ」について補足説明の後、質疑応答を行った。

引続いて、大学評価の在り方について、今後の審議の進め方も含めて意見交換が行われた。

「大学審議会中間まとめ」で提案されている外部評価システムについて、いろいろ懸念はあるが、第三者機関による評価の必要性ということでは各委員の意見が一致しているように思われる。但し、この第三者機関というのは、諸刃の剣のようなところがあるので、よほどうまく対処していかないと、却って教育・研究の活性化がダウンしてしまうことにもなりかねないので、そのあたりのケアを徹底的にやっていく必要があるということを前提にしている。

(11) 大学教育における《リベラル・アーツ》 の役割をめぐる特別委員会（蓮實委員長）

現在、報告書を書くためのドラフトの執筆にかかっているところである。これに関しては「大

学審議会中間まとめ」の中にも教養教育に対する配慮ということが触れられており、そのことも踏まえつつ、これまでに数回におよぶ本委員会を開催させていただいた。

この間、実に多くの白熱した議論があったが、委員長としては、議論することと、まとめることとは違うように思われるので、一旦打ち切らせていただき、報告書のドラフトを作成したうえで、各委員に読んでいただき、改めて審議する方法で議事を進めさせていただいた。その中で問題となったのは、かつての一般教育を学校によって、「教養教育」や、「全学共通教育」などさまざまな呼び方をしているが、これを出来れば、それにふさわしい新しい呼称につくりあげねばならないという点であった。

また、この問題についての各大学の事情を伺ったところ、やはり学長主導型の全学的な組織にしない限り、その成果をあげることが難しいとの方向が出された。

なお、文部省では教養教育という形での組織化、或いは、さまざまなアイデア等に対し、若干の予算的基盤があるようなので、各大学においても、それを活用されるのも良いのではないかと考えている。

(12) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 (佐藤委員長)

本委員会は、9月11日と10月9日に開催し、次のことを主に審議した。

1) 第1回委員会(9月11日)について

① 50周年記念式典について

記念式典は、平成12年11月の国立大学協会総会時に開催するのが適当と考えるが、式典の内容・規模については、次回委員会までに30周年の際の記念式典を参考にして事務局で原案を作

成し、それに基づいて検討することにした。

② 記念品について

新たに記念品を考えるより、現在理事会等で検討中の協会のエンブレムを流用し、色を変えて裏面に「国立大学協会50周年記念」の文字を入れてはという意見が有力であった。

③ 「国立大学協会五十年史」の編纂について

「国立大学協会三十年史」を参考に検討し、「五十年史」の中心となる「五十年のあゆみ」の執筆が最重要課題であること、50年間の国立大学協会の重要事項を拾い出して当時の関係者あるいは適任者に執筆を依頼すること、年表を作成すること、付録の資料は一般的な資料でなく、協会独自の資料に限定すること等の意見が出され、次回委員会までに事務局で年表の原案を作成し、それに基づいて重要事項の選定を行うことにした。

2) 第2回委員会(10月9日)について

第1回委員会の審議を受けて、事務局より記念式典(案)・年表(案)、国大協が出した要望書・意見書のリスト等が提出され、それに基づいて意見交換を行った。

① 50周年記念式典について

平成12年11月14日(火)・15日(水)開催予定の国大協総会に合わせて、式典・祝賀会を(i)第2日目15日(水)午後、(ii)総会の翌日16日(木)に挙行する2案を検討したが、参加予定関係者が皆多忙であろうとの理由から、(i)案で計画を立てることにした。式典・祝賀会の時間及び内容、招待者、会場等についても意見交換し、継続審議とした。

② 記念品について

前回のエンブレムの流用を確認した。

③ 「国立大学協会五十年史」の編纂について
事務局作成の年表(案)、要望書・意見書のり

ストに基づいて、「五十年史」に載せる年表の作成方法等、意見交換をした。しかし、年表案、要望書・意見書のリストがいずれも相当の量があるため、具体的な検討は次回に行うこととした。なお、式典・祝賀会・「五十年史」出版に関する記念行事全体の予算措置についても話し合われた。

3. 大学入試センターからの報告

廣重所長から、大学入試センター試験に関し、次のような報告があった。

平成11年度大学入試センター試験については、来年1月16日、17日の2日間実施することになっているが、その志願状況についてご報告申し上げたい。去る10月21日に受付を終了したところであるが、この時点での志願者数は、昨年度の同時期に比べ約9,000人の減となっており、約56万1千人である。このうち、現役志願者が1,000人の増で41万5千人、浪人生は1万人減の14万5千人である。最終的な確定志願者数は12月上旬に公表する予定である。

ついで、来年1月の大学入試センター試験実施にあたり、各大学の今までの支援に対する感謝の意と今後の協力方要請について述べられた。

以上の報告があったのち、鈴木医学教育特別委員長から、先の委員会報告で述べたように、入試センター試験における物理・化学・生物の3科目を取らせることについて、現行のセンター試験の枠組みの中で、物理的な可能性の有無等について、入試センターとしての考えをお聞かせ願いたいとの発言があった。

これに対し廣重所長から、基本的にどの科目を取るかは大学自身の姿勢にあると考えている。すなわち大学がこの科目は必要であり、履

修しておくべきとの意思表示をしていただくのが前提である。それは入試センターでその枠を設けたとしても大学の意思表示がなければ、折角作った枠を、利用する学生が出ないという事態にも成りかねないからである。それを受けて、入試センターとしては、その枠づくりに工夫を凝らす等の作業を考えることになるが、物理的に現試験時間枠の縮減を図るにしても各大学にそれを提示し、ご了解を得る必要があるとの意見が述べられた。

II 協 議

1. 小委員会の設置について

会長から、第7常置委員会のもとに、「情報公開法に関する検討小委員会」を設置することにつき、丹保委員長から説明願いたい旨、述べられた。

ついで、委員長から「資料17」に基づき説明があったのち、小委員会構成委員に、病院長会議のメンバーから新たに1名を加える予定であるが、現在人選中のため猶予をいただきたく、このことも含め、併せてご審議願いたいとの発言があり、異議なく了承された。

引続き、会長から、本件は会則上(27条)、常務理事会の承認事項となっているが、現在、開催の予定がないので、本理事会でご審議願った次第であるとの説明があった。

2. 委員会委員の交代について

会長から、常置委員会及び小委員会委員について「資料18」のとおり交代してよろしいかお諮りしたい旨述べられた。なお、小委員会の委員交代については常務理事会の承認事項となっているが、現在のところ開催の予定がないので、

本理事会でご審議願った旨述べられ、了承された。

3. 国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領、実施細目について

このことについて、杉岡第2常置委員会委員長より「資料19」に基づき説明があり、原案どおり承認された。

引続き会長から、本件について11月の総会への提出について諮られ、異議なく了承された。

4. 当面する諸問題について

(1) 国家公務員の定員削減について

会長から、去る8月27日に文部省高等教育局長及び関係担当者と会長、両副会長出席のもとに、国家公務員の定員削減に関する話し合いの場が持たれ、このことについて、文部省側の説明を受けたとの報告があった。

その内容については、既に新聞報道等でご承知のことと思うが、2001年から2010年の間に国家公務員の定員を10分の1削減をするということで、この方針は既に中央省庁改革基本法案に規定されているところである。

その削減は、新規採用の抑制、退職者の不補充等により純減として行うこととされている。具体的な削減目標は、国家公務員55万人を母数としてその10分の1に当たる5万5千人となる。更に国立病院、国立試験研究機関等の独立法人化に5万5千人が想定されており合わせて、11万人を削減するといわれている。

この削減数は国家公務員55万人に対し、20%に相当する数であり、総理の発言としても報道されているところである。

なお、国家公務員総数55万人というのは、総定員法による国家公務員総数約115万人から郵

政公社（エージェンシー化）への移行分約30万人と自衛官約30万人、併せて約60万人を差し引くと、残りの国家公務員は約55万人と算定されることを根拠としている。

そこで、国立大学においても10%の削減を前提としたとき、どのような対応が考えられるのか、ということが問題となってくる。

平成10年度末における国立大学の定員総数は、本日配付の「資料20-3」を見ていただければお分かりのように教官・事務官・看護婦等を含めて135,027人である。従って削減数は13,500人である。

第9次定員削減までは、事務職員を中心として行ってきたが、現状においては、事務職員を中心とする削減は不可能な状況にあり、これ以上の削減をすれば致命的なダメージを受けることとなる。このような状況から、教官の定員削減を考えざるを得ない段階にきている。

このような状況を踏まえて、文部省としては一つのシミュレーションとして事務職員8,000人、教官5,500人を削減数として想定することができるという話があった。

この場合、事務職員の削減数に対応するには、思い切った人事・会計制度の弾力化、組織の統合・再編等を行うことが必要となる。

また、教官については、例えば分野別の需給状況等を勘案することも必要となるという説明があった。

更に、これと関連し、独立行政法人については、来年4月に独立行政法人化の法律が提出される予定で、1月には、大綱が決まり、対象機関が明らかになることになっている。この時点で、どう対応するのか、年内には詰めた話をしておかないといけない。独立行政法人の形が大学になじむかどうか問題はあるとしても、“国立

大学”という今のままの設置形態で良いのか、或いは、又別の形の法人化はどうかという議論は今後もあり得る。

以上のような説明があったのち、定員削減問題の対応について文部省高等教育局から国大協に対し、9月末くらいまでに意見を出して欲しいということであった。

かなり急いでいたこともあり、9月24日に常務理事会を開催し審議した。

常務理事会の結論として「今回の定員問題、特に教官の削減にも及ぶ話は、日本の高等教育制度の根幹に係る重要問題であり、単に財政的観点からのみ行われてはならない。どうしても避けられない場合でも、日本の高等教育全般を考えたら、国立大学の学術、教育、研究上の役割を踏まえて、何らかの客観的評価機関の評価を踏まえてなされるべきである。」との主旨を文部省に伝えた。

これについて、文部省で結論がだされているわけではないが、このようなことがあったことを、ご報告申し上げるとともに、後ほどご議論をいただきたいと思っている。

独立行政法人化の問題については、さまざまな報道がなされているが、依然として流動的であり、予断を許さない状況にある。

引続いて、会長から、現在、自由民主党文教部会及び総務庁等の動きもあるようであるが、例えば、来年4月に法案が成立したとしても3月までの間、どこかが具体的にアドバルーンを上げるとか、あるいは何かをマスコミに情報を流すということもあり得るかもしれないが、組織だった形で議論していけば、少なくとも文部省は反対の姿勢を持ち続けられると思われ、直ぐに決めてしまうようなことはないと思察している。しかし、行政改革そのものの見通しとの

関連で、突発的に出てくる可能性もあるかもしれない。

心配なのは、国立大学全体としてではなく個々に名指しされる可能性があるということで、以前に東大、京大が紙面に出了ように、文教部会等が個別に名指しで来た時に、我々は、これに対しどのような対応をすべきかという問題がある。

名指しされた大学は大変な苦勞をするわけであるが、そこで緊急の理事会あるいは常務理事会を開催し、その対応策について議論しなければならない。また、文部省との対応関係についても事前の方策を考えておかなければならない。

問題は、突然、ある大学を名指しで言われて来た時に、国大協全体として、これにどう対処するか考えておかなければならない時期が近いうちに来るのではないかと危惧している。

ついで、会長から、以上のとおり、今までに得た情報等を踏まえ、ご報告申し上げたところであるが、このことについて、ご議論をいただきたい旨述べられ、次のような意見交換が行われた。

○ 今報告のあった話の筋として、教官の5,500人削減が具体的にどこをどう削減すべきかということが難しいというのであれば、それはエージェンシー化とドッキングして来る話であると理解してよいのか。

○ その可能性はあるかも知れないが、文部省はエージェンシー化に反対している。従ってエージェンシー化は、直ぐには了解しないであろうが、現実には定員削減をしなければならない。そこでどのような形でドッキングするかは分からないが、それとは別に5,500人という数字も考えなければならない状況にある

のではないかと思われる。

- この5,500人という数字は、総務庁が国立大学には空き定員があるではないかとよく問題にする。その意味でこの数字が出されてきたのではないか。
- 独立行政法人化の内容等が、未だに明確にされていないのは、何かそれなりの理由があるのか。
- 分からせないということよりも、まだ、決まっていないのが実態であろう。私も、ある行革特別委員会の専門家に問い合わせをしたことがあるが、何も出来ていない状況のようである。ただ、少なくともイギリス型のエージェンシー化をすれば効率性の追求が出来るとか、アイデアとしてあるだけで、国立大学をどうするかというようなことは全く議論されていないようである。
- この問題は、1兆5千億円の特別会計にあると思っている。つまり、文部会の人達は国立大学が1兆5千億円を独り占めしているのは、怪しからんという思いもあるのではないか。国立大学に比べ、私立大学は全体でも3千億円しかない。従って、例えばこれから授業料問題が出てくると、その一つとして私大医学部の授業料は非常に高いので、国立大学においても学部別授業料の問題が出てくる可能性もあるわけであり、その時に金銭面で、文部省が私学の医学部学生に対しても授業料を補助する形での解決の道があり得ると思われる。つまり、現在の国立大学の現状のまま内部での改革は当然でそれはおくとしても、その問題が、一番大きな問題である。我々は理念とか国立大学の在り方等を考えてしまうが、基本的には、その1兆5千億円の行方だと思う。文部会の人達もそうである

ように、独立行政法人の中身は誰も知らず、かつ、それを将来的目標としている人はいないと思われる。つまり、民営化するための手段として3～5年間やり、効率が良ければ、そこで民営化するという見通しとなっている。

国立大学協会としては、個々に対して各個撃破されたときに、どう対処するかは、いずれ考えておかなければならない問題でもあるし、その可能性は高いと思われる。

特に、都市型の大学について、旧帝大はそのまま存続し、これを中心に、その周辺の大学は統廃合を行う。都市型の比較的小規模な大学は独立行政法人化の道を考えるというような話もある。

このあたりについて正式な会議等で聞いても今は何も考えていないという返事であるが、全く考えていないわけではなく、個人的には、それぞれ考えていると思われる。

従って、今申し上げたような一つの形が、将来的には文部省が考える妥協点だと思うし、また文部省独自では最後まで戦いきれない面もある。今は反対姿勢であるが、どこまで戦いきれるかここ2～3年ではなからうかと思っている。

以上のような意見交換があったのち、会長から、この問題については、今直ぐ結論を出すというわけにもいかないの、今後の推移を見つつ対処していかなければならないと考えているが、本日は当面の諸問題として、あと2課題残しているので、次の課題へ移らせていただきたいとの発言があり、了承のうえ、次の審議に入った。

(2) 高等教育評議会について

会長から、これは聞き慣れない名称であるが

常務理事会で話題になったことをご披露させていただく。先の議論とも関連するが、今日の大学を取り巻く状況の中で、国立大学の将来をどう考えるか、また、現状のまま固定せずに公私立大学も含めた日本の高等教育の将来の在り方に関し、考えていく必要があるのではないかという点で、意見の一致をみたところである。

それではそれを誰が考えるかという点、文部省へお願いする問題ではなく、我々自身で考えようという従来のパターンとはだいぶ違うものであり、国大協の制度として考えていいものでもない。

ついては、内容等について、蓮實副会長からご紹介していただき、その後にご意見をお聞かせ願いたい。

ただ今、会長からお話のありましたことについて、私にご下命があり、それを受けて検討を進めて来たところである。

当初、常務理事会の討議では、アカデミック・カウンシルというものが必要ではないかという話であった。大学審等の英訳を見てみると、やはりカウンシルとなっているので、既存の機関の学術振興会、その他のものとの変化をつける意味から、ここでは、あえて高等教育と教育の部分で強調し、高等教育評議会というものがなければいけないのではないかということをご提案したわけである。

日本には、長期的な展望のもとに高等教育の問題を考える機関がない。一方、個別の問題については大学審議会のような審議会が文部省にはいくつかあり、しかも英知を結集した集まりではあるが、それは当面の諸問題を解決する形のもので、今回の大学審の答申をご覧になられたように、21世紀の先まで見据えていない、非常に短いレンジのものである。我々としては、

これらのことも踏まえつつ、新たな機関を設置したら如何がなものと考えた次第である。

このことに関して会長から全く文部省に話をしていない訳ではなく、それとなく反応を見た限りでは、それは面白い考えであるが、大学審の答申が出たばかりのところ、そのようなものを出せば、答申をもとに大学改革を進めようとしているその方向性を、ややねじ曲げはしないか心配であるとの話であった。しかし、それは事実であろうが、せめて将来を見つめた高等教育についての答申がなされてもよいような感じがした。さらにこれからは、政府予算の枠内というより、納税者の人達に向かって、国民総生産の何パーセント位を高等教育に回していただけるかというような、一種の学問的な契約のようなものを国民と高等教育の間で結んでいかなければならないのではないかというようなことを考えて討議をしたところであるが、今後いろいろなご意見を頂戴したうえで、タイミングを見計らいながら、しかるべきところとご相談していくのもよいのではないかと考えている旨の経過説明があった。

ついで、会長から、大学審の問題も含めて、独立行政法人化等いろいろな問題が山積している状況の中で、我々は何を目標として行動するか一つの考えを持った。それは、現実の審議会等では、将来を見据えた高等教育の議論や提言をしようとする気まずい雰囲気になりかねず、蓮實副会長も言われたとおりショート・レンジに進められ、その状況に縛られてしまう。従って、独立行政法人化についても具体的にどう対応するか当面はそのことで追いつけられる状況にならざるを得ない。しかし、高等教育の問題は、短いレンジのものではなく、将来的に夢を抱けるような議論をどこかでしておかなければ

ればならない。

少なくとも国大協の中からこのような意見が出て来たことは素晴らしいことで、今後、国大協の中でご議論いただきたいと願っている。

この問題は、行政に縛られるような形ではなく、我々が高等教育の将来のあり方を考えるという姿勢を示していくことが重要なのである。

当面、国大協の中で議論することになるが、いずれ、しかるべき時期を見て、新聞報道や公私立大学あるいは一般に向けて発言することになるかと思う。将来的に財政等いろいろ問題もあるかも知れないが、差しあたりこの形で、日本の高等教育の将来について夢を託せるようなことを考えている。

この問題については、本日、ご披露するだけに止めさせていただくが、個々のご意見を改めてお聞かせいただければ幸甚である旨、述べられた。

さらに会長から、大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(中間まとめ)の対応については、長尾委員長、佐藤委員長、丹保委員長からも、先に委員会報告があり、また既に対応もしてきているので、当面の諸問題は、これをもって終わらせていただきたいとの発言があり、了承のうえ、次の審議に入った。

5. 次期会長について

会長から、この11月30日をもって一橋大学長を任期満了により退任することになった。ついては、それに伴い国大協会長も退くことになるので、後任会長の選出についてお諮りしたい。会則によれば、会長は「理事の互選により定める」(第20条第2項)となっているが、その互選の方法について、前回は同様にお諮りした結果、投票によることとしたが、今回も同様に投票に

よる方法を提案したい旨諮られ、異議なく了承された。

また、開票立会人には監事(兵藤埼玉大学長、板垣横浜国立大学長)をお願いすることとした。

投票の結果、蓮實理事(副会長、東京大学長)が次期会長(平成10年12月1日付就任)に選任された。

次に、副会長が会長に選任されたことに伴い1名空席となる副会長の投票が行われた結果、中嶋理事(東京外国語大学長)が次期副会長(平成10年12月1日付就任)に選任された。

III その他

1. 第103回総会の日程について

会長から、来る11月11日、12日両日開催の第103回総会の日程を「資料23」のとおりとしてよろしいかお諮りする旨述べられ、了承された。

2. 第104回総会の日時・場所について

会長から、来年6月総会の日時・場所を「資料24」のとおり予定したいので、ご了承いただきたい旨述べられた。

3. エンブレムのデザインについて

6月の理事会において、ご了承をいただいたエンブレムの作成について、その後、澄川東京芸術大学長をお願いして、同大学の飯野一朗助教授による「デザイン」(案)が幾つか示されたので、ご意見をいただきたく、今お配りした投票用紙にご記入のうえ、提出願いたい。なお、その集計結果を参考にしつつ最終的には会長、副会長にご一任願いたいとの発言があり、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第103回 総 会〔第1日目〕

日 時 平成10年11月11日(水) 10:00~16:30

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

初めに、阿部会長から開会の挨拶に引き続き、次のように述べられた。

ご多忙のところご出席いただき、厚くお礼申し上げます。今総会は定例総会であり、各委員会からの審議状況の報告をいただくとともに、いくつかの案件についてご審議いただきたい。

なお、大学入試センター試験についてご説明願うため、後刻大学入試センターの廣重所長にご出席いただくことにしているので、ご了承願いたい。

○ 会議資料の確認

事務局から、今総会の配付資料について説明があった。

○ 日程について

会長から、今総会の日程については、「資料3」のとおり執り行いたい旨諮られ、了承された。

I 報 告

1. 学長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前 任)	(後 任)
山形大学	坪井 昭三	成澤 郁夫
茨城大学	橋本 周久	宮田 武雄
千葉大学	丸山 工作	磯野 可一
長崎大学	横山 哲夫	池田 高良

2. 委員長の交代について

会長から、前回総会以後交代になった委員長

について、次のとおり紹介があった。

(委員会) (旧委員長) (新委員長)

第7常置委員会 丸山 工作 丹保 憲仁
(千葉大学長) (北海道大学長)

3. 会長、副会長について

会長から次のように報告があった。

現会長が学長の任期満了に伴い本年11月30日付で退任するので、去る10月23日開催の理事会において、次期会長の選出を行った結果、蓮實東京大学長が選出され、また、蓮實副会長の後任には中嶋東京外国語大学長が選出され、いずれも12月1日付で就任していただくことになった。

4. 小委員会の設置について

会長から、去る10月23日開催の理事会において、「資料5」のとおり、第7常置委員会「情報公開法に関する検討小委員会」を設置することが承認された旨報告があった。

5. 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項については、「資料6」にその概要が記されているが、ここでは簡単にその要点をご報告することとした。なお、国大協の事業報告については、「資料7」(「第103回総会国立大学協会事業報告」)を、また、国大協宛の要望書については、「資料8」(「国大協宛要望書一覧等」)をご参照願いたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

(1) 「国立大学教官等の待遇改善について」の要望について

7月6日、阿部会長、梶井第4常置委員会委員長、伊藤事務局長が人事院に赴き、市川人事官等と面談し、要望を行ったのち、大蔵省並びに文部省に赴き、関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。

(2) 「研究所運営経費等の削減問題について」の要望について

7月14日、阿部会長、蓮實、阿部各副会長が文部省佐藤事務次官と面談し、研究所運営経費等の削減問題について要望した。

(3) 「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(中間まとめ)に対する意見について

文部省高等教育局から、『大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(中間まとめ)』について意見を求められ、8月20日、意見を提出した。

(4) 「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方について」(中間報告)に対する意見について

文部省教育助成局から、『教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方について」(中間報告)』について意見を求められ、教員養成特別委員会に依頼し、8月24日、意見を提出した。

(5) 「人事院勧告の取扱いに関する要望」について

6月の第102回総会においてその取扱いを会長及び第4常置委員会委員長に一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議してまとめ、9月11日、第4常置委員会の梶井委員長及び小泉委員、伊藤事務局長が総務庁、大蔵省、文部省に赴き、

総務庁長官、大蔵大臣、文部大臣並びに関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。

(6) 平成11年度税制改正に関する要望について

「大学等と民間企業等との共同研究について、民間企業等が支出する試験研究費に対する法人税の税額控除制度の延長・拡充に関する要望」等を9月25日、自由民主党政務調査会、税制調査会に提出した。

(7) 「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方について」(審議経過報告)に対する意見について

文部省教育助成局から、『教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方について」(審議経過報告)』について意見を求められ、教員養成特別委員会に依頼し、10月14日、意見を提出した。

(8) 全国大学高専教職員組合(全大教)との面談について

全大教からの申し入れにより、7月2日、梶井第4常置委員会委員長が三宅副委員長ほかと会い、大学審議会の中間まとめへの対応状況について面談し、また、10月22日、梶井委員長が高橋書記長ほかと会い、教務職員問題等について面談した。

6. 各委員会委員長報告

各委員会からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

各委員会の審議状況の要旨を「資料9」にまとめて配付してあるので、ご参照いただきたい。なお、協議題となっている事項については、後刻、協議のところで説明をお願いすることとしたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況

について各委員長から概ね次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会(長尾委員長)

前回総会以後2回本委員会を開催し、大学審議会「中間まとめ」に係る対応を中心に審議を行った。

前回総会において、現に取りまとめつつある「中間まとめ」に国大協の意見をできるかぎり反映させられるように、第1常置委員会で早急に検討するよう要請があったので、6月17日、総会終了後、急遽臨時の委員会を開催し、「中間まとめ」(案)等をもとに検討のうえ別紙1(「資料9」参照)のとおり意見をまとめ、大学審議会の部会に所属している学長方を通じて、この趣旨を「中間まとめ」に反映されるよう努めていただくこととした。続いて、7月14日に委員会を開催し、6月30日に公表された「中間まとめ」について検討を行い、別紙2(「資料9」参照)のとおり意見を取りまとめ、7月28日開催の常務理事会に提出した。この意見は他の委員会の意見と合わせて「中間まとめ」に対する国大協の意見として、会長、副会長のもとでまとめられ、8月20日、大学審議会に提出された。

(2) 第2常置委員会(杉岡委員長)

去る9月30日及び10月23日に本委員会を開催し、主として次の事項について報告と審議を行った。

1) 報告

①文部省から、日本国際教育協会に新たに設置された「日本留学のための新たな試験調査研究協力者会議」で新たな試験についての基本的な方針を取りまとめるに際し、本委員会の意見を伺いたい旨要請があり、後日、委員から寄せ

られた意見を10月21日開催された同協力者会議で披露した。

②大学入試センターから、平成13年度センター試験の試験実施が1月第三週の土曜・日曜で一番遅い1月20日・21日となることに伴って大学入試センターの業務処理日程が各大学の個別学力検査の業務処理に影響が及ぶので、事前に周知しご協力を得たい旨報告があった。

2) 「平成11年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について

各大学が追加合格者を決定するについては、既に入学手続を完了している者はその対象者とし、しないこととして大学間の情報交換の具体的取扱いを定めているが、平成11年度についても従来どおり実施することを決定した。

3) 「国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領、実施細目」(案)について
この件については、後刻ご審議いただきたい。

4) 大学入試の情報開示について

第7常置委員会からの検討要請をうけて、本委員会のもとに「大学入試情報開示に関する検討小委員会」を設けて入試の情報開示の問題について検討してきたが、このほど「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」(「資料10」)をまとめ、これを各大学長あて送付のうえ意見照会を行っているところである。今後、各大学のご意見を参考に「大学入試情報開示のガイドライン」を作成したい。

5) 大学入試センター試験の「理科」の試験時間割について

平成9年度センター試験から「理科」の試験時間割が3コマから2コマになった。これは高校学習指導要領の改訂に伴い、従来の「社会」が「地理歴史」と「公民」に分離独立したこと

などによる措置であり、その結果、「物理」と「生物」の両科目を合わせて選択受験することが不可能になった。これについて国大協では、試験日程が2日間8コマという制約のもとでは止むを得ないが、今後、選択の可能性を増やす方法を研究していただけるようお願いした経緯がある。このほど、大学入試センターから、この問題の改善方策として、①理科の試験のコマ数を1コマ増やす、②連続した2コマの中で2科目を選択する、及び①、②それぞれのバリエーション、の計6つの検討案の提示があり、これを検討したが、技術的な面にとどまらない問題もあり、引続き検討していくこととした。

6) 国立大学医学系学部のセンター試験及び個別学力検査における「生物」の導入について

医学教育特別委員会から、同委員会における審議の結果、医学教育を行う必要上、国立大学医学系学部はセンター試験又は個別学力検査で、「物理」、「化学」、「生物」の3科目を課すことが望ましいとの意見となり、本委員会にこれの検討要請があった。これをうけて、本委員会で検討したが、「物理」、「化学」、「生物」は医学系にかぎらず生物系学部を通じて必要であり、生物系学部全体の問題として考えられるべきではないかという意見もあり、また、大学入試センターでは、センター試験で理科の3科目選択受験はすぐ実現できる状況にないということであるので、今後、センター試験と個別学力検査とを組み合わせるなどの方法も含めてこの問題を検討していきたい。

(3) 第3常置委員会（佐藤委員長）

前回総会以後、作業委員会を2回（7月21日、9月4日）、本委員会を1回（10月14日）開催し

た。この間、大学審議会「中間まとめ」の教育に係る部分について意見をまとめるよう要請があったので、各委員の意見を伺ったうえ意見書を取りまとめて会長に提出した。作業委員会は、主としてインターンシップの実施状況調査に係る作業を行ったものであり、ここでまとめられた調査結果が本委員会に報告された（「資料11」）。但し、これは初期調査であり、なお各大学から寄せられたご意見の分析とともに、インターンシップの内容等について調査検討し、意見をまとめたいと考えている。このほか、学生の保健に関わり、豊岡専門委員から、国立大学等保健管理施設協議会が作成中の「学生の健康のための《保健管理センター》の現状改善に関する要望書」（案）に即して、学生の健康管理・保健体育科目の減少化の現状と保健教育の必要性等について報告説明があり、意見交換した。特に深刻な問題として、私費外国人留学生の健康診断及びそのための財政措置の必要などの指摘があった。

(4) 第4常置委員会（梶井委員長）

既に提出した「教官等の待遇改善に関する要望書」の中の要望事項の一つに、夜間主コース担当教官に対する特別な給与措置の一項が入っているが、夜間主コースを置く大学の事務局長会議でもこの問題について協議し、委員会を設けて実態を調査したうえ対処方針を出すことにした由である。

本委員会では、長年の懸案であった技術職員問題が技術専門職制度の創設という形で一定の進展をみた反面、教務職員の処遇上の不利益性がクローズアップしてきているので、現在、教務職員問題を中心に議論している。もともと研究技術専門官俸給表の新設を提起したときは、

技術職、教務職、さらに助手の一部も含めて技術補助職全体の処遇改善としてとらえて取り上げていた経緯があり、現在、教務職員問題は取り残された形になっていて、全大教等からも再三、この問題の抜本的解決を要望されている。教務職員問題については、本委員会として1991年10月に「教務職員問題に関する検討結果報告」を取りまとめている、その中で、運用の不適切さが教務職員問題を生んだ大きな要因であることを指摘し、その運用の適正化と問題解決に向けた具体的指針（A：現行教務職員制度を存続させながら、運用の正常化に努め、新規採用の資格基準を助手相当に改める。B：教務職員定数を、助手以上への振替え、他職種への異動等により、段階的に整理する）を提示した。その後、1994年5月に各大学の取組み状況を調査し、一定の進展を確認しているが、引続く各大学のご努力の結果、1994年の時点で1,406人であった教務職員数は現在857人にまで減っている。教務職員は教育職俸給表を適用されているが、その身分は教官ではなく、助手とも違い教特法を準用されない。また、俸給上昇給カーブが40歳台になると急激に鈍化し、同一年齢の技術職員に比べて不利な構造になっている。そういうことから、抜本的な解決が求められており、今後この問題の検討を進めたい。

(5) 第5常置委員会（中嶋委員長）

1) UMAP（アジア太平洋大学交流機構）の総会報告と同国際事務局の開設について
第6回 UMAP 総会が、去る8月25日から27日までタイのバンコクで開催され、そこでUMAP憲章（「資料14」）を採択するとともに、この4月から設置されていた先行国際事務局（東京大学駒場キャンパス内）を正式な国際事務局

局とすることが決定された。（「資料12」参照）総会には、国大協から中嶋東京外語大、桂琉球大各学長、水岡一橋大、二宮広大、猪口東大各教授らが出席したほか、公立大学協会、日本私立大学団体連合会の代表、文部省から林留学生課長らが出席した。今回の UMAP バンコク総会を転換点として、UMAPは構想段階から実施段階へと発展することとなり、国際事務局も徐々に体制を整えつつある。このような経過を踏まえ、去る9月30日開催の UMAP 先行国際事務局運営委員会において、同委員会を今後国内委員会に移行させることを諮り、各大学団体はそれぞれ持ち帰り検討することになった。国大協においては、10月19日開催の本委員会及び10月23日開催の理事会に諮り、これが了承された。また、UMAP 憲章に基づく UMAP 理事会（6カ国9名構成）の日本選出のメンバーとしては、中嶋（事務総長）、猪口（事務次長）、桂の3委員のほか谷岡委員（大阪商業大学学長）が決定し、これにオーストラリア、ニュージーランド、タイ、韓国、台湾の5つの国・地域から各1名が近く決定する予定である。

2) 日仏高等教育シンポジウムの開催について

フランス国立大学学長会議からの要請をうけて、同会議の多数の学長を迎えて日仏高等教育シンポジウムが去る11月5日、6日の両日、東京で開催された。国大協からは蓮實東京、阿部東北、長尾京都、江口熊本、中嶋東京外語の各学長が参加し、有意義な催しであった。なお、同会議からはシンポジウムの開催について継続の要請がある。

3) ドイツ大学総長会議からの申し出について

ドイツ大学総長会議から、来年4月に日本の

国公立大学の代表者各3名を招待して日独セミナーを開催したい旨申し出があった。これについては、ドイツの具体的提案を待って検討することとした。

4) AAC&U (米国大学協会) からの日米大学間交流の提案について

AAC&U から、短期留学プログラムによる学生交流に関し、短期留学プログラムを実施している国立大学(14大学)から5校各2名の教官を本年10月末までに選定し、来年9月に米国の3つの大学に派遣してほしい旨申し出があった。そこで、JUSSEP 小委員会で検討した結果、この申出をうけることとし、14大学に照会した。なお、文部省に対し派遣に伴う費用の一部について予算措置を講じていただけるよう要請した。

5) 中国教育国際交流協会主催の中韓日国際会議について

この会議の内容を検討の結果、今回は国大協としては派遣を見送ることとし、この旨回答した。同様の要請をうけた日本私立大学団体連合会も、派遣を見送っている。

6) 「日本留学のための新たな試験」の調査協力事項について

日本国際教育協会に設けられた「日本留学のための新たな試験調査研究協力者会議」で検討がすすめられている新たな試験について、文部省から説明があり、意見を求められた。

(6) 第6常置委員会(鈴木委員長)

去る10月20日に本委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会を開催した。

文部省から、永山視学官、高塩学生課長、合田研究機関課長ほか関係官が出席し、平成11年度特別会計概算要求について及び学生納付金問

題について説明があった。これに対し、各委員から、○学長裁量経費の増額は喜ばしいが、制約のある外国出張旅費支出について配慮されたい、○研究支援経費について、特に、専従の研究支援者の格段の充実の必要(研究者に対する研究支援者の割合が日本は欧米諸国に比べて極めて低い)、○施設の老朽化・狭隘対応について、補正予算で前進があったが、なお全体的な底上げが必要、○学生納付金について、学部別授業料徴収の考え方にはあくまでも反対。また、授業料が平成11年度入学者以降スライド制になるのは止むを得ないが、増額抑制のための要望活動は今後も必要、○奨学金について、平成11年度から有利子貸与制度の拡充が図られる(平成10年度比:貸与人員10万人を20万人に、事業規模650億円を1,660億円にするほか、貸与額の選択制、貸与基準の緩和等)ことは結構だが、将来的に学業優秀な大学院学生については給費とすることが必要、等の意見、要望があった。なお、このほか、大学審議会「中間まとめ」についてに関連して、独立行政法人の問題について意見交換した。

(7) 第7常置委員会(丹保委員長)

前回総会以降、本委員会を3回(7月3日、8月26日、10月22日)開催した。7月3日の会議で丸山委員長の千葉大学長退任(7月31日)に伴う後任の委員長に丹保北海道大学長を選任した。この間、主として次の事項について審議した。

1) 情報公開法について

情報公開法案は次期国会へ継続審議となったが、法案が成立すれば2年程度の猶予期間において施行される。そうなれば、国立大学もその有する行政情報について、プライバシーに関わ

る事項以外はすべて原則公開ということになる。従って、不開示として特に認めるべき事項がどういふものか、その理由は何かということ綿密に検討する必要がある。そこで、静岡大学、千葉大学、東京医科歯科大学にそれぞれの大学の管理運営等の行政文書の開示・不開示の試案を作成していただき、各大学に送付のうえ、これを参考に学内で検討を始めていただくことをお願いした。その後、9月21日付で各大学の検討状況を照会し、現時点で79大学から回答をいただいた。それによると、検討中が7大学、まだ検討していない・これから検討する予定が合わせて72大学であり、多くの大学はまだ検討に手をつけておられない状況である。先の理事会で「情報公開法に関する検討小委員会」の設置が承認されたので、各大学の検討結果を踏まえ、同小委員会で具体的項目を挙げて個々に検討し、開示・不開示のリストを作成したい。なお、入学試験関連については第2常置委員会に、また、病院の診療関連については国立大学附属病院長会議に検討を付託している。

2) 国家公務員倫理法について

国家公務員倫理法案は国会で継続審議になっており、前総会で報告した以後の展開はないが、国大協としては、法律に基づく政令及び文部省訓令を制定するにあたっては、その職務及び責任の特殊性を特に考慮してほしい旨文部大臣に要望書を提出（6月9日付）しており、その段階に至れば改めて文部省と話し合いたい。

3) 助手問題について

助手問題について抜本的に検討することの必要性は第1、第4、第7各常置委員会の間で合意されており、本委員会としても検討してきたが、現在第4常置委員会で検討しつつある教務職員の問題とも絡むので、その方の動きもみつ

つ、時機をみて実態調査等を含めて具体的検討を行いたい。

以上の報告について、廣田総合研究大学院大学長（第7常置委員会委員）から発言を求められ、「高等学術研究員(ダイヤモンド・フェロー)制度」(優れた研究者が停年後、その能力を生かし、学術研究機関において自ら研究を行う、あるいは研究の指導・助言等を行う)について提案と提案の趣旨説明があり、各学長に理解と協力の要請があった。

(8) 医学教育特別委員会(鈴木委員長)

去る10月8日及び10月19日、本委員会を開催し、①医学部・歯学部入学者の選抜方法、②4年制メディカル・スクール、③MD-Ph. Dコースについて審議した。

①現在、医学部・歯学部の入学者のうち、入学試験で「理科」について「生物」をとる者は全体の20%程度に過ぎない。生物学は、生態系や環境問題を理解するうえで、文系学部にあっても必要になってきており、まして、生物学を基本とする医学を学ぼうとする者には絶対不可欠である。医学部・歯学部入学者が試験で「生物」を選択する割合が少ないのは、高校のカリキュラムということとも関係があるろうが、受験対策ということが最大の要因と考えられる。そこで、対応について協議した結果、医学部・歯学部志望者は、高校で「物理」、「化学」、「生物」を必修とするとともに、センター試験または個別学力検査のいずれかで「物理」、「化学」、「生物」3科目を課すことが望ましいとの結論となった。ただ、この3科目を試験に課すこと自体はその大学として決めれば今でも実施は可能であるが、少数の大学だけではそれを行った大学に志願者離れを起こしかねないので、各医学

部・歯学部が足並みを揃える必要があり、その合意が得られるかどうかの問題である。また、現行センター試験では試験コマ数の関係で2科目しか受験できないので、3科目を課するためには試験時間割等の変更を要することになる。そこで、この問題についての検討を第2常置委員会及び全国医学部長会議にお願いした。

② 4年制メディカル・スクール、及び③MD-Ph. D コースについては、委員会報告をご覧いただくこととして報告を省略する。

(9) 教員養成特別委員会（木下委員長）

前回総会以降本委員会を2回（7月17日、10月22日）開催し、この間専門委員会を数回開催し、次の事項について審議した。

1) 中教審及び教養審の報告に対する意見の取りまとめについて

① 中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」（中間まとめ）についての見解

教育行政の具体的施策について、各都道府県、市町村、さらには各学校の裁量権をより拡大するとした基本方針については賛成する。ただ、それを実施する財政的支援が必要という意見をまとめた。

② 教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」（中間報告）についての意見

意欲ある優れた人材を教員として育成するうえで、特例措置・優遇措置の必要性、また、現職教員の修士レベルの教育機会の拡充と履修にあたっての配慮、1年制コース設置についての条件整備の必要性などの意見をまとめた。

③ 教育職員養成審議会大学院等特別委員会「修士課程を積極的に活用した教員養成の

在り方について」（審議経過報告）についての意見

中間報告に比べて記述が具体的で、かつ、現職教員が修士課程で学ぶことの位置づけが明確にされており、おおむね妥当である旨意見をまとめた。

2) 「国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査」について

国立大学教員養成課程入学定員5,000人削減問題への対応、教員免許法改正に伴う教員養成カリキュラムの対応、教員養成・資質向上に関わり大学院の果たす役割と課題などの問題について専門委員会で検討し、それを踏まえて、「国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査」を各大学に行うこととした。調査対象は、95大学の学長及び教育学部長であり、できれば、本年度内に第一次報告をまとめた。

3) 教員養成制度特別委員会の既刊報告書の復刻刊行について

過去に教員養成制度特別委員会が取りまとめた報告書を合本復刻することとしていたが、このほど発行元の大空社から全三巻（解説別巻1）として刊行された。

(10) 大学評価に関する特別委員会（阿部委員長）

大学審議会答申において、大学評価の第三者機関の設置が提案され、そこでは第三者機関については、大学共同利用機関と同様の位置づけとし、評価の主たる対象を国立大学とするということが明記されている。これをうけて文部省では、平成12年度設置をめざしてこれの創設準備に入ろうとしている。本委員会は、国立大学における大学評価のあり方について広く検討することが主な役割だが、合わせて、具体像がま

だ不明である第三者機関について、いろいろ意見、要望を出していくことが必要と考えている。文部省は、大学評価機関の創設に向けた準備に入るが、その文部省のすすめもあって、このほど、大学評価機関の具体的構想について多角的に検討する、科研費による「大学評価機関に関する研究グループ」を発足させた。私とその代表となり、本委員会から6名が参加している。既に検討を始めているが、どういう評価機関になるか、そのありようによっては大学の研究教育に非常に大きな影響を及ぼすことになるので、私から研究会に、検討を進めていくに際しての留意点(別紙配付資料「第三者評価機関による評価にあたっての留意点」)を申し上げ、ご了承いただいた。

本委員会はこれまで3回(7月16日、8月31日、11月4日)開催したが、前2回については、委員会報告をご覧いただくこととし、去る11月4日の委員会で議論した第三者機関についての議論の方向を申し上げると、「第三者機関の設立というのは、国立大学の存在意義と役割について知っていただく機会ということでもある。したがって、国大協は積極的に対応すべきであり、これから文部省が第三者機関の具体的構想の準備をしていく段階で、国大協としてこの機関の設置にあたってリーダーシップを発揮すべきである。」ということであった。そういうことで、文部省に対して積極的に提言、要望をしていくべきという意見が大勢であった。

(II) 大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会(蓮實委員長)

7月16日に第1回の会合をもって以来、これまでに計4回委員会を開催した。大学教育における専門教育以外の教育をどのように組織して

いくかという点について、現状を分析し未来への展望を語るというのが本委員会に課せられた任務である。その討議をもとにいくつかの提言を含む報告を取りまとめるべく、作業を進めている。現在、レポートがまとめられ、これを各委員に送付して意見を伺っているところである。特に議論されたことは、これまで「教養教育」と呼ばれたり、「全学教育」と呼ばれているものが、それを呼ぶに相応しい語彙が存在していないので、その呼び名を考えること、多くの大学でその運営主体が曖昧になりつつあるのを、どう立て直すかという問題、また、今後の問題としては、カリキュラム編成の問題にとどまらない、教授法の再検討の必要性などである。

(12) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会(佐藤委員長)

9月11日、10月9日、11月2日に本委員会を開催した。①50周年記念式典、②記念品、③「国立大学協会五十年史」の編纂、を中心に検討を進めている。

記念式典及び祝賀会の日取りについては、平成12年秋の総会終了後(平成12年11月15日午後)に挙行することにはほぼ決定した。ただ、記念講演をどのようにするかについては演者の人選を含めてなお検討することになっている。記念品については、国大協のエンブレムが作成される予定なので、それを流用する方向で考えている。また、50年史の編集方針としては、「50年のあゆみ」と「年表」を入れることにしている。なお、これの制作については業者に委託することとし、また「あゆみ」、「年表」の取りまとめの基本方針の検討と外注原稿のチェックのために、教育史の専門家である東京大学の大学史史料室の中野実助手に専門委員を依頼することとし

た。

以上をもって各委員会からの報告を終了した。

7. 放送大学からの要望について

吉川放送大学長から、教養教育の改善充実を図る観点から、今後一般大学と放送大学との間で、単位互換の促進、単位互換の双方化、人事交流、規範的授業の共同制作などについて提案と説明が行われた。

この提案について会長から、国立大学として対応が必要ということであれば、第3常置委員会にお願いしたい旨述べられた。

8. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの廣重所長から、大学入試センター試験に関し次のように報告及び依頼があった。

平成11年度大学入試センター試験の願書受付は去る10月21日に締切ったが、現段階で志願者数は約58万人であり、対前年度比約1万7千人減っている。これの現役志願率については、昨年の29.3%から1.5%増えて30.8%となり過去最も高くなっている。また、男女別では、男が約1万6千の減に対し、女が1千人弱の減少であり、女の志願率は上がっている。なお、現在、重複出願等の確認を行っており、確定志願者数は12月上旬に公表する予定である。

次に、大学入試センター試験の試験問題作成のため、各国立大学から多くの教官を当センターに派遣いただいております、感謝申し上げます。来年4月に、その試験問題作成をお願いしている教官（教科専門委員会委員）の半数が交代時期に当たるので、引続き委員の派遣について特段のご配慮をお願い申し上げます。

9. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議もしくは懇談会の模様について各当番大学からご報告いただきたい旨述べられ、各当番大学長から次のような報告があった。

(1) 北海道地区（丹保北海道大学長）

去る7月30日に開催した。大学審議会「中間まとめ」について、文部省遠藤審議官を招き質疑応答した。特に、エキスパートが必要な部門の事務職員の確保、大学の事務組織と文部省との役割分担のほか、「中間まとめ」で触れられていない、文系、理系の組織、規模、学生定員のあり方を考えることの必要性などを文部省に申し上げた。

(2) 東北地区（阿部東北大学長、海妻岩手大学長）

1) 7月22日開催（阿部東北大学長）

大学審議会「中間まとめ」について、文部省遠藤審議官を招いて質疑応答したが、特にまとめて申し上げることはない。

2) 9月3日、4日開催（海妻岩手大学長）

一つは、学外の有識者による懇談会等の設置状況及び実情について話し合った。いずれの大学も種々の形で行われていて、その意義について評価していることが分かった。また、大学審議会「中間まとめ」に関しての問題、教員養成課程入学定員削減問題など、国立大学を取り巻く問題について意見交換、情報交換した。そのほか、承合事項として、1年次入学者に対する補習の実施状況を調査し、資料としてまとめた。

(3) 関東甲信越地区（加藤上越教育大学長）

7月23日及び10月16日の2回開催し、大学審議会「中間まとめ」について協議したが、2回目は、ある新聞の朝刊が、“中央省庁等改革推進本部は国立大学の2001年独立行政法人化を断念した”との記事が出た、丁度その日に開催されたが、出席された清水大学課長から、現実には予断を許さない厳しい状況にあるとの話があり、独立行政法人化の動きは激しいものがあるということを一併認識した会になった。

(4) 東海・北陸地区（佐藤静岡大学長）

8月7日開催し、文部省から遠藤審議官の出席を得て、大学審議会「中間まとめ」についての問題を中心に議論した。予め各大学から文書でご意見を提出していただき、それをベースに質疑応答、意見交換した。その結果をまとめて国大協へ送ったが、「中間まとめ」に対する国大協の意見書の中に、地区の意見が反映されていたと思う。

(5) 近畿地区（長尾京都大学長，小澤滋賀医科大学長）

1) 8月3日開催（長尾京都大学長）

協議事項は、大学審議会「中間まとめ」に関するものであり、ご報告のあった他地区と同じなので、特に申し上げることはない。

2) 11月6日（小澤滋賀医科大学長）

一つは、入学定員の削減に伴い改組・改編を迫られている地区内の教員養成課程大学・学部における改革の現状について情報交換、意見交換があった。もう一つは、教員の任期制について、奈良先端大学院大学の実状を伺い、意見交換した。

(6) 中国・四国地区（小坂岡山大学長）

7月29日開催した。文部省から清水大学課長を招き、予め各大学から寄せていただいた質問等を中心に質疑応答した。

(7) 九州地区（田中鹿児島大学長）

8月3日開催した。文部省から清水大学課長を招き、予め各大学から質問、その他をいただいて討議を進めた。会議の内容をまとめて国大協へ報告したが、その後の「最終まとめ」では「中間まとめ」に比べてかなり改善されている部分があったと思う。

II 協 議

1. 国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領，実施細目について

第2常置委員会の杉岡委員長から、次のように説明があった。

去る6月総会において平成12年度の入学者選抜については、平成11年度を踏襲して「分離分割」で行うという基本方針が了承されたので、本委員会として、入学者選抜についての平成12年度実施要領，実施細目の原案を作成した。基本的には平成11年度と変らないが、この原案について予め各大学に意見照会を行ったところ、2つの大学からご意見が寄せられた。一つは、実施細目の推薦入学に関する事項(4)の表記（募集人員について、3割を越えないことをめやすとし……）について、文部省の実施要項の表記（3割をめやすにしつつ……）に合わせてはどうかという意見であり、もう一つは、「前期日程」試験に係る「追加合格者」の決定を、前期入学手続締切期日の翌日から後期合格者発表の間にも実施できるようにしてほしいという要望であ

る。これについて検討した結果、前者については、文部省の実施要項は公私立大学をも含むものであり、国立大学については従前どおりの表記とする、また、後者については、後期合格者決定業務等に影響を及ぼし難しい、との結論となり、両大学にそれぞれ説明しご了解いただいたので、原案どおり提案いたしたい。

以上のような説明があったのち、会長から「国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領、実施細目」(案)について諮られ、審議が行われた。

その結果、特に異議なく、これが承認された。

2. 当面する諸問題について

会長から次のように述べられた。

当面する諸問題として、○大学審議会答申への対応、○国家公務員の定員削減、及び○独立行政法人、の3つの議題を挙げている。

大学審議会答申への対応については、各地区学長会議で繰り返し議論されてきたところであり、また、個々の大学でもいろいろご議論があったことと思う。今後、答申に基づき法制化が図られることになっており、それがどういう内容になるのか予め国大協に提示していただけるようお願いしてあるが、現段階で文部省からまだ連絡がない。そういうことで、どのような形で法制化されるか分からないが、ご意見があればお伺いしたい。

また、国家公務員の定員削減については、去る8月27日開催の国大協と文部省との懇談会において、文部省側から大要次のような説明を受けた。

「行政改革会議の最終報告を受けて中央省庁等改革基本法が6月に成立し、国家公務員の定員については、西暦2001年から2010年の10年間

で10分の1を削減するとともに、独立行政法人への移行により、一層の削減を行うこととなった。定員削減の方法は、新規採用の抑制、退職者の不補充等により、限りなく純減として行うということになっている。具体的には、「郵政公社」への移行(30万人)と自衛隊(30万人)を除く、国家公務員定員55万人の10分の1の5万5千人を削減し、加えて国立病院、国立試験研究機関等の独立行政法人への移行による5万5千人、の計11万人を削減しようというものである。11万人という数字は国家公務員総数の20%に当り、小淵総理が所信表明で言明された削減数値と一致する。

国立学校特別会計の平成10年度末の定員は、約13万5千人(教官72,102人、事務職員等41,926人、看護婦等20,999人)であるので、削減率10%を前提とすると、その削減目標数は1万3千500人ということになる。この数値を達成するには、これまで9次にわたり行われてきた事務職員を中心とした削減のやり方は限界であり、教官をも対象とすることは避けがたい。その一つのシミュレーションとして、事務職員8,000人(削減率19%)、教官5,500人(同8%)が想定される。この場合、会計制度の弾力化、事務組織の統合・再編等を行う必要があり、また、教官については、例えば分野別の需給状況等を勘案することも必要になるであろう。

国立大学の独立行政法人化については、文部省としては困難と考えているが、省庁再編がスタートした後は、定員削減とも絡んで問題提起はあり得る。独立行政法人に係る法案は来年4月頃に国会提出の予定であり、その前の1月頃に大綱が出され、そこで対象機関も決まることになる。

文部省から以上のような説明があったうえ、

国大協に、国立大学の定員削減方策について意見を求められた。後日、常務理事会でこの問題についての対応を協議した結果、国大協として、国立大学の教育研究全体の中でどの分野であれば削減の対象となり得るかというようなことを言うことはできない。ただし、文部省がそれを行うというのであれば、的確な評価をしたうえで行っていただきたい、ということ要望することにした。

なお、関連することとして、大学共同利用機関所長懇談会が文部大臣等に「大学共同利用機関の独立行政法人化には慎重を期してほしい」旨の要望書が出され、同懇談会から、これを国大協総会で紹介してほしいとの申出があったので、ご紹介する。

定員削減の問題は、独立行政法人の問題とも関わって、国大協、国立大学にとって重大な問題と思うので、ご意見をいただきたい。

以上のような説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

(法制化について)

- 法制化については、できるかぎり各大学がそれぞれの実情にあった形で実施できるようにしてほしい。それは大学審議会への意見書の中でも強調して述べていることであり、ぜひそのようにお願いしたい。
- 文部省は、法制化に向けて法律案を来年1月の通常国会に提出予定ということであるが、国大協には法案の準備の過程で随時相談があるのか、それとも、最終案を提示されることになるのか、その見通しを伺いたい。
- 法制化にあたっては予めその内容を示して貰えることになっているが、それが具体的にどの段階でかということは特に話してない。時機をみて、改めて文部省に問い合わせたい。

(独立行政法人について)

- 大学共同利用機関もそうだが、博物館等も独立行政法人化の対象となっているようである。個々の機関の存在理由、そして日本の学術の将来ということについて殆ど議論がないまま、行政改革の一環として独立行政法人化が行われようとしていることに危惧の念をおぼえる。
- 大学共同利用機関は、わが国の学術の特定分野について、ある程度の実績を有し研究者層も厚いところに、国として資源を注入して、よりピークを高め、合わせて周辺領域の研究を活性化するという発想でつくられた。これらの中には、世界のトップクラスの研究をし、国内は勿論、海外に対しても開かれたユニークな研究機関がある。いわゆる国研が独立行政法人化の対象になっていて、同じ研究所の並びで大学共同利用機関もターゲットにされたようであるが、これは無理解も甚だしいことである。国として力を入れて長期にわたり培ってきたものを崩すようなことになっては大変なことである。ぜひ慎重な対応をお願いしたい。
- 博物館も美術館もただ作品を展示しているわけではなく、大学と同じように研究も行っている機関である。ただ、今、独立行政法人化反対といっても、それだけでは世の中は、権利だけを主張しているとしか受け取らない。我々は今、何をしています、これから何をしようとしているのかということを理解が得られるよう努力する必要があるということを感じている。
- 行政改革を行おうとする人たちの博物館、美術館についての認識は浅く、博物館、美術館の側もそういう点の宣伝をこれまでしてこ

なかったこともあって、今のような事態を生じていると思う。

○ 独立行政法人については、まだその内容が明らかにされていない。分かっていることは、3年から5年の期間で業務運営の効率を中心に評価するという程度である。国大協としては、昨年、国立大学の独立行政法人化反対を決議し、要望書を提出してあるが、大学共同利用機関等にも問題が降りかかっている状況の中で、どうすべきかご意見をいただきたい。

○ 教育改革というのは長期のスケールで考えられるべきものである。ところが、行革というのはテンポが早く、ここ1、2年で勝負しようというものである。それが、大学の中で懸命に努力している大学改革にとってマイナスになりかねない。先が見通せない状況ではあるが、今の行革の流れを超えた高等教育の将来についての議論を国大協だけでなく、大学関係者を巻き込んで喚起していくことが必要であろう。そうすることが短期的な行革の圧力に対してもある程度効果になるのではないか。

(アカデミック・カウンシル構想について)

会長から次のように述べられた。

今、我々は大学改革を進めていこうとしているが、一方で大学審議会の対応、行政改革の対応に迫られている。いずれも避けられないことである。しかし本当は、21世紀の先を見通した将来の高等教育のあり方ということを考える必要があるのではないか。そして、常務理事会でこの問題を議論している中で、蓮實副会長から、広い視野から高等教育のあり方について考える、国大協の組織とは離れた新たな機関を設置することについてご提案いただいた。まだ具体

的な形に固まっていない段階で恐縮だが、ご披露いただきたい。

ついで、蓮實副会長から次のように説明があった。

この提案にはいくつかの前提がある。まず、我々は大学審議会に対して、その中に保護される関係にないであろうという認識がある。この答申にみられるように、一国の高等教育の政策を決定するということが審議会形式で行われることの限界が出ているのではないか。審議会というのは、具体的な問題について文部大臣から審議会に諮問が行われ、それについて答申するというものであって、そのため今回の答申は近未来的なものに留まっている。結局、日本の高等教育の長期的な展望を語るべき機関がない現状にある。それで、何人かの学長と相談し、「高等教育評議会」(仮称)というものを、文部省とも、関係諸団体とも距離をおいたところで創るべきということで、その主旨等について討議を行ったが、本日のところは、このようなことを考えているということだけをご報告したい。いずれにしても、パーマネントな組織として、長期的展望のもとに日本の高等教育のあり方について考える組織がぜひ必要であると思っている。

引続き、次のような意見交換が行われた。

○ アカデミック・カウンシル構想は結構と思う。独立行政法人の問題については、国大協として改めて反対の意思表示を行っておくことが必要ではないか。その場合、国立大学の存続という観点からばかりでは説得力に欠ける。日本の教育全体に責任をもっているという視点から言うていただくことが必要と思う。

○ 今回の大学審議会の答申は、戦後できた国

立大学の歴史的な功績の部分を取って無視し、罪の方ばかり見られているようで疑問を感じている。常々、大学のあり方まで掘り下げてやっていく視点が必要と思っていたので、アカデミック・カウンシルを実現できるようご尽力いただきたい。

(大学審議会答申について)

- 大学審議会の答申は、不満な点はあるものの、かなりの程度国大協の意見が反映された内容になっていると思う。しかし、この答申を世間がどう受け取ったかが問題であり、聞くところによると、行政改革推進本部はこれを殆ど評価していないということである。答申の内容そのものは、必ずしも我々の考えていることと隔たっていないが、時機を失した感はぬぐえない。

文部省は、昨年、文部大臣が国立大学は独立行政法人になじまないとして、独立行政法人化反対を表明され、事態はそこで結着しており、少なくとも来年4月に予定される法制化までは、文部省の責任で持ち堪えるということだが、その後の展望は持っていないようである。

- 大学審議会の答申についても、独立行政法人化の問題についても、学長と教官との間に意識のうえでかなりの温度差があるように思う。審議会答申については、学内でも議論されているのである程度理解は進んでいると思われるが、独立行政法人については実態がまだ明らかでないということもあり、かなり理解に違いがあるように思われる。また、大学評価の問題についても、今のところまだ理解されているとはいえない。これらの問題については、今後できるだけ地区学長会議等で議論いただき、また、各大学内部での議論を通

して教官の理解が得られるよう努力していただきたい。

- 先般、文部省から大学審議会答申について説明をうける中で、国立大学としての機能を謳いあげることができなくなったという趣旨の話があったが、国立大学は、国家に必要な人材を養成するために国が作りあげたものであって、その機能を文部省として言えなくなったというのは心外であった。それから、国立大学は私立大学に比べて経営努力が足りないと言われており、国立大学並みの予算があれば私立大学も国立大学を凌ぐ教育研究ができるという方もいる。一面では、国立大学教官の危機意識を促すこともしていけないといけないと思う。その点から、たとえば、国大協として、国立大学の教官が私立大学の非常勤講師として行くことは止めることにしてはいかかがか。

- 前段の、国立大学の使命、存在価値を謳い上げることができないという話については、忖度するしかないが、明治から戦後のある時期までの国立大学ははっきり存在価値を示せたと思う。しかし、私学が多くなり、私学が全学生数の7割を超えた現段階においては、私学に対する遠慮もあってそれが困難になってきたということを踏まえて言ったものと思う。文部省は、過去、現在、国立大学の業績、社会への貢献度は十分承知しているが、文部省が置かれている諸状況の中で、かつてのような形では言えないのだと思う。また、後段の問題については、広い視野での国立大学の位置ということを考えていく必要があるかと思われる。

- 今回の大学審議会の答申には欠点もあり、十分とは思っていない。しかし、明治以来百

年、教育に力を注ぎ、経済を発展させてきた日本のシステムが行き詰り、それが今問われているわけで、そういう状況の中で日本の大学が世界的視野に立ってどう脱皮していくか、そういう視点が遅ればせながら初めて出てきた答申であったと思う。答申を全体的にネガティブに評価し国立大学が生き延びるための対応策にすぎないと決めつけてしまうと、現場の教官と対話する途が閉ざされてしまう。そうすると、再び国立大学は昔のところに戻って、安住してしまうことにならないか恐れる。国立大学には依然として古い階層秩序のようなものがあり、予算配分についてもそれから逃れられない。それに比べれば、答申が提案しているように、第三者機関による評価が何らかの形でリソースの配分に反映されることになれば、それは新しい芽であり、そういうことを含めて大きな時代の転換期のただ中にあると感じている。

- 大学審議会は、当初、国立、公立、私立大学それぞれの役割分担をもっと議論するはずであったが、殆どできなかったようであり、コンセンサスを得られたものだけが答申に盛り込まれたのだと思う。そういう意味では、国内事情が優先して内容が薄まった感があるのは否めない。
- 蓮實副会長から提案があったように、本来の大学のあり方について検討しなければならない。その先頭にくるのが長期的観点で議論しなければならない教育の問題である、ということに賛成である。ところで、最近の「US NEWS & REPORT」に米国の大学のランキングが掲載されていた。それによると、研究大学にⅠとⅡがあって、Ⅰは、米国政府から年間4千万ドル以上の研究費が配分されている

大学で、全国に120余あり、その中には州立大学が77大学含まれている。また、政府から大学全体に支出される研究費の総額はおよそ20兆円である。これは、我が国の文部省から私立大学への経常費の補助3,000億円、国立学校特別会計への一般会計からの繰入れ1兆5千億円と比べると雲泥の差である。とかく金銭面で私立大学対国立大学という国内事情の表面的な数字だけで議論されがちであるが、そういうところから何とか突破できないか。それは、評価機関をつくれれば解消されるとは思わないが、何かやっていくことが必要と思っている。

(独立行政法人について)

- 昨年、国立大学の民営化が浮上したときは、教官はこぞって反対したが、独立行政法人については教官の間で受け止め方にニュアンスの違いを感じている。独立行政法人になれば、メリット・システムのような形で個々の努力が認められるのではないか、それなら、国立大学にいるより処遇面でもよくなるのではないか、と思っている教官もいる。我々は、これまで大学改革を進めてきたが、教官の意識改革まではなかなかいかない。そこが独立行政法人化が意外にサポートされる所以かもしれない。国大協としては、独立行政法人化反対ということで進んでいるが、民営化問題のときのように、独立行政法人化反対を真正面から謳えない部分を抱えているということを我々は認識する必要がある。そのうえで、どう対応していくべきかを考える必要があるのではないか。
- 私の大学の中でも独立行政法人化について積極的な意見をもっている人がいるが、その根拠は、メリット・システムということも含

むかと思うが、むしろ規制緩和ということにある。特に、会計法上規制が強いことが研究遂行のうえで大きな妨げになっていることが大きな要因と思われる。これは、今の大学改革の中でもある程度可能と思うが、そう容易ではない。学長の中にも、その大学として賛成でまとまるのであれば独立行政法人化してよいのではないかというご意見があり、そういう例が将来出てくるかもしれない。

- 独立行政法人について一番心配なのは、評価が3～5年という短い期間ごとに行われることである。何年必要かは一概に言えないが、研究者があるテーマの研究に着手しそれがあがる程度形になるところに達するまでに何年かかるかを考えれば、理解いただけると思う。能力があって、ラッキーである場合は別だが、地道に仕事をされ停年前にいい仕事ができたといい教官すらいる。3年で成果があがらなければ、給与も研究費も下げるといったやり方が研究教育機関に適するものか。独立行政法人がそういう方向で考えられているということに危機感をもつべきであり、この点、国大協は国研のあり方にも関心をもたなければならぬと思う。
- 独立行政法人になると、文部大臣が各大学に課題を与え、それについて3年、5年後に遂行状況を法律に照らして審査することになる。実際には、文部省の事務が間に入って個々の大学の課題を勘案しながら大臣に上げていくことになる。そうすると、これまでと変わりなく、大学の日常的研究が認められる可能性もあるが、別の観点から課題を与えられる可能性もあり、その場合は、研究の自由を拘束される事態も起こり得る。いずれにしろ、形式的にも課題を他から与えられることは問

題であろう。

- 独立行政法人になり、すぐれた研究をすれば高い給与を得られるのではないかと考えるのは幻想と思う。それは規制のない私立大学をみれば明らかである。やっぱり、日本にはそのような状況はなかなかできてこない。それから、科研費が使い易くなるというのも、設置形態の如何を問わずまったく同じ会計法の上に立っているものなので、独立行政法人化しても変わらない。仮に独立行政法人化された場合に、現在の国立大学がその土地、建物を貰えるのかどうか不明であり、その点から慎重を期さなければならない。文部省は国立大学の独立行政法人化には反対しているが、法制化(予定では来年4月に法案を国会提出)された以後についてはまったく別の話であるので、仮に法人化を望んでいる教官が多くいる大学においては、それ以後の独立行政法人格あるいは設置形態の問題をより大きな視点から国立大学に国家予算の何%を費やされ得るかということまで視点に入れて考えていただきたい。
- エージェンシー化については、3年間で、場合によっては、文部省が指針を出して、エバルューションするという形は耐えがたい。行政機関のエージェンシー化と大学を同一に論じるわけにはいかないであろう。そうであるならば、我々はもっと本気になって自分達の進路を自分達でつくる議論をしていかなければならないのではないか。
(アカデミック・カウンシル構想について)
- この議論の背景には、今日の日本の政治社会状況があり、特に行財政上の観点から大鉦を振るおうとしていることに起因がある。赤字財政救済がすべてに優先するというような

発想が窺え、民営化に反対したときもその点を指摘したが、現在の状況では、政治家、官僚が行財政上の観点を考慮しつつ日本の将来、教育学術の将来を考えた対応をすることは全面的には期待できないので、我々は隘路に落ち込んでいると思う。そういう状況の中で、我々が高等教育の原点を護る、あるいはこれを進めていくには、今の経済、社会状況を踏まえながらも、広い視点に立って日本の高等教育のあり方を我々自身で考えていくことが必要と思う。それが、提案の高等教育評議会（アカデミック・カウンシル）構想である。

- 高等教育評議会構想の提案には賛成であるが、それはどこに、どのように位置づけられるのか。
- 高等教育のあり方を検討することに賛成したい。しかし、高等教育が初等中等教育に及ぼす影響は非常に大きいので、高等教育だけを論じるのではなく、日本の教育全体を見据えて視野広く議論すべきと思う。
(独立行政法人について)
- 肯定的にとる向きもあるようであるが、エージェンシー化に問題があることは確かであり、国大協として改めて反対を表明するかどうかは別として、エージェンシー化に反対である立場だけは再確認したい。そして、財政が厳しい中であっても、国家百年の大計に立って国は教育に予算をかけるべきであるということを、政党、政治家に理解していただくことが大事であり、今そのために各学長も、国大協も力を尽くすべきである。
- 昨年、民営化、独立行政法人化の問題が浮

上してきたときは、各学長がそれぞれの地域の国会議員に接触し、効果をあげたと思う。文部省との懇談会（8月）においても、独立行政法人化反対を再度申し上げている。最終的に独立行政法人がどうなるか分からないが、これまで報道されているかぎり、学問研究の自由な推進を阻害する要因が大であり、改めて反対を確認する必要もないと思われる。しかし、独立行政法人化の問題は予断を許さないで、学長方には、機会を活用し地域選出の国会議員に働きかけていただきたい。

(法制化について)

- 今後ますます、日本の国立大学は国際競争力をもたなければならない時代になり、従来の護送船団的な秩序は崩れるかもしれない。そういう意味では、国立大学は危機かもしれないが、一面では危機はチャンスでもあり、一つ一つ改革を進めていけば展望は開けてくると確信している。当面の問題として急を要するのは、法制化への対応であり、国大協として意見をきちんと出していくことが必要である。
 - 当面は法制化ということが問題である。あるいは、1、2年後急に大学の名があがって独立行政法人化ということもあり得る。その場合、どう対応するか、昨年、東大と京大の独立行政法人化が新聞報道されたときには、両大学は逸早く個別に対応されたが、そういう可能性も予測されるので、国大協として考えておく必要がある。
- 以上のような意見交換があって、第1日目の総会を閉じた。

第103回 総 会〔第2日目〕

日 時 平成10年11月12日(木) 10:00~12:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

I 協 議

1. 当面する諸問題について

会長から次のように述べられた。

昨日、当面する諸問題について議論いただいたが、特に、独立行政法人の問題は政治と関わりがあるため議論しにくい面がある。そこで、本日は、当面する諸問題について、各常置委員会委員長に委員長の立場を離れてでもお考えをお伺いし、意見交換したい。

ついで、各委員長から次のような発言があり、意見交換が行われた。

(長尾第1常置委員会委員長)

文部省は、我々と同様、日本の学術、大学教育を振興し、国際的にも通用する大学にしていきたいという気持ちを十分もっていると認識しており、そういう意味では文部省を信頼し、文部省を支えていく必要があると思っている。大学審議会答申については、「個性的な大学が育っていくように、画一的な制度とするのではなく大学ごとにいろいろな工夫の余地がある形で改革提言が行われることを望む」旨の意見を出し、それに沿った形で今後、法律化、省令化等が行われることを期待しているし、文部省もそこは十分認識していると思う。第三者評価機関については、これが設置されるとして、評価をどういう項目でどういう方法で行っていくかといったことについては、国大協の方から積極的に具体案を出していく姿勢が必要と思う。また、定

員削減、資源配分の問題については、どういう分野にどういう人材をどれだけの数、育てて社会に送り出していくことがこれからの日本にとって必要か、社会人の再教育や生涯学習等を含めて検討し、これも積極的に国大協から提案していく必要がある。その中で、国・公・私立大学それぞれが担う役割、位置づけを考える必要があると思う。学術についても、各分野を将来それぞれどのようなウェイトで資源配分し発展させていくべきか、その際、国・公・私立大学、研究所等間でどのように役割分担していくか、そうしたことに関しての将来に向けたデザインをしていく機能がどこかに必要である。たとえば、昨日提案があったアカデミック・カウンセシルに何らかの場を設けて、そこでこれを議論していただいてはどうか。定員削減も資源配分も難しい問題だが、国大協の側から積極的に文部省に提言していくことが必要と考える。独立行政法人の問題については、文部省は国立大学の存在理由、研究教育の現状等について政党関係者に説明しているが、必ずしも理解が得られない状況にある。そのことが答申についても評価されていないということに繋がっているように考えられる。したがって我々としては、外に、特に国会議員に対して、現在国立大学は改革を進めているところであり、一般的には高いレベルの教育を行っていて有為な人材を社会に送り出している、研究についても、理工系だけでなく人文社会系分野についても多くの点で貢献している、そういった中で、国立大学を民営

化，独立行政法人化の方向にもっていった場合には，どれほどの損失が生じるか説得力のある説明をする必要があると思う。

(杉岡第2常置委員会委員長)

入試情報開示については，ガイドラインの作成をめざして目下，各大学に「入試情報開示に関する基本的な考え方」を提示してご意見を伺っていることは既にご報告したが，入試情報開示は，当然センター試験も含むものである。センター試験については，その成績が個別学力試験出願以前に受験者本人に開示されることが望まれているが，大学入試センターでは，それは現行の試験日程では物理的に困難であるということである。

今日，「生物学」は，医学系はもとより，生物系，理工系においてもその重要性が認識されてきており，環境問題等からも文系においても重要である。現行センター試験では，「生物」は「物理」と同一コマ（試験時間帯）なので，「物理」を選択受験すれば「生物」は受験できない。そこで，この問題を改善するため，たとえば「物・化・生・地」から「生物」を含めて3科目を受験できる方法が考えられないか，大学入試センターに内々検討いただいている。昨日，有馬文部大臣が，大学入試のあり方について言及されたが，多様な高校教育に対する大学入試はいかにあるべきか，高校の正常な教育を歪めることにならないよう配慮しつつ検討していく必要があると思う。

「入学者選抜についての平成12年度実施要領，実施細目」（案）をご承認いただいたが，平成12年度に東北大学，筑波大学，九州大学の3大学で予定されている，いわゆるAO入試は，この実施要領・実施細目にとらわれず実施することを過日の第2常置委員会で確認したので，追加

してご報告する。

朝鮮人学校卒業生の国立大学入学資格の問題については，平成6年に第2常置委員会で，これは国大協で議論する範囲を超えた法令上の問題であるので議論の対象としないということにし，この旨理事会に報告して結着した形になっていた。その後，当時の井村会長が記者会見で，この問題について第2常置委員会に再検討を要請する旨発言され，これをうけて，平成10年2月，加藤委員長の時に本委員会で一度審議されたが，特に結論が出ることもなく，現委員長に引き継がれた。先日，国立大学大学院の一つで，朝鮮人学校卒業生が入学合格し，また文部大臣が記者会見で，外国人学校卒業生の入学資格について今後検討しようと考えている旨発言されたこともあり，阿部会長とともに大学課長に会い，この問題についての文部省の見解と大臣の発言の真意を質した。これに対し，「今回の件は規定に反するもので，遺憾」ということであった。また，大臣発言については，後日，改めて書面で「これまでの取扱いを変更するものではなく，この機会に我が国の在外教育施設の卒業生が当該国でどのような扱いとなっているかを調査するなど，今後の国際化の中でどのように考えるかを整理してみたいとの趣旨である。いづれにしても，我が国の大学院の入学資格は，学校教育法上各種学校として位置づけられている外国人学校の卒業生には認められていないところであり，引続き，これに基づき適切な対応がなされるよう，各大学に対し指導していく所存である。」旨見解をいただいた。

については，この問題への対応であるが，文部大臣が調査検討を約束されているので，その結果を見守ることが一つと思う。また，今後検討するにしても，限定的ということではなく，大

学入学資格ということでもらえて討議していくべきではないかと考えている。

以上の報告説明について、次のような意見交換があった。

- 京都大学の大学院理学研究科の入学試験の結果、朝鮮大学校卒業生1名の合格を決定したが、これは、本大学院で学ぶ能力がある者として受験を認めたものであって、出身が朝鮮人学校だとか各種学校とかいったことは関係がないというのが理学研究科の見解である。
- 私のところでも、朝鮮人学校卒業生で入学志願者が来て、対応に苦慮した。文部省に協議し、受験資格がないと返答し、断念していただいた。この問題は、国大協として文部省と協議する中で、抜本的に検討すべき課題になりつつあると思う。
- この問題についての文部省の姿勢はかなり堅いように思うが、この問題は法務省や外務省をも含めた政府の姿勢の中で出てきていることであるので、文部省だけを相手に話し合っても前へ進みにくいところがある。他方で、人権問題という形で問題が浮上ってきていて、日弁連からも本協会に要望がきている。国大協は文部省と協力関係にあるが、国大協として、この問題に独自の見解をもち得るものと考えている。まずは、第2常置委員会で議論いただき、その議論の経過を伺ったうえで、国大協として何らかの判断をしなければならぬときがくるのではないかと。
- 公・私立の多くの大学では、朝鮮人学校卒業生の受験を認めているのに、それを認めていない国立大学は遅れているのではないかと、怠慢ではないかと世間から思われて支持を失うことになるかと困る。受験資格のことで文部

省は強く国立大学を指導するが、公・私立大学に対してはどうされているのであろうか。

- その点について文部省は、公・私立大学に対しても国立大学と同様の指導をしており、指導に従わない大学があるのは遺憾と言っている。
- 勉学の熱意をもっていても、学校教育法第1条に定める学校出身でないということだけで、受験資格を与えられないというのは、国際化の時代にそぐわないと思うので、国大協として前向きに検討すべきではないか。
- 第2常置委員会で検討し、そのうえで国大協として考え方をまとめるという方向は結構と思うが、それまでの間、各大学は文部省の指導に従うのか、それとも個別に大学が独自に判断しても、それは許容されるのか。
- 国大協としての方針がまとまらない間のこの問題に対する対応は、独立している各大学が判断されることだと思う。
- この問題は、朝鮮人学校卒業生だけでなく、アメリカンスクール等卒業生も含めて考えるべきである。日本にはあるアメリカンスクールからアメリカ本国やイギリスのトップクラスの大学に入る者もいる。しかし、日本国内では、一部の私立大学を除いては門戸が開かれていない。政治的な問題もあろうが、前向きに考えることが日本の大学の国際化という面でも有意義と思う。
- 過去に、朝鮮学校卒業生を受験資格があるものと誤って受験を認め、合格入学させたことがあった。ちなみに、その学生は優秀な成績をもって卒業している。受験資格云々ということは別にして、入学試験を通過して入ってくるのであれば、学修上何ら問題はないと思う。京都大学では、今回大学院で受験を認め

られたが、どうお考えか。

- 東京の朝鮮大学校から本学大学院理学研究科に3名が受験し、1名の合格を決めたが、この学生は、面接試験、その他において十分修士課程で修学しうるといのが選考にあたった教官の判定であり、期待に応えてよい成績をもって卒業してくれるものと思っている。理学研究科では、従来から、大学院で勉強していける十分な能力があると判定できれば受験を認める方針を取ってきており、今回方針を変更したわけではない。なお、学部の入試については文部省の見解に従っており、今年も受験希望があったが、断っている。
- 東京大学の大学院法学政治研究科においては、これまで複数の外国の大学の日本校卒業生の受験資格を認めている。日本に設置されている外国の大学は殆どは米国の大学の日本校であるが、その米国の大学のアクレディテーションを取り寄せ、そのアクレディテーションが日本校にまで及んでいるということを確認したうえで、受験資格を認めたということである。

以上のような意見交換があったのち、会長から次のように述べられた。

この問題については、今後第2常置委員会の議論を俟って国大協としての対応を考えることにしたい。なお、個別のご意見があれば、第2常置委員会にお寄せいただきたい。

(佐藤第3常置委員会委員長)

答申には、高等教育のこれからの目標が書いてあり、“競争的環境の中で個性輝く大学”が今後の方向ということで、「環境」と「個性」を誦い文句としているが、むしろ、組織・制度・枠組みということの方に目を向いているような印象をうける。それだけ、目標自体が難しいこと

もあって、言葉で言い表わしにくいのかと思う。一番大切なことは、これからどういう大学をつくっていくか、どういう大学院教育をしていくかということだと思われ、そこから個性が出てくる。そしてその目標を定めるにはさまざまなグローバルな環境が影響するという、一種のトライアングルのような様相を示しているのだと思う。「環境」と「個性」ということについてみれば、見方によっては、「個性」は「孤立」ということにも繋がり、「環境」は「主流」ということに繋がる。「孤立」を「個性」として認めて貰うためには、評価という重要な基準があると思うが、一口に個性といっても99の国立大学が99の個性は持ち得ない。やはり、自分の大学の独自性を保っていこうとすれば、それなりのエネルギーと力が必要になると思う。

それから、アカデミック・カウンシル構想という重要な提案があった。その目標をきっちり押さえながら検討を進めていただきたいが、21世紀の教育について考えていこうというとき、30代、40代の人の意見が重要と思うので、その構成員に若手が入ることを希望したい。

ところで、第3常置委員会の所管事項の一つに就職問題がある。そして、第3常置委員会委員長として、それに付随した役職と仕事があり、その一つは、中・長期の就職・採用問題研究会への出席がある。これは、国・公・私立大学各関係団体の代表と企業側の代表とが、今後の就職・採用問題について議論し考えていくという研究会である。もう一つは、就職問題懇談会であり、これは国・公・私立大学、短大、高専9団体の代表による会合である。「環境」ということからいうと、就職問題が大きな問題になっている。インターンシップを実施する大学は、平成9年度、10年度増加の一途にある。大学の事

情でインターンシップには乗りにくい、あるいは乗ってもあまり意味がないといった判断から実施されていない場合もあろうかと思うが、そうは言われていられない状況も出てきている。昨今、極めて厳しい内定状況の中で最近行われた、国・公・私立大学を含めたアンケート結果によると、就職協定の復活を求める意見は少なく、全体の70%の大学は現状のまま（大学側は「申合せ」、企業側は「採用・選考に関する倫理憲章」）でよいと答えている。これは予想外の結果であった。これは、環境が複雑になっていて、その中で就職問題一つとっても先が読めない、難しい状況になってきているのだと思う。本委員会では、就職問題のほか、教養教育、学部専門教育も所管しており、昨日検討要請があった、放送大学の問題も含めて審議を進めていきたい。

（梶井第4常置委員会委員長）

本委員会の所管事項との関連で大学審議会答申をみると、教官にサービスを求めながら、それに対する処遇が考えられていないように思える。米国では、1人の研究者に対し研究補助者が1人の割合であるのに、日本では研究者10人に研究補助者1人という割合に過ぎないという話が昨日出ていたが、研究補助スタッフの強化ということは「科学技術基本計画」に謳われながら、殆ど手をつけられていない。そういう状況の中で、今回定削を迎えなければならない。定削に関わって、従来、総務庁から教官の空定員の問題を指摘されており、おそらく、今後定削に際して、より厳しい見方を向けられると思う。しかしながら、学長に定員管理ができるかといえば、現在その体制にはない。答申の中に、学長、学部長が人事に関する発言権云々ということが書かれているが、それを制度的にどう保証するのか、それについての法制化がどう進行

しているかが定削の問題、定員管理の問題と関わって気になる。文部省は、答申をうけて、関連の法令改正の準備にかかっていると思うが、国大協としては、法案が出てくるのを待つのではなく、積極的に文部省に意見を言っていくべきと思う。たとえば、学校教育法における教授会規定は明らかに変えなければならないであろうし、暫定規則（文部省令）になっている評議会規定は、明確に国立学校設置法の中に位置づけられるべきと思う。また、今後、独立行政法人の問題にしても、定削の問題にしても、国大協として機敏な対応を求められることが予想される。前回、独立行政法人化の問題が突出したときは、緊急に常務理事会を開いて対応を検討するとともに、各学長にアンケートを行ったりえ、国大協として反対声明を出したが、その時のような緊急事態が生じた場合には、会長の責任で対応措置をしていただければよい、予め総会から会長に一任しておくことが必要ではないか。

（中嶋第5常置委員会委員長）

日本がいろいろな形で各方面からパッシングされたり、日本自身が戸惑っているにもかかわらず、日本に対する期待は大きい。やはり、日本はここでしっかりした21世紀のアジア、世界の責任あるリーダーになっていかないといけないということを痛感する。昨日も報告したように、さまざまな形で日本との大学間交流・提携を求めるところが多い。これは、ある意味で、21世紀の日本の大学のあり方を示唆しているように思われる。そうであるだけに、我々として脱皮するところは脱皮していかなければならないのではないか。わが国では、明治以来、国家というものが大きな意味をもち、正に国家主義ともいべき中に東京大学を頂点とする厳然たる階

層秩序ができてきた。他方では、戦後は平等主義、ある種の国営主義があって、そこには市民社会的な立場に立つ大学が欠落していたのではないか。そのことが、官に対する民のルサンチマンが重なり国立大学が問われ、たとえば、市場原理あるいは第三者機関による評価、という議論が今あるのだと思う。それは、ある意味では、グローバル・スタンダード化ということに繋がってくるのだと思う。さきほど、梶井委員長が教官の処遇改善について言及されたが、おそらく、教官の待遇改善や職員の身分の改善のためにも今までのような年功序列、終身雇用型の秩序に対し、民の考え方の潮流であるメリットクラシーとか競争原理をどう採り入れていくかが今後の課題になろう。我々は大きな問題に当面しているが、過去の歴史を振り返りつつ新しい21世紀の国際社会を想像したとき、日本の国立大学の果たす役割に対する期待の大きさを自覚すべきだ。それだけに我々は脱皮していかなければならないと考える。

(鈴木第6常置委員会委員長)

日本の大学が研究補助者や施設・設備も含めてアメリカやイギリス等の大学に比べて遜色がないと自信をもって言える人がいるであろうか。それは、研究者が劣っているということではなくて、わが国ではトップレベルの研究者の層が薄く、二等辺三角形型である。それに対し欧米ではその層が厚く五角形型である。そこで、これから世界のスタンダードにまで高めていくことが急がれる。米国政府は、米国の研究大学院百校に重点的に研究費を投入しているという紹介があったが、日本で米国の研究大学に匹敵する大学がどれほどあるか考えてみると、心さみしい思いがする。これは結局、政策の欠如と言わざるを得ない。たとえば、米国では、いま

バイオサイエンス関係の予算は防衛費に次いで多い。コンピュータサイエンスで勝利を収めた米国は、次はバイオサイエンスであるということで、日本の百倍もの予算を投入している。そういうところと競争する我々の大学の予算はもっと上げて貰わなければならない。そして、こういうことを、政治家や産業界の方々にもっと認識していただく必要がある。人の問題も、総定員法で増やせないというのが、我々は個性、多様性を求めている時代だから、これを破っていかなければならない。どこが重点なのか見極めるのは難しいが、個性的なものをつくっていくことで活路を見出すしかないと思う。そういうことを国大協は、理事会、各委員会の場で積極的に議論すべきと考える。

(丹保第7常置委員会委員長)

いま対応している大きな問題の一つは、情報公開法に関わるものであり、これをきっちりやれば、大学は大きく変わるであろう。もしくは、これをやるためには大学は大きく変らなければならないであろう。これは本質的な問題に関わる相当重要な事項と思っている。単にアイテムをあげて、そのアイテムに対して情報をもつのではなくて、情報が開かれ、組織の透明化をきちっとしないと大学は外部に認知されなくなるということに繋がるので非常に難しい問題であるが、きちんとやれば大学が大きく前に進む要素であろうと思っている。

倫理問題については、後で文部省から説明があると思うが、文部省の検討の内容を踏まえて話を進めたい。また、大学審議会答申に絡み、アカデミック・カウンシルの話があったが、近代の大学は、縦割りのデパートメントシステムでやってきた。そして、その先端をのぼすことで先端化を進めてきた。したがって、我々が概算

要求をするときには、デパートメントをベースに文部省の担当課と折衝し、そこで得られた結論を足したものが局議となり、それを足したものが我々の大学の概算要求になるという、部分、部分をインテグレートしたシステムでやってきた。したがって、その判断が、トータルであることがなかなか難しく、大学が自律的に何かをしようとしても、大学のヘッドクォーターがアイデアを出しても、現実にはスプリットされた概算要求が出されてくる。そういうことでは、もう少しものを集団にまとめて議論できる大きな私立大学と闘いにくくなってきた。しかも縦割のクラシックな学問分野が一つ又一つと閉塞し、一方では従来とは異なる新しい種類の学問が出てきていることに対し、国立大学は対応できていない。これは文部省の予算システムとも絡んでいる。ここを、どうやって前へ抜けるか、つまり政策の欠如をどうやって実体のあるものにするかというのが、おそらく学長レベルの国大協の我々が考える仕事ではないか。第7常置委員会だけの手に負えるものではないが、それを議論していかなければならないと思う。

以上のような各常置委員会委員長からの発言及び意見交換があったのち、阿部大学評価に関する特別委員会委員長から、大学審議会答申の第三者評価機関に関する要望書の提出について、次のように提案があった。

文部省は、第三者評価機関の創設準備に入った。第三者機関が具体的にどのようにつくられるか我々として不安があり、文部省に対し積極的に発言していくべきと考える。これは、文部省にとっても新しい試みであり、国大協の意見

は受け止めて貰えるものと理解している。そこで、会長、副会長とで相談し、第三者機関の具体化に関して要望書を文部省に提出することを本日お諮りすることにした。具体的には、①各大学の個性や特色が十二分に発揮できるように評価方法を備えた第三者機関を実現されたい、②評価の具体的内容の検討に際しては国大協と密接な連絡をとられたい、③配分に関する基本的な方針・基準の作成に際しては国大協の意見を求められたい、という形でまとめた。

引続き会長から、「第三者機関の具体化に関連する要望書」の文部省への提出について諮られ、異議なく了承された。

II その他

1. 第104回総会の日時・場所について

会長から、次回総会は平成11年6月15日(火)、16日(水)の両日としたい旨述べられ、了承された。

2. 退任学長挨拶

会長から、次回総会までに学長を任期満了により退任予定の次の学長に対し謝辞が表されたのち、各学長から退任の挨拶があった。

加藤 章(上越教育大学長)

伊東 壯(山梨大学長)

加茂 直樹(京都教育大学長)

池田 修(大阪外国語大学長)

小坂二度見(岡山大学長)

また、11月30日付学長任期満了に伴い退任される阿部会長から退任の挨拶があった。

以上をもって第103回総会を閉会した。

第70回事務連絡会議

日 時 平成10年11月13日(金) 10:00~15:30

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(文部省)長谷川企画課長, 高塩学生課長, 木谷医学教育課長, 清水大学課長, 磯田研究助成課長, 萩原計画課長, 田中人事課長, 寺脇生涯学習振興課長, 素川高等学校課長, 合田研究機関課長, 尾山教職員課長, 岩本専門教育課長

(大学入試センター)河上副所長

伊藤事務局長司会のもとに開会。

〔議 事〕

開会にあたり、蓮實副会長から次のような挨拶があった。

昨日、総会を無事終了したが、総会では国立大学の将来について悲観論の漂う中、大学審議会答申、独立行政法人化、大学評価の問題等について真摯な討議が行われた。日本の現在の状況は、主たる責任者がはっきりしないままに敗戦を迎えたような状況にある。

これからは防衛的でなく、何が重要か常識を考え直し、国立大学にとって一番大事な学生に有効なこととして何ができるか、教職員がエゴを捨て考え直していただきたい。皆で考えても各人から違う思考が出てくる必要があるであり、それによって現在の閉塞状況も打破され、希望も見えてくるものと思う。

ついで野島事務局次長から、配付資料の説明及び会議日程の説明があった。

I 総会付議事項説明

伊藤事務局長から、総会における議事の概要について配付資料をもとに次のような説明があった。(詳細は、前掲の第103回総会議事録をご参照ください。)

1. 報告事項

会長から、次の事項について報告があった。

(1) 学長及び委員長の交替について

前総会以後行われた学長及び委員長の交代は、「資料4」のとおりである。

(2) 会長、副会長の互選について

11月末をもって阿部会長が学長の任期満了に伴い退任されるので、10月23日開催の理事会において、会長の互選を行い、次期会長に蓮實東京大学長が選出され、また、蓮實副会長の後任については、中嶋東京外国語大学長が選出された。

任期は12月1日から理事の改選が行われる来年6月までである。

(3) 小委員会の設置について

10月23日開催の理事会において、「資料5」のとおり下記の小委員会を設置することが承認された。

第7常置委員会

情報公開法に関する検討小委員会

(設置期間：平成10年11月1日~12年10月31日)

(4) 会務報告

前総会以後、「資料6」のとおり会務として、意見、要望の提出等が行われた。

(5) 各地区学長会議の状況報告

各地区当番大学長から、前総会以後今総会までに、「資料16」とおり各地区学長会議が開催された旨説明があった。

(6) 大学入試センターからの説明

廣重所長から、平成11年度大学入試センター試験について説明があった。

(7) 各委員会委員長報告と協議

総会第1日目午前中に各常置委員会委員長及び特別委員会委員長から、前総会以降委員会において審議された事項について報告があり、提案事項について協議された。主な事項は次のとおりである。

また総会第1日目午後及び総会2日目には、当面の諸問題として、○大学審議会の「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(答申)への対応について、○国家公務員の定員削減について、○独立行政法人について、○高等教育の在り方について長期的に審議する機関の構想について、○第三者機関による評価について、○外国人学校卒業生の大学入学資格について、等の問題が討議された。

① 第1常置委員会

○ 大学審議会の「組織運営部会における議論の整理・検討案」及び「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(中間まとめ)についての意見

② 第2常置委員会

- 平成11年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)について
- 国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領・実施細目(案)について
- 大学入試センター試験理科の試験科目で「生物・物理」の2科目を組み合わせ受験で

きる方法について

- 国立大学の医学系学部の個別学力試験における「生物」の導入について
- 大学入試情報の開示について

③ 第3常置委員会

- 国立大学におけるインターンシップの実施状況調査結果について
- 大学審議会中間まとめの教育に関する部分についての意見について
- 学生の保健について

④ 第4常置委員会

- 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について
- 人事院勧告の取扱に関する要望について
- 教務職員の問題について

⑤ 第5常置委員会

- UMAP(アジア太平洋大学交流機構)の総会報告と同国際事務局の開設について
- 日仏高等教育シンポジウムの開催について
- AAC&U(米国大学協会)からの日米間大学交流の提案について
- ドイツ大学総長会議からの申出について
- 中国教育国際交流協会主催の中韓日国際会議について

⑥ 第6常置委員会

- 平成11年度概算要求について
- 学生納付金に関する要望について

⑦ 第7常置委員会

- 情報公開法について
- 助手問題について

⑧ 医学教育特別委員会

- 医学部・歯学部入学者選抜方法について
- 4年制メディカル・スクールについて
- MD-Ph. D コースについて

⑨ 教員養成特別委員会

- 中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について(中間報告)」についての見解について
- 教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」(中間報告)についての意見について
- 国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について

⑩ 大学評価に関する特別委員会

- 大学審議会中間まとめで示されている「大学評価」について
 - 科学研究費補助金による大学評価機関に関する研究グループの設置について
 - イギリスの大学評価システムについて
- ### ⑪ 大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会
- いわゆる「教養教育」の制度、呼称、概念、実情等について
- ### ⑫ 国立大学協会50周年記念行事準備委員会
- 50周年記念式典について
 - 国立大学協会50年史の編纂について

II 大学入試センターからの連絡事項

河上副所長から、次のとおり大学入試センター試験について説明があった。

平成11年度の大学入試センター試験は、平成11年1月16日(土)、17日(日)に実施されるが、受験志願者数は580,101人で前年に比べ17,000人減少した。初めて現役の志願者が2,300人減少したが、現役の志願率は前年より少し増加している。これからセンター試験の実施について各大学のご協力をお願いするので宜しく願いたい。

III 文部省からの説明及び事務連絡

文部省関係各課長から、所管事項について概略次のとおり説明があった。

1. 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」について

(長谷川裕恭企画課長)

- ① 10月26日に、大学審議会中間まとめに対する各団体等からの意見も踏まえ、大学審議会答申がまとめられた。答申は基本的には、中間まとめに示された方向性を踏襲している。中間まとめに対し提出された意見としては、○答申の全体像が分かりにくい、○21世紀の大学像をもっと明確にされたい等があり、これらの意見を踏まえ、答申全体の構成を整理し、論旨を明確にした。とくに大学改革の視点として、各大学の自主性に基づく個性化、多様化の推進、国際的通用性、共通性の確保向上、大学の社会に対する責任の重視等の視点が明確にされた。また組織運営システムについて抽象的であるとの意見もあったので、具体的内容を加味し、国立大学への適用関係が明確にされた。

この答申を受けて文部省としては法制度改正を進めるとともに、各大学の改革を支援するための基盤整備に努力していきたい。

今後の予定として、組織運営体制の整備、大学院の制度上の位置付けの明確化、教育研究システムの柔構造化、国立大学の講座編成、人事・会計の弾力化及び第三者評価機関の設置などは、学校教育法、国立学校設置法、教育公務員特例法等の改正が必要であり、これらはいずれも法律成立後平成12年度から実施することが予定されている。また秋季入学の

拡大、単位互換等の単位認定の拡大等については、大学設置基準（省令）を改正し平成11年度から実施の予定である。

答申で示された改革の諸方策は、○法改正により自動的に実施されるもの（第三者機関による評価等）、○法制度改正を踏まえて各大学が取り組みを要請されるもの（大学運営協議会の設置、自己点検・評価の義務、社会への情報開示等）、○法制度改正を踏まえ、その導入について各大学で判断するもの（在学4年未満で学部卒業の例外措置、専門職業人養成に特化した大学院の設置、修士課程1年コースの設置、長期在学コースの設置等）、○各大学で自ら取り組むことが期待されるもの（責任ある授業運営、厳しい成績評価と評価基準の明確化、教育活動の評価、教養教育の重視等）があるが、各大学では、法制度改正を俟つまでも無く一般教職員に大学審議会答申の内容・趣旨を十分に周知徹底し理解を深め大学改革の推進にご尽力いただくようお願いしたい。

2. 学生サービスの充実について

（高塩 至学生課長）

- ① 来年3月大学卒業予定者の10月1日現在の就職内定率は、67.5%で過去5年間で最低の厳しい状況であり、国・公立大学は65%で私立大学68.3%より低い状況が続いている。とくに女子の就職内定率が59.2%で厳しい。地域別に見ると、関東地区79.3%に対し、中国・四国地区45.6%、と低く地域差が大きい。近日に文部大臣も経済団体に大学卒業予定者の採用枠拡大について要望する。企業の雇用形態が変化してきているのに、学生は終身雇用をめざし、また学生が自分の能力適性を考

えずに就職し、大学新規卒業者の25%が3年以内に離職しているという調査結果もある。各大学では学生に対する的確な就職情報の提供、就職指導、就職体制の整備、就職窓口の人材配置等についてご努力いただきたい。

- ② 文部省では、日本育英会の有利子奨学金を下記のように抜本的に拡充し、貸与基準についても、学力基準は基本的には問わず、家計基準も緩和して、より多くの学生に奨学金を支給し、自立した学生生活を支援するようになりたいと考えている。現在大学在学者280万人の約10%に日本育英会の奨学金が支給されているが、欧米に比べ低い水準であり、今後拡充していきたいのでご協力をお願いしたい。
- | 現行制度(平成10年度) | 新制度(平成11年度要求) | |
|------------------|---------------|------------------|
| 貸与人員 | 10万人 | 20万人 |
| 事業規模 | 650億円 | 1,660億円 |
| 貸与月額 | 5万9千円 | 3万, 5万, 8万, 10万円 |
| (私立大学, 自宅外通学の場合) | | の内から学生が選択 |
| 変換利率 | 固定3%上限 | 変動(5年毎に財投金利連動) |

3. 医学教育等の当面の諸課題について

（木谷雅人医学教育課長）

- ① 大学審議会答申で提言されている在学3年以上で学部を卒業できる制度について、医学部、歯学部に取り入れるかどうかについて、文部省の21世紀医学・医療懇談会で検討しているが、現在の方向としては、医学部・歯学部の教育は医師免許と直結し、人間性養成、実習の重要性等の関係から、短縮した在学期間で卒業させることは難しい。ただし他の研究科で認められている学部3年修了からの大学院への早期進学の特例については、医学系大学院でも、基礎医学研究を目指す学生について認めて良いのではないかとの意見が出て

いる。

- ② 医師・歯科医師の需給と入学定員削減の問題については、まだ全体的な計画を出せる状況ではない。それは、この問題は国・公・私立大学が足並みを揃え対応する必要があり、文部省として私立大学に強く働きかけ、検討をお願いしている状況があるからである。

一方、長期的にみれば基本的に入学定員の削減は必要なことなので、平成11年度に一部国立大学医学部で、入学定員の削減が行われている。各大学でも基本的に長期的な削減の方向をご検討おき願いたい。

- ③ 看護婦等医療関係人材の育成について、医療技術短期大学の4年制学部看護学科、保健学科への転換などの要求が現在14大学から出ているが、長期的視点で考える必要があり、ヒヤリングの結果も勘案し、要求年次等交通整理をしたい。特に大学院重点化を考える大学等は博士課程の設置まで見据え長期的視点で準備検討されるようお願いしたい。

- ④ 今春、国立大学病院について総務庁の行政監察が行われた。正式な結果は通知されていないが、私立大学や厚生省所管の国立病院に比べ経営心の欠如が内報されている。各大学には今後一層病院の経営改善に努め、病院の職員の資質向上、人材配置等についてご配慮くださるようお願いしたい。

- ⑤ 大学院重点化について医学・歯学部関係の関心が高く、問い合わせが文部省にくるが、定員削減にどのように対応するか、今後国立大学の統廃合も言われはじめており、いままでのような形での大学院重点化は考え難い。危機的状況にあることをご認識いただきたい。

4. 国立大学の当面の諸課題について

(清水 潔大学課長)

- ① 来年1月に中央省庁等改革のための法改正、独立行政法人化、定員削減等を含めた基本計画の概要が策定される。新聞報道によると11月に策定される中央省庁等改革推進本部事務局（以下「推進本部」という。）の原案では、独立行政法人化の対象に国立大学も含めており、現在も文部省と推進本部との間で話し合いが続いている。

我々は大学審議会の答申に示された国立大学の改革が最緊要不可欠の課題であり、その帰趨を見た上で、独立行政法人化を含む国立大学の設置形態の在り方について長期的に検討していく方針であると反論しているが、推進本部は大学審議会答申の示す大学改革について、○組織運営体制の明確化が確立されるか不明である、○人事・会計の弾力化が十分達成できるか不明である、○評価機関が求められる機能を果たしうるか不明であるとの理由で、国立大学の独立行政法人化を進めるべきであると主張している。独立行政法人の所管大臣が3～5年の中期目標を設定し、学長がその計画を立て認可を受けるといった基本的な内容は変わっていない。

以上のような状況にあることをご認識願ひ、改革が実現されなければ国立大学の将来の存続はおぼつかないとの認識に立って、大学改革が全教職員の共通理解となるようご努力願ひ、法制度改正を俟つまでもなく大学改革への取組みをお願いしたい。

また、各大学での不祥事は国民の信頼を失ひ、大学改革の努力を無にすることになるので、この点についてもご留意をお願いしたい。

- ② 定員削減について、中央省庁等改革基本法

で国家公務員の定員を西暦2001年から2010年の10年間で10%削減することが定められている。国立学校特別会計では、単純に考えると10年間で13,500人を削減しなければならない。昭和42年の定員削減開始時に101,500人あった国立学校特別会計の定員は現在135,000人になっており、教官は43,700人が72,000人、看護婦10,000人が20,000人、事務職員47,000人が41,000人となっている。またこれまで3万人の定員削減の内27,000人が事務職員により実施されている。今回の定員削減10%は限りなく純減という厳しいものであり、今回は教官の定員削減も検討せざるを得ない状況である。各大学でも、事務局と教官組織の関係等を含め大学の将来像を考え、大学全体として定員削減をどのようにするかご検討をお願いしたい。

③ 情報公開について、関係法律は未制定であるが、これからは不利益な情報開示の請求が出てくることを前提として考えておかなければならない。また国費によって支えられている国立大学の在り方として、社会に広く教育・研究の成果を積極的に開示していく姿勢が大事である。

④ 外国人学校卒業生の大学入学資格について、学校教育法施行規則第69条第6号の規定は、基本的には、新制大学発足時の移行期の救済措置であり、各大学独自の判断で各種学校卒業生一般について入学資格を認めて良いという趣旨ではない。

なお、有馬文部大臣がこの問題について検討したい旨表明されたが、これは今後の国際化の中でどのように考えるか整理するということであり、これまでの取扱を変更することを前提に検討するものではない。また、これ

は大学院についても同様である。

⑤ 先般中央教育審議会に対し、文部大臣より、「高等教育と初等中等教育の接続の改善について」諮問された。その趣旨は大学が多様な学生が学ぶ教育機関であることを認識し、高校及び大学の役割分担を明確化し、それを見通した教育の在り方を考えるというものである。

5. 当面の諸課題について

(磯田文雄研究助成課長)

① 科学研究費補助金の平成11年度概算要求は、総理が査定する「科学技術特別枠分」119億円を含め、1,370億円で、前年に比し191億円16.2%のかなりの増額要求となっている。また平成11年度から、科学研究費補助金のうち政策的要求の高い研究種目以外の基盤研究、奨励研究B、萌芽的研究、研究成果公開促進費等約846億円については、日本学術振興会で事業を実施するよう考えている。

② 科学研究費補助金による研究について、会計検査院から、研究成果報告書が提出されず、研究成果が社会に還元されていないとの連絡をうけている。研究者からは実績報告書が提出されており、論文発表や学会発表で国民に対するアカウントビリティは果たされていると考えているが、研究成果報告書についても提出されるようお願いしたい。

③ 名古屋大学医学部で外部からの研究資金受入れを装った収賄事件も発生しているが、研究資金の取扱について、透明性の確保、情報公開、受入れ審査手続きの適正化等をお願いしたい。外部からの研究資金を私的に経理することのないよう教官にも周知されるようお願いしたい。

6. 国立学校文教施設整備の現状と課題について

(萩原久和計画課長)

- ① 国立学校の保有建物面積は2,200万㎡で、その大半が建築後20年以上経過し老朽化しているといわれている。しかしこれは潰して建て替えるなければならないということではない。20年というのは改修・手直しが必要な節目であるということをご理解願いたい。
- ② 施設整備費の平成11年度概算要求は855億円であり、その内訳は病院等使途が限定されている財政投融资からの借入が520億円で、自由に使える一般財源は260億円である。一般財源の少ない点は、平成10年度の第3次補正予算に1,700億円の要求を提出し、これに期待している。
- ③ 本年3月に、「今後の国立大学等の施設の整備・充実に関する調査研究」の報告がまとめられた。この報告には15の提言が示されており、平成11年度の概算要求についてもこの報告の考え方にに基づき事業採択を行った。今後の施設整備はこの提言に基づき、重点的・計画的に整備していく方針である。
- ④ 国立大学の施設業務のうち、執行部門を他省庁の同部門と統合し、独立行政法人化する話が中央省庁改革推進本部事務局から出ている。これに対して、国立大学の施設整備は、教育研究と一体で考える必要があること、執行部門の一部はすでに外注化していることなど説明し反論しているが、ご支援を賜りたい。
今後は、現在ある施設の維持、有効活用を図り、施設のライフサイクル、減価償却の考えを取り入れ、施設経営業務の転換、改革を進めていくつもりである。

7. 国家公務員倫理法案等について

(田中壮一郎人事課長)

- ① 国家公務員倫理法案については、与党3党の議員立法で国会に法案を提出しており、現在継続審議になっている。詳細は政令の国家公務員倫理規程及び各省の訓令で定められることになっており、国家公務員倫理規程の要点は次のとおりである。
 - 本省課長補佐以上の職員（行政職（一）の7級以上の職員）は、事業者等から金銭、物品その他財産上の利益供与、供給接待、人的役務に対する報酬の支払い（1件5千円を越えるものに限る）を受けたときは四半期ごとに各省の長に報告書を提出しなければならない。
 - 本省局長以上の職員（指定職俸給表7号俸以上の者）は、前年行った株券等の取得、譲渡、就任時の土地、建物等の資産、就任後有することとなった土地、建物等の資産、前年の所得について、各省の長に報告書を提出しなければならない。
 - 国家公務員倫理審査会を人事院に設置し、報告書の審査、調査、勧告、懲戒手続き等に関する業務を行わせる。
 - 教育公務員特例法との関係上、国立大学の教員等に関する特例として、国家公務員倫理審査会の権限について、調査、懲戒権限は直接行使せず、文部大臣を経由して大学管理機関に求めることとしている。また贈与等の報告は、教育職（一）4級以上の管理職手当て受給者、資産等の報告は、指定職俸給表7号俸以上の学長に限定している。
国立大学協会から、この法案が、産学連携促進にあたり教員等が共同研究者と接触する

ことを制限することのないように配慮し、また教員の職務の特殊性に基づき講演・執筆の報酬の報告義務を免除されたいとの要望が出されており、文部省としても研究成果の社会への還元推進の立場から、これらの要望実現について努力していきたい。なお、研究資金受入れ等に伴う不祥事が発生しているが、外部資金の受入れ、兼業の適切な取扱、物品調達における公平・公正の確保等に留意し、適切な手続きを経て産学連携を進めるようお願いしたい。

- ② 本日付けでセクシャル・ハラスメント防止等の人事院規則が制定され、来年4月1日から施行される。人事院規則では、セクシャル・ハラスメントの防止、職員研修、苦情相談体制の整備等について、各省の長の責務が定められており、文部省でもセクシャル・ハラスメントの防止規程を定める予定である。教職員間のみならず、教職員と学生間の問題も大きいので、各大学においてもこの規程の円滑な実施についてご努力をお願いしたい。

8. 生涯学習振興における大学への期待

(寺脇 研生涯学習振興課長)

- ① 私立大学が急速に生涯学習に対応しつつある。国立大学もこのような生涯学習の方向性・動向に留意されるようお願いしたい。
- ② 生涯学習局では、平成14年度からの完全学校週5日制の実施を見据え、地域や家庭での学習の基盤整備のため、地域で子供を育てよう緊急3か年戦略を立て、次のようなことを計画している。
- 小・中学校、図書館、公民館等全国5千か所にバラバラアンテナを設置し、子供放送局を創設し、休業日の土曜日に番組を子

供達に提供する。

- 全国千二百か所に様々な活動の情報提供を行う子供センターを設置する。
- ③ 第11回全国生涯学習フェスティバルを来年10月広島で開催し、同時に大学開放に関する研究会も開催するので各大学のご協力をお願いしたい。
- ④ 放送大学は、平成10年1月に全国放送を開始し、10月に全国での全科履修生の受入れを開始した。しかし思うように学生が集まらない状況があり、放送大学の広報と授業の中身について抜本的に見直しを始めたところである。各大学でも放送大学の番組が、皆の目に触れるようご協力をお願いしたい。
- ⑤ 本年7月から、婦人教育課が男女共同参画学習課に発展的に改組した。学校におけるセクシャル・ハラスメントの予防・啓発、青年男女共同参画セミナーの開催、家庭教育手帳の編集、男女共同社会参画基本法の立案、少子化問題等新しい問題も担当することになったので宜しくをお願いしたい。少子化問題については、中央教育審議会の専門委員会でも、本年12月から「少子化問題と教育の在り方」について審議する予定である。
- ⑥ 学校教育法が改正され、専門学校から大学への編入学制度が発足した。私立大学は18歳人口の減少を踏まえ対応を急いでいるが、国立大学でもこの制度の活用をお願いしたい。

9. 教育課程の基準の改善等について

(素川富司高等学校課長)

- ① 本年7月教育課程審議会から、高等学校の教育課程の基準の改善について答申が行われた。これは平成14年度からの完全学校週5日制の導入を踏まえて行われたものであり、こ

の答申を踏まえ、平成10年度中に新しい学習指導要領の告示を行い、平成15年度入学者から、新しい学習指導要領を適用する予定である。

答申では教育課程の基準の改善の狙いとして、新しく「各学校が創意工夫を生かし特色ある学校づくりをすすめること」を追加した。また各学校・生徒の選択の幅を広げて一人一人の個性を一層伸ばし、自立を図るため、次のような改善を図ることを提言している。

- 外国語を必修とすること
 - 普通教育の必修教科として「情報A、B、C」を設定し選択的に履修すること
 - 必修教科・科目の合計単位数を現行の普通科38単位、専門学科及び総合学科35単位を31単位に縮減すること
 - 教科等の枠を越えた「総合的な学習の時間」を創設すること
 - 専門教育に関する各教科・科目の必修単位数を30単位から25単位に縮減すること
 - 職業に関する教科として「情報」及び「福祉」を新設すること
 - 高校卒業に必要な修得総単位数を80単位から74単位に縮減すること
- ② 中・高等学校一貫教育の導入について、本年6月学校教育法が改正された。

生徒、保護者が従来型と中・高等学校一貫方式との選択が可能なような形で円滑に整備が進む必要がある。本年度に都道府県、政令都市で研究会議を設置し、中・高等学校一貫教育の在り方について検討願ひ、研究協力校で実践的研究を進めている。

国立大学の附属学校でもこの問題について積極的な取り組みをお願いしたい。

- ③ 本年7月に理科教育及び産業教育審議会よ

り、「今後の専門高校における教育の在り方等について」答申が行われた。そこでは、専門高校に、新教科として「情報」と「福祉」を創設すること及びインターンシップの推進が提言されている。各大学でもこれらの教科の教員養成についてご検討をお願いしたい。また専門高校卒業生を対象とした選抜制度や推薦入学の導入について、一層のご配慮をお願いしたい。

10. 当面の諸課題について

(合田隆史研究機関課長)

- ① 学術審議会では、本年1月に、「科学技術創造立国をめざす我が国の学術研究の総合的推進について」諮問され、来年夏に答申をまとめるよう審議している。
- ② 行政改革の関係で、文部省と科学技術庁の統合再編に向けて両者の意思疎通が進んでいる。各大学でも他省庁との種々の接触が考えられるがアイデア、ご意見があればお知らせいただきたい。これからの学術研究の推進には、新しいシステム工夫が必要である。
- ③ 平成11年度概算要求では、附属施設経費、特殊装置維持費について昨年並の要求をしているが、執行について特段のご配慮をお願いしたい。科学研究費補助金の積極的利用、学長裁量経費の研究施設への配分考慮、外部資金の導入にあたってのオーバーヘッドの確保等ご工夫願ひ予算を有効に活用されるようお願いしたい。
- ④ 平成11年度概算要求では、科学研究費補助金1,370億円(前年比191億円増)を始めとし、日本学術振興会の特別研究員、未来開拓学術研究推進事業、卓越した研究拠点形成経費、研究支援体制充実経費、リーダーシップ支援

経費、学術情報基盤、産学連携推進経費等の拡充・増額要求をしている。とくに研究支援体制の整備要求では、研究支援職員を非常勤職員で雇用することについて大幅な拡充を図っており、弾力的運用を考えたい。

- ⑤ 留学生政策懇談会が昨年7月第1次報告をまとめ、それを受けて本年度から、「日本留学のための新たな試験に関する調査研究」、「地域における官民一体となった留学生交流推進事業」を開始している。また大学入学時に求められる留学生の保証人制度について廃止を含めてその在り方を検討するよう各大学にお願いしている。なお留学生の資格外活動の許可の取扱についても、見直しについて本年8月に各大学に通知しているが、これらについて各大学でもご工夫・ご協力をお願いしたい。
- ⑥ 国際交流担当職員の資質向上について、文部省でも国際担当職員の研修、若手職員の海外派遣制度等を実施しているが、平成11年度概算要求では、国際交流アソシエイト制度の創設を要求している。各大学でも長期的視野にたち、国際担当職員の養成にご努力いただきたい。

11. 修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について

(尾山眞之助教職員課長)

- ① 平成9年3月に大学、短大を卒業し、教員免許状を取得した者は約134,000人で、この内国立大学卒業生は32,000人(23%)である。これに対し、平成9年度の公立学校教員に採用された者は約16,000人である。今後も生徒数の減少に伴い教員への就職は厳しい状況が継続する。
- ② 本年4月から教育職員免許法の特例等に関

する法律が施行され、本年度入学生から、小・中学校教諭の普通免許状を受ける場合には、身体障害者、高齢者等の介護・介助体験を7日間行うことが必要となり、すでに実施されつつある。各大学でも学生に対する事前指導など円滑な実施に向けてご協力をお願いしたい。

- ③ 教育職員養成審議会では、昨年7月第1次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」をまとめ、提言した。これを受けて教育職員免許法が改正されたが、その要点はいじめ等現場の課題に適切に対応できる力量のある教師の養成を目的とし、(1)社会人活用のための特別非常勤講師制度、特別免許状制度の改善、(2)教員養成のカリキュラムについて教職に関する科目の充実及び教科または教職に関する科目という区分を新たに設け選択履修方式を導入することである。平成12年度から全大学で実施することになるので、円滑な実施についてご尽力いただきたい。
- ④ 本年10月教育職員養成審議会第2次答申「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」がまとめられた。答申の趣旨は、教員の職務内容の高度化、多様化に対応し、教員も修士レベルの教育を受けた者の比率を高めていく必要があるが、その場合新規の修士課程卒業生の採用でその比率を高めていくのは長期間を必要とするので、修士課程を活用し現職教員の再教育を推進して、効率的にその比率を高めようというものである。答申では、次のようなことが提言されている。
 - 修士課程を弾力化し、多様な在学形態を確保すること
 - 現職教員の修士課程在学を支援するため、休業制度、非常勤講師の配置を検討す

ること

- 当面10年間で対象年齢の現職教員の15～20%に修士号、専修免許状取得の機会を確保すること
 - 修士号・専修免許状取得者には適切な処遇を検討すること
- 文部省としては、この提言を基に今後の施策を考えていく予定であり、各大学でも高い資質を備えた教員の養成にご尽力願いたい。

12. 当面の諸課題について

(岩本 渉専門教育課長)

- ① 理工系人材の養成が科学技術創造立国を目指し、我が国が発展するため重要であることはいうまでもない。文部省ではそのため、平成11年度概算要求では学科の改組再編、大学院専攻科の設置、学部における理工系教育高度化推進設備費、体験入学授業に要する理工系教育推進経費等を増加要求しているの、各大学でも理工系人材養成にご尽力願いたい。
- ② リフレッシュ教育の推進について、大学審議会答申でも、今後は社会人が必要に応じ高等教育機関で学習を行い、更に社会で活躍する往復型社会へ転換していくことが示されている。文部省としてもリフレッシュ教育のための講座をこれまで16設置してきており、平成11年度概算要求では4講座新設を要求している。各大学でもリフレッシュ教育の改善充実にご尽力いただきたい。
- ③ 平成9年度の調査では、国立大学でインターンシップを授業科目として位置付け実施している大学が47校（48%）ある。インターンシップは大学にとっては教育内容の改善充実、産業界にとっては大学教育等への要請の反映に役立ち、学生にとっては高い職業意識

涵養の面から意義を有し、その推進が求められている。

平成10年度予算では新規にインターンシップを推進するための支援経費を措置しているの、各大学でご活用願いたい。なお、大学もインターンシップで職場体験する場所になるのではないかと検討している。

- ④ 産業構造の変化、国際競争の激化の中で、企業側から大学工学教育の質的向上が求められ、技術者資格の国際的相互承認の動きのある中で、日本工学協会等が中心になり、国際的に通用するエンジニア教育検討委員会を設け、大学工学教育の認証・評価の問題等について検討している。文部省としてもこの問題について考えていくつもりである。

- ⑤ 獣医学の関係者により、全国立大学の獣医学部・学科を二つの大きい大学に統合再編しようという動きがある。しかしこれは大学を代表しての意見ではない。

この話は関係大学及び地元社会の理解をもとにまとまる話であり、文部省としては関係者の動きを見守っている。

- ⑥ 毒劇物の管理徹底について、9月から11月にかけて数大学で毒劇物が悪用、盗難される事故があった。文部省としては、7月に毒劇物の管理徹底について各大学に通知し、さらに10月には管理状況について調査をお願いしたが、未だ十分な対応が行われていない大学がある。事故発生の背景には学内の人間関係の問題もあるのではないかとの見方さえあり、このような事故発生は国民の大学に対する信頼を失わせるものであり、信頼回復のためにも毒劇物の管理、保管庫の鍵の管理等十分留意・再点検をお願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日 時 平成10年10月23日（金） 16：30～18：00

場 所 学士会分館（本郷）6号室

出席者 杉岡委員長

小柳，江崎，宮田，板垣，小川，山崎，松尾，守屋，奥田各委員

山極，小嶋各専門委員，荒井臨時専門委員

（文部省）野家大学入試室長，中野企画係長

（大学入試センター）廣重所長，法月事業部長

杉岡委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 報告事項

(1) 「日本留学のための新たな試験」調査研究協力者会議について

委員長から次のように報告があった。

前回，文部省から，「日本留学のための新たな試験」調査協力者会議が，今後，外国人留学生選考のための新たな試験に関する基本的な方針を取りまとめるに際し，本委員会に意見を求められたが，その後，提出いただいた委員のご意見を去る10月21日開催された同会議で披露した。

(2) 「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」について

委員長から次のように報告があった。

前回ご審議願った「国立大学の入試情報開示に関する基本的考え方」について，いただいたご意見を踏まえて修正を加えて最終的に取りまとめ，これを各大学長宛送付のうえ12月10日締切をもって意見照会した。今後，各大学からご意見をいただいたのち，「国立大学の入試情報開示についてのガイドライン」案を作成することにした。

(3) 大学入試センターからの報告

1) 平成11年度大学入試センター試験の出願状況について

廣重所長から次のように報告があった。

10月21日に平成11年度大学入試センター試験の願書受付を締切った。この時点で昨年比べて約9千人減の約56万1千人である。このうち，現役については1千人ほど増して約41万5千人，浪人生については約1万人減の14万5千人である。ただし，出願受付は郵送の場合，受付最終日の消印有効なので，22日以降にも若干到着が見込まれる。志願者数は11月上旬に公表し，その後，重複出願等を整理したのち，12月上旬に確定志願者数を公表する予定である。

ついで法月事業部長から，前回，同事業部長から説明があった「平成13年度大学入試センター試験及び個別学力試験に伴う業務処理日程」について，次のように説明があった。

前回，「平成13年度大学入試センター試験及び個別学力試験に伴う業務処理日程」について説明したが，それは，平成13年度センター試験の実施予定期日が，1月第3週中最も遅い1月20日（土），21日（日）に当り，これに伴ってセンターの業務処理との関係で，平成12年度に比べて第2次試験の出願期日を1日，各大学への成績提供を3日間，それぞれ短縮せざるを得なくなるので，この旨予めご了解いただきたかったため，通例よりも早くに申し上げた次第である。なお，センター試験の実施期日については，当該試験実施2年前（例年5月頃）の大学入試改

善会議に諮り高等教育局長から通知する「大学入試センター試験実施大綱」中に記載されることになっており、したがって、平成13年度センター試験については、来年5月頃に最終的に決定され通知が発出されることになる。

2. 大学入試センター試験の「生物・物理」の受験について

委員長から次のように述べられた。

前回、大学入試センターから提示いただいた、センター試験の「生物」と「物理」の組合せ受験を可能とさせる方法についての具体的検討案について検討いただきたいが、その前にセンターから、提示いただいた各案について改めて一通り説明いただくことにしたい。

ついで法月大学入試センター事業部長から、センター試験の理科において「生物」と他科目との受験が可能となる方法について、A案～F案までそれぞれ説明があった。

次に、委員長から、欠席の森満委員からの書面による次の意見が披露されたのち、主として以下のような意見交換が行われた。

- （森満委員）「基本的には、物理、化学、生物各科目は平等に扱われるべきである。敢えて、人間性、社会生活の必要性を問えば、生物学は最も重要である。センター試験の試験日数を増やしてでも、選択科目の受験の幅を広げるべきである。それをすれば、個別試験で、生物を一律的に導入するということも必要なくなるのではないか。」
- 大学入試センターで、「生物」と「物理」の2科目受験が可能となる方法について検討され、その一つとして、かつてのように「理科」のコマ数を3コマにする案が提示されたが、「生物」と「物理」の受験ということに問題を

かぎるならば、1コマ増やしA案、B案、C案のいずれかの方法で行えばよいと思う。しかしこの問題は、「生物」、「物理」だけの特異な問題かといえ、そうともいえない面があるのではないか。センター試験の目的は高校教育の達成度を調べるものなので、たとえば、「生物」もと「物理」もとった、「日本史」もと「世界史」もとったということが何らか評価され、反映されることを望むというのは、受験生からみたら当然かもしれないし、また、高校側からもそういう要望があるとも聞く。そうであるなら、「生物」と「物理」だけの対応ということではなく、もう少し広い視点から捉え直した方がよいように思う。それは、一つの枠の中で複数の科目を課すやり方であり、センター提示のD案、E案、F案に当る。この場合にも、いろいろ問題点があるのは承知するが、少し考え方を考えることによって、「生物」、「物理」の選択の問題だけでなく、他の教科目についても処理できる可能性が出てくるのではないか。そのことをセンターでさらに検討していただきたい。

- 現在、センター試験の選択科目の受験を当日選択可能とする方法をとっているために手間がかかるだけでなく、多くの無駄が発生している。受験科目を事前に申請させ、そのとおり受験させることにすれば、無駄も省けるし、受験科目別の教室編成ということも可能になる。当日選択という方法は見直せないか。
- センター試験の出願受付時に受験科目を申請させ、変更を認めないというのは論理的には可能であるが、出願の10月段階で受験生に受験科目を確定させることは實際上極めて難しい。もともと初中教育で多様化の流れが背景にあって、試験科目についても受験生がで

きるだけ自由に選べるようにしたいという大方針があり、初めから大学が指定してしまうと、自由度が損なわれることになる。そこは、大学の立場と初中教育の立場は異なる。高校等との連絡協議会（センター内に設置）で、高校長から、受験時に生徒が選べるのを大学が阻害するのは困るといわれている。

- 既に話が出ているように、医学教育特別委員会では、医学系学部では、高校で「物理」、「化学」、「生物」の3科目をきちんと履修してることが望ましく、入学試験においても、センター試験及び個別試験でこれら3科目を課すようにすべきという意見が大勢であった。それから、特に、「生物」については、医系だけでなく、環境問題の重要性ということからも人文系でも必要ではないかという意見が強かった。
- たとえば、医学部として、高校で「物理」も「化学」も「生物」も勉強してることが絶対に必要であるということであれば、これらの科目を履修していなければ受験資格を認めないとし、実際に試験を課するという姿勢をみせることが必要だ。そここのところで大学の明確な姿勢がないと、仮にセンター試験で新たな枠をつくっても、受験生の側は得点しやすい科目を選ぶので、「生物」の受験者が増えることになるかどうかわからない。
- センターが示された案であれば、センター試験で「物理」、「化学」、「生物」の3科目をとれることになるのか。
- A, B, C各案は、「理科」のコマ数を現行の2コマを1コマ増やし「生物」の時間帯を設ける案であり、これにより、「物理」、「化学」、「生物」の3科目をとることはできるようになる。しかし、「地学」については、現行と同様、

「化学」と同一の時間帯とすれば、「化学」か「地学」のいずれかしかとることはできないし、他の時間帯に移しても同じ問題が生じる。そうすると、「生物」の重要性は否定しないが何故「生物」だけに枠をつくるのか、という異論が「地学」の関係者からも「地理・歴史」、「公民」の側からも出てくるかもしれない。ことは「生物」だけに留まらないことなので、慎重に対応すべきである。

- テクニカルな問題以前の問題として、その大学として高校で履修すべき科目は何かということを明確に提示すべきであろう。文部省としては高校教育の多様化ということも配慮してほしいということはあるが、大学として必要ということであれば、たとえば「生物」なら「生物」を個別試験で課すということを示すべきと思う。かつて、工学部に新たに生物機能工学科をつくったとき、「生物」を試験科目に課すかどうか随分議論したが、結局、他の学科と同様に「物理」または「化学」のいずれかの選択とし、「生物」については出来るだけ履修してくるよにということになった。
- 実際に試験はしなくても、高校で履修しておいてほしい科目を募集要項などに明記している大学もあるが、高校側がそうするかどうか、その保障はない。
- 医学系学部において、「物理」、「化学」、「生物」の3科目を課すことについては、たとえば、センター試験で「物理」と「化学」を指定し、個別学力試験で「生物」を課すということにすれば、センター試験の時間割は変更する必要はないのではないか。もう一つの、高校教育の多様化に絡んだセンター試験の全体的枠組みという話の方は、試験日程をもう

1日増やす以外に方法はないように思う。

- 選択科目について、同一枠内の科目の組合せは類似性が高い方がよいということであれば「物理、生物」の組合せよりも「物理、地学」の組合せの方がよいのではないか。
- 医学系学部の教育には、「生物」の知識が必要だから、個別試験で「生物」を課してはどうかとか、高校の履修科目を指定したらよいのではないかという話が出てきているが、高校教育が多様化されている状況の中で、個別試験との関係においてセンター試験はどうあるべきかという議論が十分なされないうまま、「生物」だけ枠組みを増やしても、既に指摘されているように、「地学」をどう取扱うかという新たな問題が出てくる。やはり、基本論の議論が行われるべきだ。また、仮にセンター試験の時間割の変更をする場合でも、個別試験の科目の指定の場合でも、十分な準備期間を置き周到に進める必要がある。
- 高校学習指導要領が改訂され、従来の「社会」が「地理歴史」と「公民」の2教科に分離したことに伴い、平成9年度センター試験から、「理科」の試験時間割がそれまでの3コマから2コマに減り、「物理」と「生物」が同一コマになったため、「物理」又は「生物」のいずれか一方しかとれなくなった。このとき、国大協では、試験日程が2日間8コマという制約のもとではやむを得ないが、今後、選択肢を増やす方法を研究していただくことを条件にこれを了承した経緯がある。選択肢に制約があるのは、「理科」だけでなく、「地理・歴史」、「公民」についてもあるわけで、それらも含めて選択の幅を広げることを考えるべきかどうかの一つの論点ではある。
- 「生物」の重要性は理解するが、それはセ

ンター試験だけの問題として捉えるのでなく、個別試験、入学後の補習も含めた教育全体の中で「生物」をどう扱うかを考えるべきと思う。実際、私の大学の医学部で補習教育を行うと、「生物」は暗記の要素が強いから、高校で「生物」をとってこなくても何とかクリアできるが、「物理」、「化学」の方はクリアが難しい。しかも、医学部には物理の専門家はいないから、「物理」の方は独自に補習するといっても難しく、そのため、ますます「物理」と「化学」だけはとってきてほしい、ということになってしまう。「生物」の問題をテクニカルにセンター試験で吸収できないということであれば、たとえば、個別試験で、生物学的な知識を踏まえた小論文を課するという方法も考えられないか。

- 「生物」は、本当は医学系だけでなく、生物系、理工系でも、さらに広く人文系でも必要ではないか。高校で「生物」を履修してこないということであれば、それは補完教育である程度対応できるかもしれないが、大学入試によって高校の生物教育が歪められれば、わが国の教育にとって大きいダメージにならないか危惧される。
- 工学系でもそういう意見がある。当面、ともかく、生物の問題にA、B、Cいずれかの案で対応する仕方もあると思うが、たとえば、物理系の学科へ進もうとすれば高校で「物理」の履修が必要なことは分かりきったことである。だから、物理系の学科が「生物」も非常に重要ということであれば、センター試験では「生物」を指定するという考え方もあると思うし、それは現行のシステムでもできないことではない。
- センター試験の位置づけと個別試験の関わ

りは学部によって違ってくると思う。今、医学系の要望で「生物」に問題が特化しているが、人文系の立場からは、「地理・歴史」、「公民」についてはどうなるのかということになる。センター試験の狙いが基礎学力をみるということにあるのであれば、多様化している高校のカリキュラムにできるだけ対応した受験ができるよう、試験日程を3日間とり、よく多くのメニューを用意するというのではなく、問題の真の解決が難しいのではないか。

- センター試験を3日間にできないのはどういふネックがあるのか。
- 現在、センター試験は土曜日及び日曜日の2日間で実施し、高校の教室を試験場に借用しているが、試験日を3日間に延ばし平日にも実施するとすると、平日の試験場の確保の問題のほか、受験生の負担、教官の協力、試験問題のセキュリティの問題など、クリアすべきことがあるので、それは容易なことではない。
- センター試験の各科目の試験時間を10分程度短縮すれば、今よりも受験科目数を増やせられるのではないか。そうすれば、科目選択の幅がある程度広げられよう。
- 十分研究してみないと分からないことだが、心理測定とか教育測定の常識でいうと、時間の短いテストは危険な面がある。たとえば、生物なら生物の領域について、なるべくそこから全体を代表するような項目を試験問題にする。ところが、時間を短くするということは、当然、項目数が少なくなることで、どうしても領域の代表性が少なくなるということが心配される。もう一つは、今でもセンター試験は反応の早さということも無関係ではない。試験問題を短くした場合、早く

反応できる受験生はいい成績をとりやすいが、時間はかかるが最終的には正解に到達できる受験生にとっては不利になるのではないかとということが心配される。

3. 国立大学の医学系学部の個別学力試験における「生物」の導入について

委員長から次のように述べられた。

去る10月8日及び10月19日に医学教育特別委員会が開催され、そこで行われた医学部・歯学部の入試改善についての議論で、生物学は医学・歯学教育上重要な科目であるにもかかわらず、○大学の入試科目の課し方とも関わって高校の生物の教育が歪められている、○高校で「生物」を履修することなく入学してくる学生が増えている、○こういう状況を放置しておくとう入学後の学習に支障を来すばかりか高校における「生物」の教育が回復不可能なダメージを与えることになる、といった意見が出され、結論として、①医学部・歯学部志望者は、高校で「物理」、「化学」、「生物」の3科目を必ず履修すべきである、②センター試験または個別試験で、「物理」、「化学」、「生物」の3科目を課すことにしてはどうか、ということが出席された委員の全員一致で合意された。そして、この結論にもとづいて第2常置委員会に検討を要望することになった。

そういう経緯であるが、これを医学系学部固有の問題として扱うのがよいのか、そうだとすれば、これは医学教育特別委員会あるいは全国医学部長会議で扱われるのが適当のように思われる。ただ、大学入試が高校の「生物」の教育を歪めているとすれば問題であるので、それに対する対応を議論いただく必要があるのではないか。その場合、もう少し広い見地で捉え、た

たとえば生物系まで含めて議論いただくのがよいように思うが、いかがかご意見を伺いたい。

ついで、主として次のような意見交換が行われた。

○ 以前、医学部長会議で紹介されたこととして、高校で使っている「生物」の教科書を日本と米国で比較したら、日本のそれは簡単で内容も旧態依然であるのに対し、米国のは頁数が多く教育内容もレベルが高いということである。これでは、国際的に競争できる医学者、教育者を育てていかなければならないのに心配である。だから、特に医学系学部に進学する場合は、高校で「生物」を必修にするということも検討しなければならないのではないか。同時に、高校の生物教育について、教員の再教育ということも含めて、レベルの向上を図る必要があるが、その際、教員の再教育は教育学部よりも理学部で行う方がよいということもいわれているという。

○ 医学系学部あるいは生物系学部で、志望者に高校では「物理」も「化学」も「生物」もきちんと履修してきてほしいから試験を課したいということは理解できる。その場合、方法として軌轍が少ないのは、各大学の個別試験でこれら3科目を受験指定することである。そうすれば、医学系学部だけの問題であり、受験生に強い志望動機があれば、必ず受験するであろう。もう一つは、センター試験と個別試験を含めて3科目を課すやり方である。ただ、これら3科目を課した場合、応募が減るということはあるかもしれない。3科目を課すことが実際上難しいということであれば、少なくとも科目履修の指定ということが必要と思う。

○ 医学系学部が個別試験で一致して「生物」

を課すかどうかということは医系学部の問題であり、本委員会に係ることではないと思う。

○ 医学系学部で決めて「生物」を課すことにするのは一向に構わないが、本委員会としては、「生物」の試験の問題について医系だけに特化しないで、今や生命系とか工学系でもバイオエンジニアリングが問題になってきているので、もう少し広い見地から議論することにしてはどうか。

○ 「生物」については、工学部の立場からもその必要性を認識している。高校教育を正常なものにしていく観点から検討していくことに賛成する。

○ 入試というのは社会的に大きな問題である。入試を多様化しその大学の個性をもってやるということの中で、なぜ理科の試験だけ3科目を課さなければならないのか、そのところから検討する必要があるのではないかと。勿論、必要ということであれば、荒療治であってもやらねばならない。指摘されたように、生物教育で教員の力量が不足しているといわれれば、教員養成の立場にいる者として、教員の再教育、研修の問題を含めて取り組まなければならないと思っているが、これは教育行政の問題、高校の基礎学力の問題とも関わることであるので、そういう点も踏まえて検討する必要があると思う。

以上のような意見交換があったのち、最後に委員長から次のように述べられた。

センター試験で、「生物」と「物理」が同一時間帯に置かれているため、「生物」か「物理」のいずれか一方しかとれない仕組みになっているのを、他の科目も含めてどうすれば選択の幅を広げられるか、センターでさらに研究いただき、次回その結果を伺ったうえで検討いただくことに

したい。また、個別試験における「生物」の導入については、医学系学部だけの問題として扱うのがよいのか、それとも、もう少し広い見地

で、たとえば生物系というような範囲で考えるべきか、引続き議論いただくことにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2常置委員会

日時 平成10年11月26日(木) 16:00~18:00

場所 東海倶楽部「朝日の間」

出席者 杉岡委員長

山田, 小柳, 江崎, 宮田, 吉田, 板垣, 小川, 山崎, 辻野, 守屋, 北川, 奥田, 池田, 森満各委員

山極, 小嶋各専門委員

荒井臨時専門委員

(文部省)大学課野家入試室長, 中野企画係長, 下間課長補佐

(大学入試センター)廣重所長, 法月事業部長

杉岡委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 国立大学医学系学部の個別学力検査における「物理, 化学, 生物」の導入について

委員長から次のように述べられた。

前回は、医学教育特別委員会からの検討要請により、医学系学部の入学者選抜について、センター試験または個別試験で「物理」、「化学」、「生物」の3科目を課すことについて議論いただいたが、生物学の知識の必要性は医学系学部に限らないことであり、この問題については、医学系学部の特化しないで、もう少し広い見地で捉えて、たとえば、生物系学部を範囲に検討することにはいかがかと考えるが、ご意見を伺いたい。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 生物系学部の入試に何科目、どういう科目を指定するかということは各大学の個別の入試の問題であるから、それは第2常置委員会として関わるかどうか。たとえば、ある大学で「物理」と「生物」を必須として課し

たいが現行のセンター試験ではそれができないので、できるだけ多くの選択ができるようにすべきということであれば、それは本委員会として議論する問題であろう。それが、医学系学部がどうしても「物理」、「化学」、「生物」3科目が必要ということであれば、医学系学部として決めて3科目を受験させるとか、高校で必ず履修してくるようにさせるべきではないか。

- 医学教育特別委員会の議論の中で、「生物」の必要性は医学系だけでなく、他の理系や文系でもバイオとか環境などの問題もあって高校で十分履修してきてもらう必要があるのではないかという意見があった。医学系学部の入試に3科目を課すということについては、第2常置委員会がそれを、いけないとか、いいとかいう問題ではないと思うが、大学入試の有り様が高校の生物教育を歪めることになっているとすれば、何らかのディスカッションが必要のように思う。
- 生物学のある教官に聞いた話だが、医学系が「生物」を必須として入試に課すことは賛

成だが、進学校といわれる高校のカリキュラムは殆ど「理科」を3科目受けられるようになっていないし、理工系に進もうとする者には「物理」、「化学」で受験の方がセンター試験を含めて有利であるとの指導がなされているという。それから、高校が生物教育のレベルが低いので引き上げる必要があるが、そのためには教員の再教育も必要ということであった。

- 医学系学部で「生物」が必要ということはあるが、また高校での生物教育の必要性ということもわかるが、そこは分けて考えた方がよい。医学系学部で「生物」、「物理」、「化学」の3科目とも必要ということであれば、たとえば、センター試験で2科目を、個別試験で1科目とといった組合せにすれば、センター試験は現行の時間割でも3科目を課すことは可能であり、それは医学系学部が決めてやればよいことである。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

医学教育特別委員会から検討依頼があった、医学系学部の入試で「物理」、「化学」、「生物」の3科目を課すことについては、全国医学部長会議等の審議にお任せして、本委員会は、センター試験に関係する点で関わっていくことにしたい。

2. 大学入試センター試験の「理科」の受験について

委員長から次のように述べられた。

前回、大学入試センターから提示いただいた、センター試験の「物理」と「生物」の組合せ受験を可能とさせる方法の具体案をもとに、種々ご意見を伺ったが、本日は、センターから新た

な提案があればお伺いし、そのうえで、センター試験について「物理」、「化学」、「生物」の3科目を受験できる方法ということに問題を絞って議論いただくことにしてはいかかがと考える。

引続き、大学入試センター法月事業部長から、過日お示ししたA案～F案以外にどのような実施方法が考えられるかその後センター内で検討したが、お示しした以上の方法は出てこなかったもので、ご了承いただきたい旨述べられた。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- センター試験の「理科」の枠組みをどうしても変えなければならないのか。その大学が大学として絶対必要な科目であれば、個別試験でそれを指定してとらせる姿勢が大事ではないか。そのうえで、なおセンター試験を課すのに時間割を変えなければ不都合というのであれば、それは多少困難はあってもやるべきと思う。

- 基本的には、センター試験で「物理」、「化学」、「生物」を受験生がイーブンな条件で受験できるようにするのが大学入試センターの務めと思う。論理的問題があるなら別だが、物理的な問題でそれができないというのであれば解決できないことではないと思う。医学系学部としては、「生物」をセンター試験、「物理」を個別試験、あるいはその逆の組合せといったやり方ではなく、センター試験で「物理」も「化学」も「生物」も試験できる仕組みが望ましい。

- 医学系学部では、結果的に、「生物」をうけてくる学生が少ないことに対する反省があって、それがセンター試験で枠を増やしてでも「生物」を課したいということになっている。その意味では、「地歴」、「公民」についても選

択肢を増やすようにしないといけないと思う。そのために試験日程が3日間になっても止むを得ないのではないか。そうなっても受験生の負担感が増すとも考えられない。

- 試験日程を3日間に延ばした場合、各大学の教員の協力が得られるかどうか。また、試験場に平日の高校を借用できるかといった問題のほか、クリアしなければならない問題があり、日程を延ばすことは容易ではない。
- 医学教育特別委員会の決定は強制力をもつものなのか。大学審議会答申には、個性輝く大学ということで、各大学に個性が求められているのに、どうして医学系学部が一律に3科目課さなければならないのか。
- 医学部の教育は、ある程度医師国家試験を視野に入れた教育をしなければいけないということがある。医師養成に関するかぎりは独自の教育といっても限界がある。
- それならば、司法試験とか教員免許ということで、法学部でも教育学部でも何らかの科目規制が必要ということにならないか。医学教育特別委員会で「生物」の必要性が論じられていることはそれとして、試験科目に何を課すかは、各大学に自主性が認められてしかるべきと思う。
- 医学部では、「生物」とか「生命科学」について補習教育はあまりされていないのか。
- 高校で「生物」を受けてこなかった学生が私の大学では60%近くいる。また、「生物」の補習教育を受けても、高校で「生物」の授業を受けてこない学生はついてくるのが難しいというのが実情である。
- それなら、なぜ、「生物」を指定しないで自由選択による入試を行っているのか。
- 受験生は、進学指導ということもあって、

得点をとりやすい科目を選択する傾向が強く、また、工学部などとの併願を考えた場合、「物理」と「化学」の組合せ受験ということになってしまう。

- 医学系学部だけのためにセンター試験に「生物」の枠をつくるというのはいかがなものか。文系についても選択肢の問題はあるわけで、第2常置委員会としては、この問題はより広い視点に立った議論が必要と思う。
- 高校の学習指導要領が改訂されて従来の「社会」が「地理・歴史」及び「公民」の2教科に分離独立したため、センター試験も両教科を独立させて試験の時間割が組まれた。しかし、2日間、8コマという制約の中で、「理科」についてはそれまでの3コマから2コマとせざるを得ず、結果として科目選択の幅を狭めることになった。その際、国大協として、この措置を止むを得ないとしながら、将来選択肢を増やしていただくことを要望した。その延長として今回議論しているをご理解いただきたい。
- 平成9年度以前にセンター試験の「理科」が3コマで、「物理」、「化学」、「生物」の3科目を選択できたときに、2科目受験の組合せは「物理」と「化学」が圧倒的に多く、「物理」と「生物」は、平成8年度約1,600人(1.4%)にすぎない。それが2コマにした際、「物理」と「生物」を同一時間帯とした最大の理由である。「生物」枠をつくっても、受験者が少ないままであれば、その意味はないし、かえって批判をうけることになる。そういうことも考える必要がある。
- センター試験で「生物」をとる学生が少ないのは、「生物」が他の科目に比べて難易度が高いということがあるのか。

- 一時期、難易差が出たことがあるが、格別「生物」が他の科目に比べて難しいということはない。
- 高校の1, 2年次の段階では、自分の志望について大まかに理系か文系かという程度の判断しかできない。そうすると、「物理」と「化学」をとっていけば、医学系にも工学系にも進むことができるから、「物理」と「化学」が履修の中心になる。センター試験の「理科」が2コマになって「生物」は「物理」と同一コマになっていることが、「生物」教育に悪い影響を及ぼしているのではないか心配である。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように諮られ、了承された。

センター試験が平成9年度から「理科」の試験時間割の枠が減ることになった際、将来的に是正していただけるようセンターに要望し、いくつかの具体案を提示いただいたが、センター

試験が高校教育の達成度を測るという趣旨からその試験科目の選択肢が増えることが望ましいので、改めて、国大協として大学入試センターに要望したい。ついてはこの旨理事会及び総会に提案することにした。

3. その他

委員長から、このほど一橋大学入学試験制度委員会委員長名で第2常置委員会委員長宛に書面をもって、国大協における外国人学校卒業者の国立大学入学資格についての審議状況について問い合わせをいただいたが、これに対する回答については委員長に一任願いたい旨述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

なお、議事終了後、引続き、外国人学校卒業者の国立大学入学資格の問題に関し、文部省関係官をまじえて懇談会が開催された。

第3常置委員会

日時 平成10年10月14日(水) 10:30~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

杉崎, 安永, 児島, 後藤, 山田(代理:山本), 高橋, 原田, 村田, 野村, 二神各委員

豊岡, 齋藤, 大内各専門委員

佐藤委員長主宰のもとに開会。

[議事]

1. 報告事項

委員長から、次のとおり報告があった。

大学審議会の間接まとめの「教育」に関する部分に対する意見を第3常置委員会で取りまとめるように、常務理事会の決定による依頼があったため、作業委員会の学長の方々にご協力いただき、各地区学長会議での意見も踏まえ、7月末に意見案を作成し、会長に提出した。また9月4日に作業委員会で各国立大学のインターンシップの実情を把握するためのアンケート原案を作成し、各国立大学に調査をお願いした。いずれも本委員会を開いて審議する時間がなく、各委員には文書でご連絡したが、ご了承いただきたい。

2. インターンシップの調査結果について

大内専門委員から、次のとおり説明があった。

9月上旬に各国立大学におけるインターンシップの実情を把握するため、各国立大学に調査をお願いした。その回答結果を東京大学学生部で取りまとめ、本日資料として配付した。

調査の主な点は、インターンシップが大学教育の授業の一環として行われるべきものであるか否かを含めて、その意義、役割、効果について検討するため、各大学の実施状況を把握しよ

うというものである。調査内容は、まず学部別を実施しているインターンシップの単位認定の有無、参加学科数、人数、実施学年、実施時期、及び就職活動の意識や就職観の高揚、就職採用活動への影響、その他自由意見である。

調査結果は概ね次のとおりである。

- 今回の調査回答数は、98大学、学部354、大学院修士課程研究科318、博士課程研究科256、短期大学25ではほぼ100%近い回答があった。
- 平成9年度にインターンシップ(教育実習を含む)に参加した大学は、60大学266学部・75.7%、参加学科(専攻)数1,000学科・人数は38,724人、修士課程は58研究科・18.2%・139専攻・387人、博士課程は11研究科・4.3%・25専攻・57人である。
- 平成10年度の実施予定は、大学学部、大学院、短期大学いずれにおいても増加の傾向が見られる。具体的にいえば、平成9年度より学部では39学科・1,122人の大幅増、修士課程20専攻・104人増、博士課程1専攻・28人増という傾向を示している。
- 教育実習を除くと、平成9年度のインターンシップで単位取得が認められるものは64学部・18.1%・4,517人、修士課程11研究科・3.5%・196人、博士課程3研究科・1.2%・27人である。
- 平成10年度も単位取得が認められているインターンシップが増加の傾向を示しており、

平成9年度に比し、9学部増、修士課程5研究科増、博士課程2研究科増となっている。

- 学部別実施状況では、やはり工学部、農学部等が多く文科系が少ない。
- インターンシップ実施による就職活動や就職観の高揚については、「効果がある」は、学部42.9%、修士課程14.5%、博士課程4.3%であり、「効果がない」は学部0.6%、修士課程0.3%、博士課程1.2%である。残りは「判らない、無回答」となっている。
- 就職活動への影響については、「影響がある」は、学部36.7%、修士課程6.9%、博士課程2.9%であり、「影響がない」は、学部9.6%、修士課程4.4%、博士課程2.0%である。残りは「判らない及び無回答」となっている。
- インターンシップの実施学年は、学部が3年次62%、4年次24.9%、修士課程は1年次74%、2年次22.9%、博士課程は2年次48.4%、1年次41.9%となっている。
- インターンシップ実施の時期は、7～8月に実施する学部が約55%、大学院研究科が約65%あり、夏期休業時が多い。

ついで、各委員により、次のような意見交換が行われた。

- 工場実習の在り方が現在のままで良いかという議論も以前にあった。インターンシップの内容・概念が種々であり、今後は教育実習、介護体験実習等を含むのかどうかをはっきりさせて再調査し、インターンシップの細かい内容を吟味する必要がある。今後推進されるべきインターンシップは、従来のものとは違うという認識を持つ必要がある。
- 私立大学は、就職につながるということから、インターンシップにかなり積極的である。

自分の大学でも学生の就職先を維持していくためにインターンシップを実施せざるを得ないかと思っている。本来インターンシップは教育の一環として本格的に行うことが望ましいが、それだけ言ってはられない。

- 大学、県、通産省・労働省の出先機関、企業等でインターンシップ促進について相談しているが、企業の方から大学長会議でインターンシップ促進について経済団体連合会に要望してもらいたいとの話があった。インターンシップは学生に良い効果があると思うが、不景気で各企業はインターンシップに受け身の傾向である。

- 自大学の学生の就職先300社に、大学で一方的に作成したインターンシップ実施要綱、実施に関する協定書案等を含めたアンケートを送付し、企業がインターンシップに協力してくれるかどうか調査した。結果は80社から回答があり、13社から協力しても良いとの回答があったが最終的には20社位になると思う。

大学から、インターンシップの時期は夏期・冬期・春期休業の期間に限り、企業からの実施報告書の提出を求める等の条件を付けたが応募があった。日経連は米国のインターンシップの調査等も行いかなり積極的である。

- 全国学生部長会議では、各大学のインターンシップの取り組み状況が話し合わせ、問題点としては、インターンシップを全学共通科目としているところと専門科目としているところがあり、必修と選択の違いもあるが、枠を嵌めた方が良いのかどうか、文系のインターンシップの実施、学生の事故発生の対策等種々の事柄が自由討議されたが、とくに結論は出なかった。

- 大都市ではインターンシップについて、私立大学との連携・競合をどうするかが問題である。
- インターンシップの科目名について、工場実習という古い名称でなく、イメージチェンジのためにも新しい科目名を考えたい。
- 昔から行われている工場実習と現在促進されているインターンシップは少し性格、内容が異なるのではないか。
- 文系大学の多い自分の地区で、大学等が集まり相談したが、インターンシップについては消極的であった。地域によってもインターンシップの状況には相違がある。
- インターンシップ実施を検討中であるが、理系の学生が商業等事務系の場所に、文系の学生が工場等実習の場所に行くことも学際的な時代に対応して考えてみたい。
- 自分の大学では姿勢としては、インターンシップは就職とは直接関係はなく、純粋に社会を観察して就職を考えるのに良いという意見が多いが、結果的につながりができてしまうとの意見もあり、両者の関係を詰めておく必要がある。
- インターンシップを実施しないと就職先が狭められるという状況になると困る。

以上の意見交換ののち、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日のご意見を整理して、11月の総会では中間報告をすることとしたい。いずれ今回調査の自由意見も見て、報告書をまとめたが、再調査が必要であれば、また委員会に諮り実施を考えたい。

3. 学生の保健について

豊岡専門委員から、次のような説明があった。

自分が会長をしている国立大学等保健管理施設協議会の総会が11月に開催されるが、そこに提案されるため検討中の資料「学生の健康のための保健センターの現状改善に関する要望書」を本日配付してあり、これについて説明し、お願いをしたい。

その要望は二つある。一つは保健センターは予防医学の教育をすべきであるという基本的姿勢である。これは、これまでセンターは学生の傷病の初期治療、学生に増加しつつある心身症等の病気のチェック、学生の健康診断をしてきたが、今後の高齢化社会の到来等を考えると、学生が健康の自己管理法を身につけ卒業していくことが必要で、そのための教育が急務であるという考えに基づくものである。健康教育の講義は医学部でも行われていない。そこで各大学の実情に応じ保健センターの業務に支障を生じないという前提の下に、各学部でカリキュラム編成の時に保健センターの教官を参加させ専門的健康教育を実現させていただきたい。東大では学生の入学時の健康診断の際に併せてエイズなど健康教育を少し行っているが、カリキュラムに組込まれていないため、講義終了後の時間で実施せざるを得ず学生の出席率も良くない。また学生が授業があるため健康診断が受けられない大学もあるので、この辺もご配慮願いたい。

もう一つは、正規の制度・手続きに基づかないで大学に来ている外国人研究生等の健康診断の実施をお願いしたい。とくに東南アジア等からの留学生には、結核をはじめとする感染症の者が、日本人学生の8~10倍の比率でおり、中には菌を排出している者もおり、周囲の者が感染した実例もある。これらを放置できないことは自明であるが、正規の留学生でないために公費を使つての健康診断は経費(1人千円程度)

の面で難しい点があり、国立大学協会として健康診断の実現についてご検討いただくようお願いしたい。

以上の説明ののち、各委員により次のような意見交換が行われた。

- 1年生に大学入門セミナーという形で健康教育を保健センターの教官に数時間講義してもらっている。
- エイズの留学生が臨床実習に出席を求めて裁判を起している例もある。
- 正規の手続きを経していない留学生が現在学内に何人いるか、人数把握だけでも簡単ではない。
- 新入生に健康教育を実施しようとしても、医学部のない大学ではスタッフの点から困難な面があろう。
- 現在各大学で新入生に対する入学時のオリエンテーションの際、エイズ、交通事故防止の話し等をしているところもあるが、もう少し充実した内容の健康教育を行いたい。

○ 従前は一般教育科目として保健体育科目は必修であったが、大学設置基準の大綱化により、保健体育科目が必修でなくなり、健康教育の授業が減少した。

- 要望書の文面について、学内常設委員会へのセンター長の委員発令の要望は実現している大学もある。またセンター事務官の増員要望は事務の一元化、事務局と学生部の統合などもあるので、これらのことも念頭に文面を修正した方が良い。

○ 留学生のための健康診断の経費を是非予算要求してもらいたい。

以上の意見交換の後、委員長から次のとおり述べられ、了承された。

本日は、要望書の原案についてご説明を伺ったが、いずれ要望書が正式に国立大学協会に提出される予定であるので、それを待って再度協議することとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 平成10年10月29日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 梶井委員長

保原、海妻、吉原、伊東、須藤、赤井、川本、菰口、佐古委員

中沢、長松、菅原、中村、早川各専門委員

(文部省)三浦人事課給与第4係長

梶井委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 報告事項

委員長から、次のとおり報告があった。

- 6月の総会で、文案の作成及び取扱を一任された「人事院勧告の取扱に関する要望書」

については、9月11日、梶井委員長及び小泉委員が総務庁、大蔵省、文部省を訪問し要望書を提出し、教官の昇給停止年齢引下げに対する特別配慮その他を要望した。

- 前総会以後、3回ほど全国大学高等専門学校教職員組合(以下「全大教」という。)と委員長が教務職員問題等について面談し意見交

換した。

- 夜間主コース教官の手当てについて、吉原、有山両委員を通じて関係事務局長会議で審議されるよう要望した結果、事務局長会議では委員会を設けてこの問題を調査することになっている。

2. 教務職員の問題について

委員長から次のとおり説明があった。

教室系技術職員の待遇改善問題について、当初専門技術職俸給表新設の要望を出した時から、その中には技術職員のほか教務職員、技能職員を含めて待遇改善の運動をしてきた経緯がある。今度行政職俸給表（一）の教室系技術職員に「技術専門官、技術専門職員の制度」が設けられ、技術職員の待遇問題について一区切りついたが、その反面で教務職員の待遇問題が課題として浮上してきた。教務職員の問題については、本委員会で平成3年10月に「教務職員問題に関する検討結果報告」をまとめ、次のようないくつかの対応策を示し、各大学がそれぞれの事情に即して問題解決のための努力をするよう希望した。

- ① 現行制度の下での運用の正常化に努める。
- ② 現行制度を前提としつつ学内措置として資格基準を助手相当に改める。
- ③ 助手以上への振替えを推進する。
- ④ 専門行政職俸給表適用職員へ移行させる。
- ⑤ 他職種への異動等により定員の段階的整理を進める。

以上の結果、各大学で種々の対応がなされ、1988年には1,600人であった教務職員数は、1998年には1,006人に減少している。全大教でも、従前から教務職員制度を廃止し、助手に振り替えるよう要望してきている。については本日はこの

問題についてご審議いただきたい。

ついで三浦係長から、配付資料により教務職員の現況について次のとおり説明があった。

- ① 平成10年7月現在の教務職員の定員は、1,006人、現員は857人である。
- ② 年齢別では28歳にピークがあり、ついで29歳、39歳にピークがある。
- ③ 在職年数別では5年未満が約33%、20年以上の者が約26%である。
- ④ 学歴別では大学学部卒以上が約80%、短大卒が約9%である。

以上のうち、各委員により次のような意見交換が行われた。

- 問題の所在は、教官の俸給表が厳密な職階制で、一つの職務に一つの級となっていて、教務職員の給与体系は、教育職俸給表（一）の1級のみであり、40歳代半ばで行政職俸給表（一）4級の事務官より下位の俸給金額になり、在職年数の長期化でその不利が拡大する点にある。その点、行政職俸給表（一）の方はある程度年功序列で多少弾力的になっている面がある。
- 教務職員制度を廃止しないなら、少なくとも補助職員として一生在職する者がいるのに、俸給体系が一時的な職として作られ、一生続けられる給与体系になっていない点は明らかに妥当でなく、事務官、技官並みになるよう改善すべきである。
- 教務職員の減少は、助手定員への振替えによる部分が多いとのことだが、助手も定員が減っている。各大学で実情が異なり対応は簡単ではない。
- 教務職員は教育関係の補助的役割等の仕事であり、教育をする助手と職務は異なる。教務職員がいなくなると補助的業務を行う者が

いなくなる心配がある。待遇を改善するのは良いが、教務職員制度を廃止して良いのかどうかは、各部局で一律ではない。

- 教務職員が廃止されたら、補助的な教務事務的な仕事は、非常勤職員やTA、RA等で行うことになる。科学研究費等や外部資金で非常勤職員も雇えるようにしたい。
- 平成6年の教務職員実態調査では、82.5%の者が教育・研究の職務に従事している。現在857人が在職しているが、そのうちには補助職の者もいるが、大勢は助手と職務を区別できないと思われる。第1常置委員会の方では、助手と教務職員の職務内容はほとんど変わらないとの委員長報告を出している。また第7常置委員会では、まだ結論は出ていないが、教務職員と同様助手についても長期に在職し、給与が頭打ちになる給与改善の問題があり、助手はTA、RA、特別研究員制度の拡充と連動して、将来は助手制度を廃止し、講師又は上級技官に分ける方向の議論が行われている。
- そうすると何故助手と教務職員の二つの職があって、俸給表の級が異なるのか説明できない。これは本来異なる仕事をする職として両者があると考えざるを得ない。

法令上は助手の職務は「教授、助教授の職務を助ける」と規定され、教務職員は「教授研究の補助その他教務に関する職務に従事する」と規定されており、少し違いがある。助手の任用は教官人事として教授会の審議事項とされており、教務職員とは異なる。
- 全大教が、教務職員を助手に全員振替えよというのは、助手の職務を拡大せよという要求と見ることもできる。
- 10年未満の勤続年数の若い年齢の者が50%

以上いることは、各大学が教務職員として、助手候補者を採用して上手に使い、教務職員の人事が回転するようになりつつあるのではないかと、一律にこの制度を廃止すると良いとは言いきれない。

- 教務職員が短期間在職し、業績を挙げて助手に転進していくことが行われていれば問題はなく、教務職員制度を廃止することは、むしろ制度の改悪になる。
- 研究者へのステップの一時的ポストとして若い者が教務職員になるとしても、今後各大学で教官ポストが新しく増加することは困難な状況であり、この制度を残すことは将来に待遇問題で禍根を残すことになる。
- 研究をしているのに、採用者の主任教授がいなくなった等種々の事情で助手になれない教務職員等があり、その待遇改善を迫られるというところに問題がある。
- ドイツの大学教授に比べると日本の教授は支援するスタッフも少なく、待遇も貧困である。教授を支える多層的階層があって良く、教育・研究のためにあるべき将来像を考えるべきである。
- 助手も教務職員も教育職俸給表の適用を受けているのに、教員でない中途半端なところがあり、大学として教員の制度を再検討する必要がある。
- 在職者の待遇改善の話と教務職員制度が必要かどうかの話を区別して検討する必要がある。
- 教務職員は公務員試験合格者でなくても大学で自由に採用できるという便利な任用制度のために、本来の趣旨から外れた採用が行われてきた面が一部にあり、教授秘書などに使われていることもある。

- 教育研究の支援職員の職種・制度が複雑すぎる。教務職員の制度が必要とは思わない。在職の教務職員は、助手と技官に振り替える。教務職員制度はいずれ廃止することを明らかにしておいた方がよい。その方針が出ないと各大学も困惑してしまう。
- 技官、教務職員、助手等の間で、定員を弾力的に運用でき、相互交流できる制度があると良い。
- 医学部は、医局の医師が教務職員になっており、短期間で人事異動が行われており、上手にこの制度を活用している。
- 教務職員の職務は各部局で多様であり、これを一律に規定するのは危険である。
それを考慮して出されたのが平成3年の検討結果報告である。
- 教務職員制度を廃止することは、その職種が不要ということになり、下手をすると定員削減の格好の材料とされ、定員をなくされるだけになってしまう。その点、廃止するにしても時機等を注意しないといけない。
- まず教務職員が職種として必要か否か、廃止した場合その定員を各大学でどのようにして確保していくか、在職者を本人の希望・能力を考慮してどの職種に振替えていくかを検討しなければならない。
- 教務職員の実態を把握する必要がある、振替え希望等について調査することも考えられるが、個人調査が必要であり、前回の調査と同じでは意味がない。

- 在職している教務職員を分類すると、①助手になるべき人、②技官になるべき人、③教務職員として残る人の3種類があり、長期在職者には①助手的職務でその能力がありながら助手になれない人、②教授秘書や技術的支援業務で助手になれない人等がいる。
- 新たな方針が出るまで各大学では国立大学協会が平成3年に示した提案を守ってもらう必要がある。

以上の意見交換の後、委員長から次のように述べられ、了承された。

在職している教務職員について従来の方針を今後も続け10年間かけて教務職員を減らす方向をとるのか、又はこの際、教務職員制度廃止の方向を明確にして、在職者を早急に他職種へ移行させる運動を始めるか、各大学の意見を聞くことも考えられるが、今後具体的にどのように進めるか作業委員会で検討したい。

3. その他

委員長から、農水産系学長会議で、国立大学長の給与が指定職俸給表上で5段階に区分されているのは妥当でないとの話があり、文部省にも何等かの機会にそのことを意思表示したいとのこととなり、非公式に文部省に伝えてある旨述べられ、ついで各委員から、学部長で指定職でない者や副学長で指定職でない者の指定職俸給表適用についての要望について意見交換が行われた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5常置委員会

日時 平成10年10月19日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 中嶋委員長

藤井、吉田(豊)、北原、澄川、内藤、水岡、吉村、高久、金城、加藤、池田、齋藤、西村(代理:河野教授)、吉田(将)、桂各委員

(文部省)岩佐国際企画課課長補佐、小野留学生課海外留学係長、藤咲留学生課私費留学生係長

(日本国際教育協会)都賀常務理事、吉野事業部日本語・統一試験課課長補佐

中嶋委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、西村委員の代理として出席された河野俊行九州大学法学部教授の紹介があった後、文部省及び日本国際教育協会の出席者の紹介があった。

〔議事〕

1. 第6回UMAP総会の報告と協議

初めに委員長より配付資料「アジア太平洋大学交流機構について」「第6回UMAP総会議事要録」「UMAP作業部会議事要旨」「UMAP(アジア太平洋大学交流機構)憲章」「第6回UMAP総会宣言」「第6回UMAP総会参加者リスト」に基づき、概ね次のような報告があった。

去る8月25日~27日にわたりタイ・バンコクにおいて第6回UMAP総会が開催され、第5常置委員会から桂・水岡委員と私、及びJUSSEP小委員会の二宮委員、また文部省から林留学生課長等が出席した他、公立大学協会、日本私立大学団体連合会からも多くの方が出席され、十数名の代表が参加した。今次総会の最大の成果は、UMAP憲章が採択されたことと、本年4月に発足した「UMAP先行国際事務局」(以下、先行事務局と略す)の“先行”がとれて正式な「UMAP国際事務局」(以下、国際事務局と略す)として、当面、日本に設置することが全会

一致で承認されたことである。これに伴い、UMAPの組織等は以下になる。

- (1) 会員の資格は、各国・地域並びに行政区で、その代表はそれぞれの高等教育制度を実効的に代表するものとする。
- (2) 会員対象国・地域は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、カナダ、チリ、フィジー、グアム、香港、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、メキシコ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、パプアニューギニア、中華人民共和国、フィリピン、ロシア、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ、アメリカ合衆国、ベトナム、西サモアで、その他については総会の議を経て追加される。今後、国際事務局が当該国・地域へ参加を呼びかけていく。
- (3) 憲章の採択に伴い、UMAPの組織は次の通りとなった。
 - 1) UMAP大会：総会の時期に合わせて2年に1回開催する。シンポジウム等を実施する。
 - 2) UMAP総会：年に1回開催する。UMAPの政策と実行に責任を持つ最高決定機関。議長任期は2年間で、総会は議長国で開催。総会の決定は全員の合意による。因みに今次総会で次期総会は韓国に決定した

ので、議長国は韓国となる。

3) 国際事務局：UMAPの活動は総会の監督下にある国際事務局によって運営され、また、国際事務局は理事会によって統括される。

4) 理事会：総会で任命されたUMAP議長国を含む5名（今次総会で、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、台湾、タイの代表者と決定）と、国際事務局を設置する国によって任命された事務総長並びに事務次長を当然職として含む4名の、計9名によって構成される。なお、理事会の議長はUMAPの議長が務める。

5) 国内委員会：UMAP参加の各国・地域は「UMAP国内委員会」を設置する。

(4) UMAP予算は、国際事務局が2年おきに米ドルで予算案を立案し、理事会に提出し、総会で承認される。算定方式は基本的にはAPEC方式により、各国のGNPの最近の3年間の平均を基礎として計算されるが、国際事務局設置国は会費支払は免除される。

(5) 国際事務局は、中嶋が事務総長、猪口が事務次長と決定した。また長年の懸案であったオーストラリア大使館よりメラニー・ブロック職員が国際部長として業務を行うことになった。

なお、国際事務局としては、先行事務局専門委員であった水岡一橋大学教授、二宮広島大学教授、南方東京都立大学教授、白井早稲田大学教授、呉帝京大学研究員等に、それぞれ国際事務局の上級研究員や研究員を委嘱することを考えている。

(6) 国際事務局は、今後、ブローチャーやホームページの作成、インターネットによる会員との接続、各国・地域の国内委員会との連絡

等、当面遂行すべき業務は沢山あるが、一步一步着実に立ち上げていきたい。

また、現在UMAPは豪州の主導の下、「UMAP単位互換スキーム(UCTS)」について様々な視点(カリキュラム内容、授業内容・学生の質、単位換算方法等々)から調査研究中で、平成11年度よりモデル大学間で試行的に実施することも提案されているが、先般大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について(中間まとめ)」の中で提案されたような互換単位数の枠の拡大(30単位から60単位)が実現すると、欧州のエラスムス計画と同様に、卒業に要する単位数の半数を他大学で取得可能となり、留年せずに卒業する方向も見えて来たようにも思っている。

最後に、初めてUMAP総会に出席し、最近のアジア通貨危機もあり、日本も厳しい経済環境にあるが、アジア諸国の直面している経済危機と比較すると、日本は若干バックグラウンドが異なると感じた。それだけに日本に対する期待も非常に強いものがあると痛感した。国際事務局の日本設置もその反映と考える。また、国際事務局の設置に際しては、種々の困難があったが、今後の運営の仕方によってはかなりの可能性があるのではないかという印象をもって帰国した。

続いて、桂委員より次のように述べられた。

今回初めてUMAP総会に出席し、今までの経緯も踏まえ出席者の意見を聞き、またUMAP憲章も見て、色々認識を深めた。1991年にオーストラリアの提唱で発足して以来、会議を重ねて種々議論し、準備して来たものが、日本の本腰を入れた国際事務局の設置や憲章案づくり等の努力が漸く第6回総会で目に見えた形になってきたという気がして、非常に心強く思っ

たし、同時に責任の重さも痛感した。今後とも皆様のご協力をお願いしたい。

引き続き、水岡委員よりUCTSの補足説明があった。その要点は次の通りである。

来る12月中旬、豪州・キャンベラにおいてUCTS運営委員会が開催される予定である。今度の会議では、①単位互換に関する大学間の事前合意について、②単位認定の際の成績評価基準の統一について、③種々の留学情報を印刷物やインターネット等を通じて公開することについて、等を協議し、UCTS運営委員会としての最終的な結論を出す予定である。これについては改めてご報告したい。

UMAP事務局の経理を預かる立場から、伊藤事務局長より概ね次のように述べられた。

UMAP事業に関しては、先生方の尽力により進展していることに敬意を表したい。しかし、国際事務局の財政的基盤が曖昧な点、またその将来的な展望のない点を心配している。国大協を含め各大学団体は、2年間の先行国際事務局に限り負担金（国大協300万円、公大協・私大団連各150万円）を出すということで、それぞれ機関決定している。国大協でも平成8年9月の理事会において「全参加機関・国が平等（応分）の負担に応じ、国際事務局運営の財源について所定の額が確保しうる時期が来た時に、正式な国際事務局として発足し、本格的な業務を開始する」と合意されている。今次総会で決定のような形で、各国・地域の拠出金が不確定なまま日本のみが過大な財政的負担を課せられると、2年後の国際事務局経費を誰が負担するのか。公大協・私大団連関係者に対して十分な説明が出来るか非常に心配している。国大協も独立行政法人化・民営化が叫ばれ、国大協自身の存続性も危惧されている時、これは理事会や総会で

ご判断いただく事柄ではあるが、果して国際事務局に対して今後とも財政的負担を継続的に与えるか心配している。

各大学団体の負担金600万円の他に、文部省留学生課より650万円の資金援助を得ているが、直接、国大協は国家予算を執行できないので、種々工夫し苦勞した末、執行していること、また東京大学教養学部の一部屋を2年間という期限付きで借用していること、そして未だ借用期限終了後の設置場所は決定していないこと等の日本側の事情を第6回UMAP総会で説明いただき、参加者の理解を得て、協力願うよう主張していただきたかった。私としては、国大協の決定を踏まえ、当面は先行事務局の枠組みを堅持し、その範囲内で活動を抑制すべきではなかったかと考える。

以上のような報告・発言があった後、概ね次のような意見交換があった。

○ 国大協事務局の立場はよく分かる。対応が間違っていたとすると大きな判断ミスであったかとも思うが、国際会議ではその場の雰囲気や臨機応変に対応せざる得ない面があり、ご理解いただきたい。私としては作業部会や総会の場で日本の立場を十分主張したつもりである。今回は懸案事項であった豪人職員派遣の件も週2回オーストラリア大使館のメラニー・ブロック職員が無報酬で手伝うこととなったし、またUMAPの業務遂行のため、文部省に科研費を申請し、その研究遂行上必要と思われるパソコンサーバーの設置や教官の海外旅費等、UMAP活動に合致するものは科研費で補えるのではないかと考えている。また、2年後のことについては、この8月に憲章が採択されたばかりで、そこまで考える余裕が無かった。UMAP予算は現在千

数百万の額で、UMAPの持っている将来の可能性から見ると、この程度の金額と言うとお叱りを受けるかもしれないが、それほど過大な金額でないと思うので、今後の国際事務局の本格的業務の開始のことも含め、留学生課とも相談したい。先行事務局の立ち上げについては、関係者の協力を得て、国大協事務局にも種々工夫願ひ、色々な問題をクリアして来たが、私自身若干重荷を背負った感じもするが、一步一步着実に進めていきたいと考えているので、関係各位のご協力をお願いしたい。

- 先程、会員国・地域の拠出金支払が合意された旨の説明があったが、2年間5万米ドル程度の経費で国際事務局運営が可能か、また会費支払時期は何時か等の説明をお願いしたい。
- この8月に漸く国際事務局として了承されたばかりで、今次総会の出席者も帰国後、国内委員会の設置や理事の選出等の過程と思うが、拠出金については今後UMAP理事会でも検討するほか、国際事務局の業務としても各国・地域に働きかけたい。
- 憲章によると「拠出金を支払った国が正規メンバーとなり、また拠出金は総会で予算が承認されてから3ヶ月以内に一括して支払う」とある。UMAP会員国・地域を確定すると同時に、参加意識を高める意味でも、国際事務局から請求書を発送してもよいと考える。
- 国大協事務局長より話のあったように、留学生課としても予算・場所・人の問題等あることは承知している。また、この先も若干不透明な要素はあるが、今後は各大学団体とも協議し、どういう形の在り方が相応しいか、

課長とも相談し詰めていきたい。また、国際事務局に対する支援経費に関しては、支出の面とその方法について関係者と相談したい。

- 過般、先行事務局の水岡専門委員から国際事務局と学術情報センターとのインターネット接続の件で工事の早急着手の要請があると先行事務局より連絡があった。これは現行組織としては先ず「UMAP先行事務局運営委員会」に諮り、その必要性を説明し了承を得た後、準備に着手すべきと思う。また、工事着工に際しては、事前に貸主の了解を得ることが不可欠で、その点は十分ご認識いただきたい。
- UCTSの関連で、留学情報やユーザーズガイド、また国際事務局の様々な情報をインターネットを通じてより多くの人々に周知することが有意義と考えた。国際事務局のインターネット環境の整備及び民間プロバイダーとの契約等を行うとかなりの経費が必要となるので、学術情報センターとの接続を考え、中嶋事務総長に資料を渡し検討願ったものである。
- 公大協・私大団連の先生方もそれぞれ役員会への報告義務を持っており、国立大学の先生方だけで、物事を進めているという認識を持たれるとパートナーシップが崩れるので、それを心配している。
- 当初は公大協・私大団連も国大協中心という意識はあったが、今次総会には公大協から加藤青森公立大学長、私大団連から谷岡大阪商業大学長等多くの方が参加されたように、徐々に積極的に関与いただけるようになっていくし、また今後とも理解を得られるよう進めていきたい。また、予算の使い方に関しては、勿論予算の範囲内で、高額でないものは

事務総長の責任と判断で、ある程度お任せいただけないものか。

- その場合も、運営委員会に事後報告をする等、きちんと手順を踏む必要はあろう。

最後に委員長より次のように諮られた。

第6回 UMAP 総会において、UMAP 憲章が採択され、先行事務局も正式に国際事務局として発足し、これを管理・運営する組織として理事会が設置されると共に、参加国・地域はそれぞれ国内委員会を設置することとなった。そこで、去る9月30日に「UMAP 先行国際事務局運営委員会」を開催し、「UMAP 先行国際事務局運営委員会」を「UMAP 国内委員会」にそのまま移行することをお諮りした結果、各大学団体はそれぞれ持ち帰り検討することとなった。本日、国大協の第5常置委員会としてご審議いただきたい。

これについて協議の結果、国内委員会に移行することが了承され、国大協の理事会・総会の承認を得ることとなった。

2. 日仏高等教育シンポジウムの開催について

岩佐国際企画課課長補佐より、概ね次のように述べられた後、配付資料「日仏高等教育シンポジウムの概要」に基づき、日程・出席者・内容の詳しい説明があった。

本年4月より1年間は、日本におけるフランス年で、お台場の自由の女神像の来日（昨年フランスにおける日本年で法隆寺の百済観音が渡仏）も、当シンポジウムも交流事業の一環として計画された。

シンポジウムは、来る11月5日・6日の両日、三田共用会議所で開催される予定で、アレーグル国民教育・研究・技術大臣、有馬文部大臣を

はじめ、大学長・高等教育行政関係者等、日仏両国から約30名ずつの参加者により、日仏の高等教育のあり方や日仏間協力等の問題について議論を深めていただきたいと考えている。また、フランス国側は、日仏の大学長の話合いの継続の希望を持っており、この件については国公私立大学の関係者とも話合いつつ、実現の方向を探りたいと思うので、宜しくお願いしたい。

3. 「日本留学のための新たな試験」について

藤咲私費留学生係長より、概ね次のように述べられた。

平成9年3月の「留学生の入学選考の改善方策について」(留学生の入試選考の在り方に関する調査研究協力者会議)において、「将来的には日本留学のための現行の試験に代わる新たな試験を開発すべきである」との提言を受け、本年6月、日本国際教育協会に「『日本留学のための新たな試験』調査研究協力者会議」を設置し検討に着手した。現在まで3回会議を開催し議論しているが、新しい試験に係る今後の方針を取りまとめるに際して、利用する大学側、即ち国立大学協会・公立大学協会・日本私立大学団体連合会の関連委員会の意見や考え方を伺い、来る10月21日開催予定の第4回目の協力者会議にご意見を披露して検討を進める予定としているので、宜しくお願いしたい。

続いて日本国際教育協会の都賀常務理事より、配付資料「『日本留学のための新たな試験』調査研究事項(参考メモ)」に基づき、3回までの協力者会議における議論等の要点の説明があった。その主な項目は以下の通りである。

- (1) 留学生の入学選考の実態
- (2) 留学生施策の視点
- (3) 試験の基本的な考え方

- (4) どのような試験にするか
- (5) 新試験の実施体制

以上の説明の後、委員長より次のように述べられ、了承された。

私も座長として参加しているが、21世紀の留学生政策の中で、日本語教育のあり方、特にコミュニケーション手段としての日本語がもっと重視されるべきと個人的には考えている。各委員にはそれぞれご意見をお持ちの問題と思うが、本日は時間の関係もあり、お気付きの点があれば、直接、留学生課私費留学生係にお寄せいただくこととしたい。

4. ドイツ大学総長会議からの申し出について

委員長より、配付資料「ドイツ大学総長会議からの手紙」に基づき、概ね次のように諮られ、了承された。

本年3月、ドイツ大学総長会議のヴァイス副会長等が来日され、阿部会長と面談した際、国大協に対して日独の大学間で単位互換・学位認定等の大枠を定めたい旨の提案があり、会長は提案に同意し、今後国大協の第5常置委員会で協議したい旨先方に回答した。

その後、私宛に配付資料の通りの手紙が届き、その中で、1999年4月12日～17日にわたり日本の大学長（国大協・公大協・私大団連より各3名）を招待したい旨の提案があったが、委員会で審議するためのもう少し詳しい情報提供を依頼する手紙を書いたが、今のところ返事がない。未だ時間的余裕も若干あるので、具体的な提案を待って、国大協から推薦する3名の大学長について協議したい。

5. JUSSEP 小委員会の報告及び委員の交代について

委員長より、配付資料「日米共同事業スケジュール」「AAC&U（米国大学協会）加盟大学リスト」「国立大学短期交換留学プログラム実施状況」に基づき、概ね次のような報告があった。

前回委員会において、AAC&Uの新プロジェクトを支援する委員長名のサポーティング・レターを書いたことを報告したが、このたびFIPSEの予算がついたとのことで、配付の通りの具体的提案があった。これについて去る10月13日開催のJUSSEP小委員会で協議した結果、短期交換留学プログラム実施の14大学を対象に参加を募ることとなり、委員長名の照会文書を送付したので、その回答をまって先方に連絡したいと考えている。

引き続き委員長より、JUSSEP小委員会委員の交代について次のように諮られ、了承された。

先般、木畑洋一委員（東京大学教養学部教授）より委員辞任の申し出、及び後任委員として高田康成東京大学教養学部教授の推薦があった。これについて去る10月13日開催のJUSSEP小委員会に諮った結果、特に異議なく、来る10月23日開催の理事会に諮り了承を得ることとなったので、ご了承いただきたい。

なお、委嘱期間は平成10年10月23日～平成11年12月14日である。

6. 中国教育国際交流協会主催「極東の国々（日本、中国、韓国）における21世紀に向けての高等教育に関する国際協力」会議の開催について

第1回会議は1997年4月15日～22日にわたり韓国大学教育協議会主催で開催され、国大協か

らは加茂京都教育大学長、武村前三重大学長と私が出席したが、当国際会議の開催については国大協も私大団連も直接関与しておらず(京滋地区の私立大学の学長会議がコミットした模様)、以前委員会で報告した通り、第1回会議では2年後に日本開催の提案があったが、私共は国大協を代表する立場で出席していない旨の説明をして、会議は日本開催の要請があったという事で終了した。

その後、第2回会議を本年4月上旬に開催したい旨の連絡があったが、この時期は学長は多

忙のため会議延長を提案していたところ、この度、11月1日～7日にわたり中国で実施する旨の案内状が届いた。しかし、案内状は主催国の中国からの正式な案内でなく、韓国大学教育協議会の李事務総長名で同協議会宛の案内状の写を回付したもので、かつ、日程も会議は中国の北京で1日開催するだけで全体として観光的要素が強く、阿部会長とも相談した結果、今回は国大協からの派遣は見送ることとし、先方に回答したのでご了承いただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5常置委員会

日 時 平成10年11月12日(木) 12:10~12:30

場 所 学士会館(神田)203号室

出席者 中嶋委員長

藤井、吉田(豊)、北原、澄川(代理:戸津教授)、内藤、高久、金城、加藤、池田、斉藤、吉田(將)、桂各委員

中嶋委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より次のように述べられた後、代理出席者(澄川東京芸術大学長に代わり戸津教授が出席)の紹介があった。

本日、急遽、第5常置委員会を開催させていただいた。本委員会には3名の教員委員がいるが、本日の審議事項に関しては、後日、改めて文書をもって3名の教員委員に報告し、了承を得たい。

[議 事]

1. 日米新プロジェクトの参加大学について

このことについて委員長より次のように諮られ、了承された。

AAC&U(米国大学協会)からの短期留学プログラムによる学生交流についての新提案があり、これについて第5常置委員会JUSSEP小委

員会で審議し、日米短期交換留学の一層の活性化に資するものと判断し、この新提案を支援する委員長名のサポーターング・レターを出した。これについて米国側の予算措置が実現したことにより、先般AAC&Uより新プロジェクトの具体的な提案があり、去る10月19日開催の第5常置委員会で報告した通り、JUSSEP小委員会委員長名で「日米共同の新しい短期留学プロジェクトへの参加希望」(平成10年10月14日付国大協総第112号、回答締切り11月10日)をもって、14校の短期留学プログラム実施大学に照会した。

その結果、配付資料の通り、北海道大学、九州大学、名古屋大学、大阪大学、広島大学、京都大学、東京外国語大学、横浜国立大学(工学部)の8大学より参加希望の回答が寄せられた。この新プロジェクトは、平成11年と12年の2年

間にわたり実施予定で、1年目、2年目それぞれ5大学が参加することとなっている。当初、希望を募っても5大学に満たない事態が生ずることを心配したが、8大学より参加表明があり、5大学を選ぶ必要が生じた。AAC&Uに対して11月10日頃までに参加大学を知らせる必要があるが、JUSSEP小委員会では委員長に一任されたところであるが、各大学の米国学生受入れ実績・各大学の参加条件・短期留学プログラム実施年度等を勘案し、次の5大学に参加願ったらどうか考えるので、本日、お諮りする次第である。

北海道大学
名古屋大学
京都大学
広島大学
九州大学

2. 次期委員長の選出について

委員長より、次のように述べられた。

去る10月23日開催の理事会において、会長・副会長の選挙が行われ、私が副会長（12月1日付就任）に選出されたので、本日、急遽第5常置委員会を開催し、次期委員長の選出をお願いした次第である。

これについて協議の結果、東京工業大学の内藤学長を次期委員長に選出し（JUSSEP小委員会委員長も兼ねる）、12月1日付けで就任することとなった。

最後に、内藤委員より、委員各位に対して協力方の依頼があり、以上をもって本日の議事を終了した。

第6 常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会

日時 平成10年10月20日（火） 13：30～16：15

場所 学士会館（神田）203号室

出席者 鈴木委員長

厚谷、杉本、兵藤、荒川、岡島、中山、山本各委員
菅原、原各専門委員

（文部省）永山高等教育局大学課視学官、吉原国立大学第2係長、古田国立大学第1係主任、高塩高等教育局学生課長、亀井学生課課長補佐、井上学生課更生係長、合田研究機関課長、木下研究機関課長補佐、梶原大臣官房会計課第2予算班主査、平野専門職員

（国立学校財務センター）前川所長

鈴木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員として出席された杉本東北大学経済学部教授並びに本日ご出席の文部省の永山視学官、高塩学生課長、合田研究機関課長、梶原第2予算班主査他関係担当者各位、オブザーバーとしてご出席の国立学校財務センターの前川所長の紹介があったの

ち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 平成11年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について

委員長から、平成11年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について、文部省からご説明い

ただきたい旨発言があり、永山視学官から配付資料に基づき、平成11年度国立学校特別会計概算要求額の概要について報告があったのち、国立大学の整備充実のための平成11年度概算要求に関する次の事項について説明が行われた。

1. 大学院の教育研究の高度化・多様化
 - (1) 大学院創造性開発推進経費
 - (2) 大学院重点整備設備費
2. 教育研究の活性化等大学改革の推進
 - (1) 教育改善推進費（学長裁量経費）
 - (2) 教養教育改善充実経費
 - (3) 教育研究活性化推進経費
 - (4) 大学改革推進等経費
3. 人間性豊かな医療人の育成をめざす医学系教育の推進等
 - (1) 学外医療機関実習連携推進経費
4. 創造的な人材養成をめざす理工系教育の推進等
 - (1) 理工系教育推進経費等
5. 学生のインターンシップの推進
6. 高度情報化社会に対応した教育研究の推進
 - (1) マルチメディア教育推進経費
 - (2) マルチメディアを活用した情報教育施設の充実
7. 研究支援体制の充実・強化（優れた若手研究者の養成・確保）
8. 所長のリーダーシップ発揮支援
9. 卓越した研究拠点（COE）の形成
10. 学術情報基盤の整備充実
11. 研究設備の高度化
12. 基礎研究の重点的推進
13. 留学生交流施策の充実
14. 国立学校施設の高度化・多様化の推進

これ以外に国公私立大学にも通ずるものとして、科学研究費補助金、育英奨学事業等について

でも増額が図られている。

なお、機構整備関係では、学部の改組・研究科の新設・大学附属病院の充実・大学共同利用機関の創設、大学評価機関（仮称）創設準備等について逐次その整備を進めていく予定である。

以上の説明を受けたのち、質疑応答が行われ、その主な意見は次のとおりである。

- 学長裁量経費約201億円、昨年と比較して約60億円アップであるが、設備・施設整備費等も含まれていると理解してよいのか。
- 学長裁量経費には設備・施設整備費等も含まれている。但し、この裁量経費は全く何にでも使えるというものでなく、10年度と同様の取扱になると考えている。
- 海外出張旅費について、一部の大学だけでなく、全大学に配分するようにお願いしたい。
- 外国旅費については、各大学に予算配分ができるよう努めているが、全体額が少ないこともあり、大学の意向等も勘案しつつ配分しているところである。
- 国立大学の施設整備費について、以前から大学等の老朽化に対する整備を陳情しているが、予算的には年々減額の方にあるように思われる。それは何か理由があるのか。
- 予算全体枠が厳しい現状の中で、緊急度の高いもの、また、新しい組織への対応等も考慮しなければならないことなども踏まえ、予算編成を策定しなければならない状況にあることもご理解いただければと思っている。
- 研究支援推進経費は外部人材の活用を主としているが、それで十分なのか。本来の研究支援者は、欧米では研究者1人に支援者1人、我が国では研究者1人に支援者0.1人、これでは21世紀の研究体制として難しい面があるの

ではないか。

- 定員削減という状況も踏まえつつ、しかも学術研究の充実を図るために、研究支援推進経費を今回はかなり増額しており、これを大いに活用していただくことを願っている。
- 大学評価機関（仮称）の創設準備がなされるとのことであるが、それはどのようなもので、どこに設置される予定なのかお聞かせ願いたい。
- 大学審議会答申の中で書かれている第三者機関は、大学共同利用機関と同様の位置付けとされているが、具体的な中身については、来年度の創設準備段階において検討することとなっている。
- 研究設備の高度化で、設備経費が相当減額されているが、これは研究設備の準備完了との観点からなのか、或いは11年度予算における重点配分の含みで減額措置がとられたのか、ご意見をお聞かせ願いたい。
- これは大学等の基礎研究の推進に資する研究設備整備費で全体予算の調整の中で減らさざるを得なかったが、例年並の経費は確保したいと考えている。

2. 学生納付金等について

委員長から、学生納付金等について、文部省からご説明いただきたい旨発言があり、高塩学生課長から配付資料に基づき、国・私立大学の授業料の推移及び有利子奨学事業等について説明があったのち、意見交換が行われ、その主な発言内容は次のとおりである。

- 授業料は私大との格差が医・歯学部を除いて、なくなってきているが、依然として、学部別授業料の徴収が考えられている。大学としては、人材育成・教育の機会均等を図る見

地から反対である。

- 平成11年度より、授業料はスライド制となるが、学生納付金に関する要望書は従来どおり必要である。
- 育英奨学事業経費として、平成10年度の有利子貸与650億円に対して、平成11年度は、約1,000億円の増額要求をしている。また、学生の経済的必要性に応じて、額を選択できるようにした。
- 大学院生等で優秀な学生に対しては教育への投資という見地で給費を考えて欲しい。
- 貸与に際し、厳格に基準で縛ると、反面、借りられない層が出てくることにもなり、むしろ弾力的に対処した方がよいのではないかと考えている。

引き続き、文部省永山視学官から配付資料に基づき、大学審議会答申の『21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—(概要)』について説明があり、特に、独立行政法人化にかかる部分で若干の意見交換が行われた。

3. その他

(1) 税制改正に関する要望について

委員長から、平成11年度税制改正にあたり、同要望書を提出することになったが、提出日時が切迫していることから、会長・委員長の判断で、去る9月25日に自由民主党政務調査会・税制調査会へ下記要望書を提出した旨報告があり、了承された。

- ① 「大学等と民間企業等との共同研究について、民間企業等が支出する試験研究費に対する法人税の税額控除制度の延長・拡充(共同試験研究促進税の延長・拡充)に関する

要望」

- ②「国から交付されている科学研究費補助金について、日本学術振興会を經由して支給される場合についても非課税措置を維持することに關する要望」
- ③「大学等と民間企業等との共同研究を推進するため、民間企業等が国立大学等との共

同研究に必要な施設を当該機関の敷地内に整備した場合の固定資産税等の課税標準の特例措置の創設に關する要望」

- ④「国際大学村（仮称）に係る日本学術振興会の業務の実施に伴う非課税の維持・拡大に關する要望」

以上をもって本日の議事を終了した。

第7 常置委員会

日 時 平成10年10月22日（木） 14：30～16：40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 丹保委員長

久保、磯野、有山、廣田、時澤、佐藤、山下、木村、溝上（代理：佐々木副学長）各委員

小山、西村各専門委員

丹保委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、溝上委員の代理として出席された佐々木鳴門教育大学副学長の紹介があったのち、本日は、前回（8月26日）の委員会で情報公開法・国家公務員倫理法・助手問題等の各役割分担を決めさせていただいたが、これらの事項について、その後の検討状況等も含め各役割分担担当者からご説明をいただく形で進めていきたい旨述べられ、議事に入った。

〔議 事〕

1. 情報公開法について

委員長から、この問題は次期国会への継続審議となっており、いつ成立するか定かではないが、法案が成立すれば、2年後と予想される施行によってプライバシーに関わることなど特定の項目以外は原則開示となる。従って、大学における管理運営・研究教育・病院関係等における不開示の特定すべき事項をあらかじめ検討し

ておかなければならないと考えている。

については、前回の委員会以降におけるこれら情報公開法に対するその後の検討状況等について、担当の佐藤委員（静岡大学長）及び磯野委員（千葉大学長）から、それぞれご説明願いたい旨述べられた。

まず、佐藤委員から配付資料「情報公開に關する検討状況について（静岡大学）」に基づき説明があり、ついで磯野委員から「大学と情報公開制度（千葉大学）」を基に説明があった。その際に、両委員から研究教育に關する事項として産学協力における問題点等についても検討しておく必要があるとの提言がなされ、今後の検討項目として新たに加えることとした。

引き続き、委員長から丸山前委員長より、本年6月の総会において静岡大学、千葉大学、東京医科歯科大学で作成した行政文書の検討項目のまとめが提示され、これを参考に各大学でも検討願うこととし、これを受けて9月21日付で各大学の検討状況を委員長名で照会したが、現

段階では、具体的に検討が進んでいる大学は殆どない。なお、入試関係については第2常置委員会の下にある「大学入試情報開示に関する検討小委員会」の検討結果を、また病院関係については「国立大学医学部附属病院長会議」での検討結果を踏まえて、まとめていきたい。北海道大学でも情報公開法に関し、現在、鋭意検討を進めているところであるが、同大学でまとめた「情報公開法の施行に至る過程で処理すべき事項」の作業内容及び日程等について西村専門委員（北海道大学事務局長）より詳細な説明があった。

次に委員長から、情報公開法はデリケートな側面も含んでおり、専門的な立場の方々にご意見をお聞きする必要があると考え、前回の委員会で、本委員会の下に不開示リストの作成や対応組織等具体的内容を検討していく検討小委員会を設置することをご了承いただいた。ついては、配付資料「小委員会の設置について」にあるような体制で臨みたいとの説明があり、本委員会のご了承を得て、明日（10月23日）の理事会にお諮りしたい旨述べられ、了承された。

2. 助手問題について

委員長から、この問題は長期にわたって議論されてきており、まだまだ検討を要するものと思われるが、そろそろ抜本的討議をする時期に来ているのではないかという意見もある。ついては、今後の対応として、先の委員会で決めさせていただいたように廣田委員（総合研究大学院大学長）を中心にして取り組んでいただきたい。本日お配りした資料「助手制度改革のドラフト（意見聴取のため）」は、第4常置委員会委員長と相談のうえ作成した文案で、その意味では一番新しい資料でもあり一通り目を通して

ただきたい。今までも第1常置委員会及び第4常置委員会と相互に連絡を取りながら進めており、これが具体の提案に結びつくような議論に発展することを期待している。また配付資料に添付の「職種別・年齢別在職状況表」については、北大の例を参考までにお示ししたものである旨述べられ、同資料に基づき説明があった。

ついで廣田委員から、助手問題には職務内容等も含め難しい側面があるにせよ、いままでの検討経過を踏まえつつ、さらに検討していくことになるので、委員各位の忌憚のないご意見を賜りながら進めていきたい旨述べられた。

引き続き委員長から、助手問題と直接関わる話ではないが、シニアのフェロー制度に関し、廣田委員から新たなご提案の申し出があったので、そのご説明を願いたいとの発言があったのち、廣田委員から次のように提案があった。

定年教官の研究・教育への高度の貢献の機会を提供することを目的とした制度を考えてもよい時期に来ているのではないかと思い、本日お配りした資料「高等学術研究員（ダイヤモンド・フェロー）」にあるような制度を考えた次第である。

内容としてはPDと同じような制度で停年教官を対象としたものであるが、この制度化について日本学術振興会等へその実現方を要望していきたいと考えている。本日は、このような話があることをご披露させていただき、いずれかの機会に改めてご意見を伺わせていただきたく、先生方にもご協力をお願いしたい。

3. 国家公務員倫理法について

委員長から、この問題は6月総会で報告した以降、大きな進展もなく法案も継続審議となっているが、その後の新たな情報も得ていない。

しかし、先の文部省との話し合いにおいて、人事院から同省に対し厳しい対応を求められているが、大学からの申し出についてはできるだけ努力していきたいとのことであり、訓令等策定の段階に際しては大学側とも相談しながら取り組んでいきたいとの話であった。

我々としてもこの問題に係るその後の進捗状況を把握しておく必要もあるので、近いうちに有山委員と文部省へ赴き、意見交換をしたいと考えている。

4. その他

(1) 教員委員の交代について

岡東委員（広島大学教授）からの辞任申し出に伴う後任の委員に同大学の阪本昌成教授を予

定しており、明日の理事会にお諮りしたい旨述べられ、了承された。

(2) 複写権問題について

本委員会で審議を重ねてきたこの問題で、大学事務部での文献複写については、一応の決着をみた。その段階では日本複写権センターは任意団体であったが、本年10月1日付けで「社団法人」としての認可を得たとの報告があった。

(3) 次回委員会の開催日程について

委員長から、次回開催日について提案があり、協議の結果、次回開催日を12月14日（月）13時30分から16時までとし、議題の資料準備等の関係によっては日程変更もあり得ることで了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育特別委員会

日 時 平成10年10月8日（木） 10：00～12：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

吉田（豊）、荒川、吉田（洋）、山崎、小澤、岸本、斎藤、杉岡、江口各委員
大山専門委員

（文部省）木谷医学教育課長、松浦専門官、神田係長

鈴木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、新たに委員となられた荒川正昭新潟大学長、吉田洋二山梨医科大学長、西塚泰美神戸大学長、岡田晃金沢大学長の紹介及び専門委員となられた大山喬史東京医科歯科大学教授の紹介があった。

〔議 事〕

1. 大学審議会の中間まとめ「21世紀の大学像と今後の改革方策について」に係る医学教育関係の主な論点について

木谷医学教育課長から、配付資料により次の

とおりの説明があった。

大学審議会は10月26日に答申を提出する予定である。その中間まとめを見ると、次のようなことが医学教育関係の論点として考えられる。医学部は他学部と修業年限も異なり特殊な検討が必要であり、21世紀医学・医療懇談会でも検討しているが、本委員会でもご意見を伺いたい。必要な改善は大学審議会の答申具体化の機会に合わせ実現を図るのが望ましく、11月ごろまでには、一つの考えを出していきたい。主な論点は次のとおりである。

(1) 早期卒業の例外措置

他学部で3年以上の在学で卒業できる例外措置を導入することとの関係で、医学部・歯学部における早期卒業（例えば5年以上の在学での卒業）の例外措置について、どのように考えるか。また、大学院への早期進学特例については、どのように考えるか。

(2) 単位互換の上限の拡大

大学入学前の学習及び入学後に他大学の講義を受講することによる単位互換については、現在30単位まで認められているが、これを医学部・歯学部についても、他学部同様60単位を上限とすることでよいか。また医学部は卒業に必要な単位数が他学部より多いことを考慮し、90単位とすることが考えられるか。

(3) 高度専門職業人の養成に特化した大学院修士課程の設置促進

中間まとめでは、公衆衛生の分野も例示されているが、次の点をどのように整理するか。

- ・独立研究科（専攻）の修士課程とするか、または、医学研究科の特例的な修士課程とするか。
- ・入学資格はどうするか。卒業学部（学科）の相違を考慮するか。
- ・公衆衛生以外に、医療系で他に導入が考えられる分野があるか。
- ・医学研究科について、一般に博士課程以外に修士課程の設置を可能にすることは考えられないか。

(4) 修業年限の弾力化

中間まとめでは、修士課程についてのみ修業年限の弾力化（1年制コース・長期在学コース）が提言されているが、医学・歯学研究科の博士課程の修業年限の短縮・弾力化を考える必要はないか。

(5) メディカル・スクール等

中間まとめでは、メディカル・スクールやデントル・スクールについて明示的には記述されていないが、メディカル・スクール等についてどう考えるか。

なお、平成11年度から11大学の医学部が学士編入学を考えているが、そのうち3大学は2年次後期からの編入で、他は3年次編入である。また2大学で10名の医学部入学定員の削減も11年度に考えられているが、この問題は21世紀懇談会で検討中であり、公立・私立大学の方針も未定で、国立大学についても全体計画が出せる段階ではない。

ついで各委員により次のような意見交換が行われた。

- 自分の大学の医学部では、苦勞して単位制に移行したが、答申案では、1年間の単位取得数を36単位を上限の標準とすることが示されているので、再度検討が必要になるのか心配している。
- 5年間で医学部に必要な188単位を取得して卒業することは困難な面がある。
- 他学部卒業者の医学部学士編入学について、2年次後期編入と3年次編入があるが、将来は一本化した方がよい。
- 基本的には3年次編入が原則的姿と思うが、多様な方法があってよいと思う。2年次後期編入も様子を見る必要がある。カリキュラム編成の容易さだけでなく、秋の入学や在学期間が1年多くなること、過年度卒業生や社会人の入学のことなど色々考慮すべきである。
- 他学部の4年次の学生が秋までに卒業に必要な単位を取得している場合には、医学部への2年次後期編入を認めることが考えられる。そうすればその者が卒業後半年間空白で

過ぎさないことができる。

- 学士編入学制度は良いが、編入者は多様でカリキュラムを別立てにする必要があり、人的裏付けが必要である。それが無いと6年制の医学教育も4年制の編入学者の医学教育も両方が長期的に見て逆に水準低下するおそれがある。
- 定員事情は厳しいが、医学部は他学部に比し、一応定員措置がされている。高度成長期のような拡大は望めず、統廃合や学内定員の再配置等の工夫が必要である。
- 25年前に医学部・医科大学を沢山つくり、今度は急に医師が多くなり過ぎたから削減するというのは、どうも近視眼的政策である。医学教育を良く考えて欲しい。

医学が発達し、現在6年間でも足りない医学教育の期間を1年間短縮するなど話が逆である。5年で卒業させて医師免許を取得できるなど医学教育を変えるのは良くない。MD, Ph.Dコースをつくるのは良いが。

- 医学部で基礎を4年学習し、基礎研究を望む学生が大学院に入学し3～4年間学び、大学院修了後また医学部に学士編入学して臨床医学を学べるというようなことが考えられる。多様な医学部コースをつくっていくことは必要と思う。
- 5年で医学部卒業を認めるご意見はほとんど無い。
- 学士編入学等新しい試みを少しずつ導入していくことが、長期的にみれば全体を変えることになる。人手不足もあるが、外から臨床教授を招くなど工夫していくことも考えなければならぬ。
- 医学部学生の中には少数であるが基礎医学志望者もあり、制限付きではあるが、大学院

への早期進学等の道があって良いと思う。

2. 医学部入試について

委員長から、次のような説明があった。

医学部に入学して来る者の中には高等学校で生物を学習していない者もあるが、医師になるのにそれで良いか、大学で生物学の補完教育ができるか、また医師になる者が患者に対応する表現力を身につける教育をどうするか、現在の大学入試は、受験科目を少なくする傾向があり、大学が高等学校教育に迎合している面がある。これで本当の医学教育ができるか、世界の競争に参加できるためにそれで良いのかご検討願いたい。

ついで杉岡委員から、第2常置委員会で入試問題について審議している状況について、次のような説明があった。

生物の学力は、医学部のみならず工学部、農学部等の学習にも必要である。にもかかわらず、現在の大学入試センター試験では、「生物」と「物理」が同一時間に行われ、片方しか受験できない試験時間割りになっている。しかし、このような仕組み自体が問題で、センターの在り方自体が問われる問題である。大学入試センターでも検討しているが、第2常置委員会では2日間のセンター試験で生物学と物理学双方の受験が可能となるように、他科目の試験時間を少しずつ短縮すること、試験の開始時間繰上げ、終了時間の延長など、1コマの時間を生み出すため種々審議しているが物理的に難しい面がある。

以上の説明ののち、各委員により次のような意見交換が行われた。

- 高校の生物教育のレベルが低く、さらに生物を学習する生徒が少ない。医学系以外の他分野に進む者でも、体外受精、クローン、DN

Aなどが何か判らないのでは困る。21世紀は生命科学の時代といわれ、生物学は重要であり、高校で全員にもう少し高度の生物学を教えることが必要である。そのために国立大学に入学するにはセンター試験で生物受験を必須としたら良い。

- センター試験で国立大学志望者全員に生物受験を義務付けることは、他科目との兼ね合いでできないと思う。現在高校で教えられている生物の知識が必要かどうか疑問である。医師として人とは何か、生き物をどうとらえるかというセンスは絶対必要であるが、それは生物の試験でなくても判る。そしてそのセンスがある者なら大学進学後でも生物を勉強すると思う。
- 現在の医学部では、十分生物の教育をする時間がない。高校は大学の受験科目に合わせて教育しており、教師の評価は偏差値をあげることで行われており、良い教育ができない。大学は本来なら医学部受験者には生物学の試験を課すべきなのに課していない。このことについては大学と高校両方に責任がある。
- 国立大学志望者には全部センター試験で生物を受験させることにすれば良い。そうすれば高校の教育も変わる。しかし生物の試験を課すと受験者が逃げると考える大学もありできない。
- 国立大学全部が一斉に生物を課せば受験者は逃げられない。高校の教師からは、第2次試験で生物を課したらどうかという希望がある。
- 医学部長会議で高校の生物の教科書を調査したことがあるが、外国に比べレベルが低く、内容は19世紀の発展のことが殆どである。しかしレベルをあげるとその教師がいない、教

科書が売れない、高校間の格差を生じるなど色々な議論があった。

- 高校の教師のレベルを上げるために、生物学など専門の学部で再教育する必要があるが制度上難しい面がある。
- まず国立大学の医学部、歯学部入試でセンター試験の生物を課すことを始めることも考えられる。要は決断次第である。
- 全大学医学部が第2次試験で生物を課すことも考えられる。
- 受験科目を減らして悪しき受験勉強から解放しようという考えがあったが、今は学問が学際から統合科学的になってきており、生命科学という形で教えれば、物理、化学、生物と個別に教えなくても良い。高校教育でその努力が足りなかったと思う。受験科目もそのように考えれば大きく変わると思う。
- 自分の大学の入試で、英語による物理や生物を含む総合問題を課したら受験生が減少した。1大学だけでしてもうまくいかない。
- 現在、高校では1年で総合理科を学習し、2、3年で物理、化学、生物のうち2科目を学習する形になっているので、三つをとることはできないと思う。その辺も工夫が必要になる。
- 高校の教育課程も多様化し、授業時間も減少している。また生徒も多様化している。大学入試に生物を加えることによってある程度生物の学力向上は期待できるが、昔の高等学校のような授業は期待できない。大学でも補完教育を合わせて行う必要がある。
- 国大協として、センター試験についてこのような問題があるということは言うべきである。また、全大学の第2次試験で生物を課すことはできることであり、まず国立大学の

医学部が第2次試験で生物を課すということ
を打ち出すことを示していくことが必要であ
る。

3. 4年制のメディカル・スクールについて

各委員により次のような意見交換が行われ
た。

- メディカル・スクール構想は基本的には賛
成であるが、受験資格は他学部卒業に限らず、
条件を満たせば2年修了でも良い。
- メディカル・スクール発展のためには、4
年制カレッジのリベラル・アーツの在り方、
教養教育の在り方が大事であるが、そこが用
意されていない。その確立が大事である。
- 米国では文学士でも理学士でもかなり広い
範囲で定められた要求科目を履修していれば
メディカル・スクールを受験できる。日本で
メディカル・スクールの入学試験科目をどの
ように課するか決めなければならない。
- メディカル・スクール入学希望者は、臨床
医学志望が殆どである。全医学部をメディカ
ル・スクールに転換したら基礎医学は衰退す
る危惧があるので、一律に転換するのではな
く、現行の6年制医学部、学士編入学の制度
も存続すべきである。
- 現在の高校教育と医学教育の実情を考える
と、全部一律に4年制というわけではないが、
現行の6年制とどちらを主力にするか方向は
示さなければならない。
- 研究者養成コースとして、MD、Ph.Dコ
ースは必要である。
- メディカル・スクールで入学に必要な科目
を学習する場として、総合科学部は文系、理
系双方の科目を用意しているので適切である
が、総合科学部は数が少ないので、各大学が

2年間一杯に使い教養課程を充実しなければ
ならない。

- 一つの大学で、6年制医学部とメディカ
ル・スクールを並存するにはカリキュラムも
2本立てにしなければならず人間的にも難し
い。
- 日本では、医師はまだ良い職業であり、学
士編入学の志願倍率の高さから見て、メデ
ィカル・スクールには学力ある学生が集まる
と思う。
- 新設医科大学では、学士編入学やメディカ
ル・スクールを実施しようとする、一般教
育の教官が削減されるとの不安があり、その
点をはっきりしないと議論もできず、新しい
ことに踏み切れない。その点、総合大学医学
部ならば他学部一般教育の教官を振り替え
できる。
- 単科医科大学は、本当は最初から教養教育
に関してメディカル・スクールの様相を持っ
ているべきであったと思う。とはいっても
メディカル・スクールは従来の医学教育の発
想とは全く異なるものであり、従来の考え方
で定員削減できるからという発想で作られる
なら取り止めた方が良い。
- 一般教育の教官の身の振り方を心配してい
るが、メディカル・スクールができれば、他
大学でそれに応じて教養課程充実のために一
般教育の教官も増やすようになり、就職先は
出てくる。
- 現状では、メディカル・スクールになっ
ても本当の臨床医師養成教育はできない。欧米
の水準を目指して、年次計画で医学教育体制、
人員、施設を整備していくべきであり、その
点、おおいに議論されるべきである。
- 教官の意識改革やカリキュラムの改善等が

重要であり、現在の医学部教育のように全科目を平等に教育するのではなく、基幹科目以外は選択科目とすることも検討の必要がある。例えば21世紀懇談会では内科、外科、精神科、救急、産婦人科、小児科をコア・カリキュラムとし、他の科については細かいことは知らないで良いということを提唱しているが、そ

れらを実現するためには、学長のリーダーシップが必要である。

以上の意見交換ののち、委員長より次回（10月19日開催）も本日の議論に引き続き医学部入試の問題等ご審議いただきたい旨述べられ、本日の議事を終了した。

医学教育特別委員会

日 時 平成10年10月19日(月) 15:00~17:00

場 所 学生会分館(本郷)7号室

出席者 鈴木委員長

吉田(豊), 荒川, 吉田(洋), 山崎, 西塚, 杉岡, 江口各委員
大山専門委員

(文部省) 木谷医学教育課長, 袖山医学教育課課長補佐

鈴木委員長主宰のもとに開会。

委員長から、前回の委員会でご審議願った問題について、引き続きご審議願ひ本委員会として何等かの方向を出したい旨述べられ、議事に入った。

〔議 事〕

1. 医学部入学者選抜方法について

委員長から、次のとおり説明があった。

前回の委員会で大学入試で生物の科目を課すことは、医学部のみでなく、工学部、農学部等他学部の入試でも必要であるが、とくに一番関係のある医学部の入試で生物の科目を課さないのは、不適切との話があった。現在高校の生物教育のレベルが低下しており、生物の科目を入試で課しても大学での教育に役立たないとの意見もあったが、しかし入試で生物の科目を課さないと高校で一層生物の勉強をする者が少なくなり、高校の生物教育のレベルが低下することにもなるので、何とかこの点を解決しなけれ

ばならない。

ついで各委員により、次のような意見交換が行われた。

- 医学部の基礎医学を履修中の学生の成績を見ると、高校の時に生物を学習している学生の方が、学習していない学生より数点高いという結果が出ている。医学は生物学を基本とする学問であり、高校で生物を学習していることが必要である。
- 医学を学ぶために何が必要かはっきりさせるべきであり、物理、化学、生物の科目は高校で必ず学習してくるようすべきである。高校教育は大学の入試科目に追随し、大学の入試科目に無い科目は高校生は勉強しないで、医学部入試で生物の科目を必修として課さなければならない。
- 医学部入試で、物理、化学、生物の3科目のうちから2科目を選択受験することを許している現在の方法では、受験生は難しい生物を受験せず、工学部を併願する場合も考えて

高校で物理、化学を勉強してくるので、高校生が生物を学習しないのは大学にも原因がある。

- 受験地獄を解消し、生徒に負担をかけないために受験科目数を減らすという傾向になっているが、それが高校生学力低下をもたらしており、それは大学が高校に迎合し受験科目数を減らした結果でもある。医学を学ぶために必要な科目を高校で学習せよというのは大学として当然のことである。
- 日本の高校の生物の教科書と生物教育の水準は低い。これは教育水準統一のために最新のことが入らず教師のレベルを押さえている面があるからであるが、これでは国際競争に勝てない。高校の教科書のレベルを高くする必要がある。
- 生物学の進歩は近年とくに早く、最新の教科書をつくっても教師も理解できず、生徒もついてこれないので使用されない。高校の教師を5年に一度くらい理学部で再教育する必要がある。
- 高校の生物教育も一つでなく、進路に対応したいくつものレベルの教育があってよいのではないか。
- DNA、遺伝子などの知識は文科系の者にとっても必要な基本的知識であり、それが無いようでは大学卒の資格を問われる。センター試験で技術的制約で物理と生物の片方しか受験できないこと、生物を学んでいない医学部の学生がいること等は日本として恥ずかしい話である。
- 昔のようなエリートの学部教育は、大学院へシフトする傾向にあり、学部教育で完結するものではなくなっている。
- 工学部、農学部等でもこれからは、物理、

化学のほか生物学も重要となる。センター試験を改善し、理系学部を目指す者は、物理、化学、生物の3科目を必ず受験するように大学が指定すべきである。

- 高校で3科目が履修できるような時間割りになっているか、総合理科を履修すると3年生までに、3科目のうち2科目しかとれないようならば改善の必要がある。
- 大学と高校関係者で入試について、大学入試と高校教育の関係を変えることについて話し合うことが必要である。
- 医学部入試に生物を必修として課すとしたら、高校が教育課程を変更する必要があるので、事前の周知、準備期間が必要であり、早くても実施は平成14年度からとなろう。
- 新学習指導要領による新カリキュラムで勉強した高校生が卒業する2005年に合わせて医学部入試を改めるのもタイミングとしては考えられる。医学部入試に一律に生物を必修として課すことの妥当性については、高校教育が受験の詰込み教育を無くし、新しい学力観への転換を求めるとの観点から、生徒の科目選択の幅を広げ、知識の量は精選させるという方向で行われるように審議会等の答申も出されており、これらの方向も考え合わせ高校側の意見も聞いていくことが必要であろう。また、高校教育のレベル低下については、高校教育もマス化しており、大学の医学教育に直結するような高度の内容の生物の教育を期待するのは無理な面がある。その意味では、医学部入試で生物の科目を課すことは医学部への目的意識を持った学生を選抜するために効果があるので課すということであろう。
- 日本の教育は、目的を失っている。一方、遊びの方は増加して若者が将来の方向が定ま

らなくなっている。諸外国は初等中等教育を厳しくしようとしているのに日本は緩めようとしている。

以上の意見交換の後、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日種々ご審議いただいたが、医学部入試に生物の科目を加えることに反対の委員は1人もいない。ついては、医学部、歯学部志望者は高校で物理、化学、生物を必修とするべきであること、また実施の時期は、平成14年度か15年度から微妙であるが、国立大学の医学部の入試について、第2次試験又はセンター試験のいずれかで物理、化学、生物の3科目を必修として課すのが望ましいこと、なお歯学部でもこれと同様に考えるのが望ましいことを本委員会の結論として決定し、さらに理学系の入試についてもこれに準じて実施するのが望ましいとの意見を添えて、入学試験を所管する第2常置委員会に伝え、この点について第2常置委員会で審議されるよう要望することにした。

2. 4年制のメディカル・スクールについて

各委員により次のような意見交換が行われた。

○ メディカル・スクールを導入しようとする背景は、現在の日本の医師に常識を欠く者が多い、つまり医科大学での一般教養教育が欠落しているので、他学部で4年間学び教養ができ、医学部志望の動機付けのある者を医学部に入学させた方が良いということが理由と思うが、他学部の教養教育が医学部より充実しているともいえず、医師としての倫理教育等は医学部で履修しなければならないので、メディカル・スクールは良いことばかりではない。6年制医学部、学士編入学等各大学で

選択する余地を残すのが実情に合っていると思う。

○ 医学部教育には、医師の人間性養成と職業教育の両面がある。前者の面で現在の医学教育が十分に機能しているか、また外国に比し、医学部で教える内容が低下している。それを解決するためにメディカル・スクールができれば次のような利点が考えられる。

- ①他学部で4年間学び人間性が養われ、医学志望の動機付けがはっきりしている者が医学を学ぶことになる。
- ②メディカル・スクールの入学試験のために他学部の4年間も勉強する。
- ③学生は大学に2度の入学の機会がある。
- ④自大学出身者の医学部、歯学部入学を約30%くらいに控え、他大学出身者を入学させるようにすれば、多様な学生が集まり、切磋琢磨して学習する。
- ⑤少数教育に役立ち、4年間高いレベルの教育ができる。
- ⑥一時的ではあるが、医師、歯科医師の数を減らすことに役立つ。

一方、欠点としては、

- ①学生の経済的負担が増加する。
 - ②私学では経営上の問題がある。
- 日本として生命科学振興が必要であるが、メディカル・スクールにした場合、基礎医学研究志望者が減るおそれがあり、国策として適当かどうかという問題がある。
- 基礎医学者増加には、その給与体系の改善や奨学金制度の拡充等が必要である。
- メディカル・スクールの構想は、方向としては間違っていないが、入学者を他学部卒に限らず条件を満たしていれば他学部2年修了者でも入学させてよいのではないか。

- かつて医学専門部と大学医学部卒の医師がいた例があるが、最終像として考えると医師に6年と8年の大学教育を受けた2種類の医師がいるのは良くない。
- メディカル・スクールに入学する場合、受験者の卒業した学部の種類は不問のようであるが、メディカル・スクールで学ぶために必要な科目は、他学部で履修してくるよう各大学が指定する必要がある。
- 現在、医学部の学士編入学を一部考慮しているが、全部学士編入学にすると、地元出身の入学者が少なくなり、代々の医師の多い地元への医師供給ができなくなるとの懸念がある。医学部卒業者の地元への定着率は地域や大学の条件により一様ではない。
- 学士編入学を考えているが、一貫教育がしにくい。編入学者が全員はじめから開業医を目指している。単に数大学での学士編入学の志願者が多いからというだけで、そのまま進んでよいのか疑問である。他大学の学部卒でさらに医学部を卒業した者や学士編入学者もいるので、それらの者の追跡調査等もして考えた方がよい。昔、医学進学コースができる以前に他学部卒を医学部に入学させたことがあるが、他学部が医学部の予備校のようになってしまい、教官の間の葛藤等を生じうまくいかなかった。日本は外国と事情が異なるので、それらを考慮して、メディカル・スクールの問題を考えないと失敗する可能性が大きく、マイナス面も含め慎重に検討すべきである。メディカル・スクールは国費の増加も必要となるし、自分は若い年齢の人の原動力を大事にしたい。
- 高校の教師は、高校から医学部に入学できる道を残しておきたいという希望がある。全

医学部が学士編入学やメディカル・スクールになるのは反対である。

- 6年制医学教育コースが崩れつつあり、各大学はメディカル・スクールを視野に入れて学士編入学制度を導入しつつあると思う。方向を定め、良いものをつくることを検討した方がよい。

以上の意見交換ののち、委員長から次のとおり述べられ、了承された。

メディカル・スクールの問題は、利点はあると思うが、今すぐ結論を考える必要はない。各大学医学部で学士編入学制度を導入し始めたところであり、その推移も見て、またメディカル・スクールの問題は考えたい。

3. MD, P h. Dについて

委員長から、基礎医学分野について、MDだけで対処できるかという問題があるので、この点ご審議願いたい旨述べられ、各委員から次のような意見があった。

- 医学系と理学系の教授が兼担できるような制度組織が必要であり、学際教育・研究が必要なときにP h. DとMDが混合できるような教室組織をつくる必要がある。
- 生命科学の分野だけの問題で新しい制度をつくるのは難しい。
- 米国には、防衛、情報、バイオというように順序を決め国費を注ぐ国策があるが、日本には政策がなく転換が遅い。能力ある者は奨学金を給付制にしても育てるという国の政策があるべきである。
- 日本の医学研究の大部分は医学系大学院に頼っているのであるから、医学部4年次まで基礎医学を学んだ後、医学系大学院に進めれば基礎医学に興味のある学生が集まると思

う。

- 医学部の4年次から大学院へ入り、3～4年間研究後、また医学部5年に戻り臨床医学を2年間勉強してMDとPh.D.を卒業するコースができれば魅力があると思うが、医学部には早期進学特例の制度が認められていないので、現在の制度ではできない。その制度化が望ましいが、学内措置で事実上実施し、論

文を審査してMDとPh.D.の両方を出すことはできないか。

- 基礎医学研究に就職する人でも、医師免許を取らないという危険をおかす人は少ない。以上の意見交換の後、委員長から、MD、Ph.D.コースが是非実現するように考えていきたい旨述べられ、了承された。以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日時 平成10年10月22日(木) 13:30～16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 木下委員長

吉原(代理:白井福島大学教育学部教授)、貴志、岡本、中嶋、矢谷(代理:木下三重大学教育学部長)、加茂、溝上各委員
横須賀、浦野、山田、羽田各専門委員

木下委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から吉原委員の代理として出席された白井福島大学教育学部教授及び矢谷委員の代理として出席された木下三重大学教育学部長の紹介があったのち、議事に入った。
〔議事〕

1. 各種審議会等からの「国大協」に対する意見照会への対応について

委員長から、次のとおり報告があった。

教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について(中間報告)」の答申に対する国大協としての意見について、会長から本委員会にその文案取りまとめの指示があり、これを受けて7月17日開催の本委員会に専門委員会を取りまとめた原案を提示し、ご審議いただいたのち、会長の了承も得て、8月24日に国大協の意見として、教育職員養成審議

会へ提出した。

また、10月5日付で、教育職員養成審議会大学院等特別委員会から最終答申へ向けての報告として「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」(審議経過報告)が出され、これに対する国大協としての意見を求める要請があった。

その回答締切り期日が1週間程度と切迫した状況にあり、かつ、会長からの指示もあって、10月9日に急速専門委員の方々にお集まりいただき、そのまとめの作業を行い、会長とも相談のうえ、10月14日に国大協の意見として、意見書を同審議会へ提出した。

同審議経過報告は、本日の議題にもなっているので、これに関するまとめの中心となっていたいただいた山田専門委員から、お手元にお配りした資料「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」を基に、後ほどご説明させ

ていただく予定である。

2. 国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について

委員長から、これは本委員会の設置継続の事由の一つでもある「21世紀への教育改革と国立大学・学部における教員養成教育の在り方」の検討課題と係わって、教員養成課程入学定員5,000人削減に伴う教員養成系学部の改組・改編の状況、教員免許法改正と大学における教員養成教育、現職教員の大学院修士課程受入れ等教員の資質の向上に向けての大学院の役割等について多角的な検討を重ね、この間、7月に2回並びに本日の午前中にかけて専門委員会を開催し、この調査に関する検討作業を進めて来たところである。

本日は、その検討結果のまとめとして、お手元にお配りした「今後の教員養成と教育学部のあり方に関する調査」の原案がまとまったので、これをご披露させていただくとともに、この検討作業に携われた山田専門委員及び羽田専門委員から一通りご説明をいただいたうえ、ご意見を賜りたい旨述べられたのち、両専門委員より同資料に基づき、それぞれ担当の下記事項等について説明があった。

I. 調査目的

- ①各教員養成系大学・学部における改組の状況を把握する。
- ②各大学における現行教員養成カリキュラムの状況と問題を把握する。
- ③教育職員免許法改正に伴う教員養成カリキュラム改正への対応問題を明確にする。
- ④教員養成・資質の向上で、大学院の果たす役割と課題を明らかにする。

II. 調査内容

1) 国立教育系大学・学部の改組・改編について

- ①改組・改編の状況について
- ②国立教育系大学・学部の今後の役割について
- ③教員養成における国立大学の今後の役割について

2) 教育免許基準の改定に伴う教員養成カリキュラムの現状と新しい対応について

- ①1988年改定への対応とその後
- ②1998年免許法改正への対応
- ③免許基準施行に伴う制度的課題について

3) 大学院修士課程と教員養成の問題について

III. 調査対象

国立大学学長及び教育学部長（95大学）

IV. 調査方法

アンケート調査方式（大学単位に郵送）

V. 調査日程

- ①平成10年11月初旬 調査用紙郵送
- ②平成10年11月下旬 回収
- ③平成11年3月 第一次報告

以上の説明があったのち、意見交換があり、文案の一部修正については、専門委員会に一任することとし、原案どおり了承された。

なお、本調査実施にあたっては、国大協教員養成特別委員会委員長名で協力依頼することとした。

3. 修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について（審議経過報告）

委員長から、先に述べたように時間的制約もあったことから、専門委員の方々に急遽お集まりいただき、ご審議を願い、まとめさせていただいた次第である。

この意見書は、基本的には8月に提出した中間報告に対する意見書を踏まえ、さらに、疑問点や要望等も加味して文案を作成し、提出したものであるが、本委員会に改めてお諮りしたい旨述べられ、了承された。

ついで、委員長から、この文案作成に携われた山田専門委員より説明願いたいとの要請があり、同専門委員から配付資料「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」(審議経過報告)の国大協としての意見書を基に具体的な説明があった。

4. 国大協教員養成制度特別委員会報告書の復刻刊行について

委員長から、「大学における教員養成—国立大学協会教員養成制度特別委員会報告書—」について、次のような報告があった。

国大協の教員養成制度特別委員会及び新たな

教員養成特別委員会が昭和47年11月から平成9年11月の長きにわたり、教員養成に関するいろいろな提言や調査報告等を出版された経緯がある。

これは非常に貴重な、かつ歴史的にも価値ある文献で、かねてから同出版物の復刻刊行を願う声もあり、理事会・総会等にもお諮りし、その準備を進めて来たところであるが、この程、特別委員会の編集というかたちで大空社より、全3巻の同報告書が新たに刊行された。

また、今回は解説書が必要とのことから、本委員会の専門委員であられる山田先生にご執筆願ひ、別冊として解説書も出版されたので、本日、同書をお配りさせていただいた次第である。

ついで、各大学におかれましても今回刊行の全3巻の報告書を購入いただき、今後の教員養成の参考にしていただければ幸いである。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会

日時 平成10年10月1日(木) 15:00~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 蓮實委員長

小笠原、星宮、小林、永田、佐藤、畑、濱田、森本、柴田、二神各委員

蓮實委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 大学審議会答申案で示されている教養教育の理念・内容等について

委員長から、次のように説明があった。

大学審議会の「21世紀の大学像と今後の改革方策」(答申案)について、大学教育部会で配付された資料(以下「答申案」という。)を本日記付してある。6月末に出された中間まとめと比べると、次のようなことが教養教育の部分に追

加されている。

- 「初等中等教育における自ら学び、自ら考える力の育成を基礎に「課題探求能力の育成」を重視するとともに、専門的人材として活躍できる基礎的能力等を培うことを基本として……」
- 「今後専門性の向上は大学院で行うことを基本として考えていくことが重要となることを踏まえ……制度上の位置付けの明確化をはかるとともに……」
- 「この際、専門教育においても教養教育の

理念・目標を踏まえた教育を展開することにより、教養教育と専門教育の有機的連携の確保を図っていくことが重要であることを十分に認識しなければならない。」

○ 「この際、教養教育は、専門教育と対置されるものではなく、専門教育においても教養教育の理念・目標を踏まえた教育が展開されることが、専門教育の充実・強化の上でも一層重要となることを十分に認識しなければならない。」

○ 「全学的な視点からの調整や学部・学科間の連絡が稀薄なために教養教育の実施に支障を来すことのないようにするなど全学的な実施・運営体制を整備する必要がある。」

また、この答申案では、「学問のすそ野を広げ様々な角度から物事を見ることが出来る能力、自主的・総合的に考える力、的確な判断力を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」ことを教養教育の理念・目標としている。

さらに教養教育の内容として、次のようなことが示されている。

①社会生活を送る上で身につけておくべき基本的な知識と技能を習得させる。

例えば、文章作成、討論、口頭による意見発表や報告等の訓練、コンピュータの取扱等情報活用能力の育成、数量的・科学的思考方法、専門基礎教育、心身の健康に関する教育など

②社会的・学問的に重要な特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題についての授業（テーマ講義やゼミナールなど）を行い、多面的な理解と総合的な洞察力や、現代社会の諸課題を総合的に判断し対処する能力を養成する。

（例）「環境問題と社会」「現代社会と法」
「地球環境と生物の多様性」

③体系化された学問を幅広く経験することにより、専攻する学問分野の理解を助けるとともに、複合的視点を養う。

（例）「思想史」「科学史」「心理学」「認知行動科学」

④専門教育において、関連する分野に関する幅広い視野に立って学際的に取り組むことのできる力を培う。

以上が教養教育の教育内容として示されているが、例示されている科目など納得できない点がある。答申案の中で「必要である。」という記述の部分は、法制化や予算措置が必要であるという意味合いなのでご注目願いたい。本年度の概算要求でも教養教育改善充実特別事業費が計上され、大学審議会の答申の方向での予算措置が進められている。

本委員会の意見を大学審議会に反映させることも不可能ではないと思うので、本日は、答申案の内容、特に「教養教育の理念と内容」の部分がこのままで良いのかご審議願いたい。

ついで各委員により、次のような意見交換が行われた。

○ 答申案は例示としていくつかの授業科目を示しているが、なぜこれが示されたのか理由が判らない。

○ 国立大学教養教育実施代表者会議でまとめた資料「新しい教養教育の展望」では、教養教育の理念として「人類や自然との共生を押し進めるための教育」を新しく加えている。答申案では「自然との共生・かかわり」が示されていないが、それを②に加える必要がある。

○ 答申案は、課題探求能力の育成が重要とし

ているが、現在の学生の実態を踏まえて作られていないように思える。知識人となりうる能力を備えた学生が入学しているか、教養教育の理念に書かれていることは大事であるが、その前にそれを受け入れるべき学力をどうつけさせるかが課題である。はじめから総合的判断力を身につけさせるのは無理で、その前に既存の学問体系が身につくことが重要で、それをどう扱うか考える必要がある。

- 答申案で示されている課題探求能力は必要であるが、そのためには特別の教育をしなければならない。答申案では教養教育の理念を具体化していくときの言葉が不足している。
- 答申案は、これからの社会はキャッチアップ型の社会ではない、そのために大学を変えていくということだが、示されている内容はキャッチアップで、そこに予算をつけることが考えられている。そこで我々が、教養教育に予算をつけさせるために何が有効かを戦略的に考え、助言することが必要である。
- 答申案では「自ら学び」としているが、他人とともに学ぶことが大事である。
- 答申案の教養教育の内容の分類は良いが、内容③で「思想史」「心理学」等が示されている。この例示は誤りではないか、削除した方が良い。
- 例示は全部削除することも考えられる。
- 各大学の教育は学生への刺激が乏しいということが指摘されている。入学直後の4月に大学とは何かのオリエンテーションを学生に十分に実施してから授業を始めるべきである。しかし、そうすると15週の授業で2単位を与えるという設置基準の規定と抵触するので、その点の弾力化が望ましい。
- 答申案で示されている課題探求能力の育成

は大学院教育でのテーマであろう。学部教育がマス教育からユニバーサル教育になることを考えて、その対応を答申案は鮮明に出すべきである。

- 大事なことは各大学が教養教育の理念を踏まえ、教養教育の在り方を考えていくことである。大学審議会で理念・内容を示して、それを実現させるというスタンスではないと思う。或る先生の講演を聞いたが、「教養教育は宇宙論、生命論、自然環境論、人権論」であると言っていた。
- 委員会方式や学内措置でのセンターで教養教育を運営しているところでは、全学から必要経費を拠出してもらって教養教育の運営をしているが、教官の調査や研究会出席旅費も自由にならない。全学的体制で実施するなら、委員会やセンターに実質的な予算がつけられるべきである。
- 答申案の①から④の項目だけが教養教育というのでは、日本の将来が心配である。哲学、歴史学、文学など基本的なものは入ってなければならない。その上で答申案の項目を示すなら将来の方向としてありうると思う。そのことを答申案に明記すべきである。
- 社会生活を送る上で必要な知識と多少とも知的生活を考えるときに必要なものは二つ組み合わせて良いと思う。身体とかも具体的に取り入れていくべきものと思う。
- 答申案には、リベラル・アーツについての認識がない。我々が学生を教育するときの教養科目のコア（キーワード）として、次のようなものがあると思う。答申案には「根源的思索」（哲学、倫理、宗教等）、「古典の世界」（歴史、文学、古典学等）が落ちており、大学として伝統的に肝心なものがない。

印象がある。

- * (根源的思索) 哲学, 倫理学, 宗教学等
 - * (古典の世界) 歴史学, 文学, 古典学, 哲学等
 - * (歴史の視座) 歴史学, 考古学等
 - * (異文化理解) 文化人類学, 文学等
 - * (芸術と文学) 日本文学, 中国文学, 西洋文学, 芸術学, 美学等
 - * (現代の課題) 社会学, 政治学, 経済学, 宗教学等
 - * (人間の科学) 心理学, 健康科学等
 - * (科学技術と人間) 科学史, 科学哲学等
 - * (自然の法則) 物理学, 化学, 生物学, 地学等
 - * (自然と人間) 環境科学等
 - * (リテラシー教育科目) 語学, 情報リテラシー等
- 全学生共通で教育する必要のある科目があると思うが、その他に理系の学生に是非必要な文科系科目あるいは文科系の学生に是非必要な理系科目があるのではないか。
- コア・カリキュラムとして示した11の分類の中で、各学部が組み合わせを考えていくことが考えられる。
- 全学の教養教育委員会でコア・カリキュラムを考えても、各学部カリキュラム編成権があるため、各学部が了承しないと実施できない。全学共通教育のカリキュラムは、全学の委員会またはセンターと各学部で共同して作成するものだという点を答申に書いてもらうと良い。
- 本委員会での問題は、今まで我々が行ってこなかった授業は何か、新しいタイプの教養教育の授業があるかを探ることであり、それによって予算を獲得し未来をひらくことが焦

点である。

- 教養教育として、総合科目は長年実施してきているが、教官同士の事前の打ち合わせもなく、オムニバス形式の講義で、総合は学生が行えという形で終わっている。教官が教養教育の授業改善の努力をしているかが問われている。その努力がなければ教養教育は変わらない。
- 教養教育は学際型のリベラル・アーツである、というのは一つの偏見であると思う。学際型は深みがない場合も多く、教養教育が全部学際型に置き換えられるとしたら、その弊害は大きい。古典的な授業も、依然として教養教育の重要な柱であると思う。
- 古典的な科目は前提として当然である。その上で、学生が文系・理系の枠を越え、自由に受講できるのが大学であり、教官も専門以外の学生に判るような授業ができるということが必要である。
- 諸外国の大学のカリキュラムにありながら、日本の大学のカリキュラムにないようなものがあると思う。そういうものがもっと日本の大学に採り入れられるべきである。
- 教養教育は全学生を対象とするので、質の維持のためには相当エネルギーが必要である。そうすると、少人数の現場教育をする必要の一方、色々な技術を使って多人数教育をせざるを得ないので、その方法を編み出すべきである。
- 以上のような意見交換の後、委員長から次のように述べられ、了承された。
- 10月末には大学審議会の答申が出ると思うが、本委員会はまとめができれば国大協の会長に提出するのが任務であり、それから先は会長と相談することになる。

本日のご意見では、カリキュラム編成権の所在について全学的合意の有無が大事なこと、そしてそのことは答申案にも書かれているが、それを各大学がどの程度とりいれられるかということが問題であった。次回はその点を含め、本日資料を提出願った東北大学、大阪大学、九州

大学の各委員及び教養教育実施組織代表者会議の資料について金沢大学の委員からご説明願うことにし、その後、審議の取りまとめに入ることとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会

日 時 平成10年10月21日(水) 15:00~17:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 蓮實委員長

小笠原、星宮、小林、永田、佐藤、畑、森本、柴田各委員

蓮實委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 各大学の教養教育の実情等について

委員長から、本日は資料を提出された各大学の教養教育等の状況について、関係委員からご説明願ひ、意見交換したい旨述べられ、関係委員から、次のとおり説明があった。

(金沢大学)

全国教養教育実施組織代表者会議で纏めた「新しい教養教育への展望」の資料を配付してあるが、その「教養教育改革の課題」のところ、これまでの人文・社会・自然という区分の中から一定数の科目を履修させていた方式を改め、教養教育として意味ある知的枠組みを創出することを提案している。広島大学では、教養的教育科目の目標として、①前専門性、②非専門性、③学際性を掲げ、教養科目を共通科目と一般科目に分け、一般科目の中のパッケージ科目を各学部の学生に12単位取らせようということである。パッケージは5つあり、○知の根源、○人間の自画像、○制度と生活世界、○国際化と異文化交流、○科学技術と環境、のうちから

一つ選択させる。このパッケージには核になる3つの「人間・価値の視覚」「社会・世界の視覚」「自然の視覚」があり、これに種々の授業科目がある。例えば「知の根源」のパッケージの「人間・価値の視覚」には、哲学・根源への思索、芸術、東洋の思想等の授業科目がある。広島大学は20年前から総合科学部で教養教育を担当してきた蓄積があり、従来の文学、法学等の科目を昇華した形の授業科目になっているように思える。

金沢大学でも同様のことを考え、自然、社会、人間の3領域を設定し、その中に5科目群「現代の科学と文化」「環境・情報」「歴史・時間」「思想・芸術」「共生社会の創造」を設け、そこに教養科目を張り付け、4単位を学生が必修することとした。客観的・時間的・主体的認識を目標としているが、内容的にみると広島大学の方が新しい教養教育の試みとして評価できると思う。学生の評価は、12単位が必修であること、取得すべき科目の枠が決められ希望者の多い授業科目は抽選で受講者が決められることなどから低いということである。教官にも大学側の意図が十分伝えられてなく、教養教育について

の共通理解がないということがあるかと思うが、新しい試みを提起して定着させるしかない。

(九州大学)

教養教育科目を「コア教養科目」と「周辺教養科目」に分け、コア教養科目は、「人間と文化」「文芸と人間」「歴史の認識」「異文化の理解」「現代の政治と法」「現代の社会と経済」「地球と生命」「数理と情報」「物質の世界」を設け、この中から、人文・社会・自然の系列のものを一つずつ選択させ6～8単位を取得させているが、選択の幅が狭いので学生の評判は良くない。一方、周辺教養科目として開講している個別教養科目が現在160あるが、この中から6単位を自由に選択させ履修させている。こちらは自由にとれるためか学生の評判は良い。受講生希望者が数人から200人以上の講義まで分散している。コア教養科目を残しているのは、学生の履修があまり偏ると問題だという懸念があるからである。なお、平成6年の教養部改組を機に大学教育研究センターが設置されたが、全学の教官の意識は以前の教養部の運営部門が形を変えただけという認識でセンターの教官に種々の期待をかけ、徐々に不平も出てきたので、大学推進委員会で検討して、センターは教養教育の基礎的研究、全学共通教育の企画運営という側面で専門的助力をすることとし、全学共通教育の基本方針、実施の全学的調整は部局長からなる教育審議会、また授業計画案の作成等は共通教育科目の担当教官からなる教務委員会で行うこととした。しかし、これについて専門学部の教官からは専門学部に基礎学力不足の学生が進んでくるとの不満が出て、基礎科学分野については、専門の教官も含めて科目運営会議を設置し運営している。基礎科学分野の専門基礎的教育については、具体的に学生の学力向上の有無が判る

ので色々批判も出てくるが、多数の教養教育科目の教育については学力向上の有無が見えにくく、その教育の質をどのように維持していくのか、雑多な科目で良いのか心配している。担当教官は、現在の知の状況は概論のようなものでまとめられるものではなく、ポストモダンの時代であり、色々な面から共通性を求める学生を育てようという意見であり、教養教育科目は百花繚乱の状況である。

(東北大学)

東北大学は、平成5年に大きい混乱はなく旧教養部を改組し、全学教育の新しいカリキュラムに転換した。カリキュラム編成権は各学部にあるが、全学教育の授業の企画・実施については、大学教育研究センターに委ねるという方式を採っている。この全学教育は、「転換教育」「教養教育」「基礎教育」「外国語教育」「保健体育教育」の5群に分類される。とくに教養教育の中の総合科目は学生に人気があり、定着しつつあると思われる。少人数教育は十分とはいえないが努力している。新しいカリキュラムは発足当初から4年を目処に見直すこととなっていたので、現在見直し作業が進められているが、問題点として次のようなことがあり、中には既に改善された部分もある。

- ①幾つかの学部で1年次のカリキュラムが過密である。
- ②授業科目の選択の幅が少ない。
- ③受講生の過大な講義クラスがある。
- ④旧教養部教官退職後の無原則な授業科目変更のおそれがある。
- ⑤授業科目名・授業内容の整理改善が必要である。
- ⑥保健体育科目を選択履修とすること及び Semester制で1単位とすること。

⑦各学部は4科目、その他研究所は1科目の授業を提供してもらい、転換教育科目について少人数教育を導入すること。

⑧外国語科目について、社会的に認知された外国語の技能資格を外国語の単位として認定するよう単位認定を柔軟化すること。

本日配付した資料は、東北工学部で行われている少人数教育の「創造工学研修」の内容である。これは自分で手を動かし自分で学ぶという内容で、工学部の3分の1の学生が取得しているが、学生の評判は良く、今後、全学に実施できるよう努力していきたい。

(北海道大学)

北海道大学は、教養部廃止後、旧教養課程のカリキュラムを専門への準備教育の部分と「純粋な教養」に分け、その2つを「全学教育」として行うこととした。専門への準備教育となる科目は明確で、これらの科目は本来、専門教育の一部として組み込まれるべきものである。問題は「純粋な教養」の「教養」の意味で、教養主義的な教養か、リベラル・アーツを示すのかははっきりしないが、結局「新しく構築され直したリベラル・アーツ」のことを指しているのであろう。その一つは伝統的なリベラル・アーツの科目群で、長い高等教育の歴史の中で生き残った言語、哲学、歴史、数学、物理などのリベラル・アーツは、これからも学士課程における必須の履修科目として存在し続けなければならない。もう一つの柱は「学際的リベラル・アーツ」といわれるもので、時代の進歩に即応して複数の科目を融合させたり、特定のテーマをもとに多くの分野を横断してつくられるもので、「自由・総合研究」「地域・民族研究」などというものである。次世代の学士課程教育のコア・カリキュラムは、伝統的なリベラル・アーツ教

育と学際的なリベラル・アーツ教育からなる「新しいリベラル・アーツ教育」に他ならない。前回の資料で教養科目のコアの11の分類をお示しましたが、それを6つの「哲学」「歴史」「文学」「芸術」「社会」「自然科学」の分野別コアとし、学部により取得すべき分野は異なるが、学部全学生に12単位必修の形で取らせたいというのが現在検討しているまとめの方向である。

(大阪大学)

大阪大学では、主題別教育科目と人間教育科目があるが、これがコア・カリキュラムに相当するものと思う。主題別教育科目は「文化と交流」「環境と人間」「科学と自然」の主題に分けている。学生は11の副主題から1つを選び登録し、その中の授業科目から8単位を取得しなければならないが、受講希望者の多い科目は受講できない場合があり、不満が出ることもある。人間教育科目は20コマが用意され、「哲学」「女性学、男性学」「国際人権論」「芸術と人間」等々が開設されている。一方、専門基礎の教育科目があり、これも全学共通教育として実施されている。専門基礎教育科目については、理系では専門分野に進むための教育を希望するが、文系の法・経済学部等では旧一般教育のイメージがあり、幅広く教育したいとのことで、法学、経済学より、むしろ人文系の教育をして欲しいとの要望がある。現在、主題別科目を中心にカリキュラムを再検討しているが、大学が色々な科目を用意しても学生がついてこない点について、学生の動機付けをどのようにして高めるか、オリエンテーション強化が議論されており、4月をオリエンテーション月間とし、学生を導くことなどが検討されている。現在の学生の実態を考えると、少人数教育を拡充していくのが一つの方向と思う。現在、170程の少人数ゼミがあるが、

コマ数不足で必修化は実現していない。基礎セミナーは教官の考え方が様々で視点が定まっていないうらいはあるが、学生の評判は良いのでこれから考えていきたい。

共通教育の運営は学内措置で全学共通教育機構を設置して行っているが、運営にあたる教官は旧教養部教官が多く、教養部の殻を突破する方向として、総長と各学部長、機構長の懇談会で全学の問題として共通教育を議論し、今後は各学部の教務関係者を中心に共通教育の全学化を図っていくことを考えているが、実際は各学部の教官がついてこれないという面もある。

(東京大学)

* 東京大学は昔から部局として教養学部があり、1、2年生全員の教養教育をすべて引き受ける仕組みになっており、他の大学とは状況が異なる。その点で教養教育の責任母体の所在や全学的学部と教養教育運営組織との権限や担当教官の負担についての軋轢はない。学生は文科、理科の類の学生として入学し、2年次に教養課程の科目の成績により、進学振り分けが行われ、進学先の学部が決まるので、学生にとって1、2年次の教育は、単なる教養教育でなく、一種の受験勉強の延長で点数によって学生の動機付けが制御されるところがある。それはまた18歳で入学した学生が、その後一定の枠内ではあるが、自分の志望を変更する自由がある面と同時に、1、2点の差で希望のところに進学できない面があり、そこをどのようにクリアしたら良いかが議論されている。この制度では学生が勉強をするという良い面もあるが、文科系についてはその勉強がそのままその後の専門分野の勉強の発展に繋がっているわけではなく、それで良いのかという悩みもある。カリキュラ

ムの問題は余り他大学と相違せず、総合科目の形で文科系で幾つかの系列を設け、その中に精神分析、映画学、絵画論等従来スタッフの関係で設けられなかった新しいものも開講している。これらは学生の需要に応えたのか好評である。教養系科目として文学、語学といっても、現在の学生は本だけを読む世代ではなく、本を中心にした文化環境にはなく、映像等我々には理解しにくい新しいメディアに囲まれており、それがかれらの重要な文化の世界になっているので、教官がそれに応じた授業を行っていくことが必要で、教官が教科を越えた専門家としての潜在的能力を発揮できる体制を、外国語、人文などという制度の枠を越えて実現することが必要である。一方、テーマ講義で各教官が1回ずつ交替し学際的テーマで色々な講義を行っているが、それについては一方通行的、初歩的な問題提起の仕方、新しい学問領域が出て来たことを教えることには有効であったが、今やどこも同じようなテーマでマンネリ化し、役目を終わったかなという気がする。また文科系の基礎講義として、20~30人の少人数の学生に教官が自分の専門とは関係なくテーマを自由に設定して、学生に調査や論文発表等をさせるものがある。学生の自由選択を認めるだけの教務的能力がないが、その点を除けばうまく行われている。

* 理系の教官として、設置基準の大綱化に伴う教養課程の改革を見ると、この改革は文科系については教育の仕方が積み上げ型でなく、自分の好きな科目を好きな時期に学べるという点で成功したと思う。ただ本を読まなくなった学生の教育について、教官がそのまま面倒見て教育しなければならないかという

意識が理系教官にはある。また選択科目である総合科目の中に、理系として本来必修すべき科目があるが、それをどのようにして学生が選択するようにするかが問題となっている。理系の学生が総合科目で理系の科目を選ばないので、8単位は理系の科目を選択するように制約し、方向づけをしたが、それができるのは進学振り分けがあるからである。進学振り分けは学生の本来の動機付けを曲げているところがあり、学生が点数をあげるために履修形態を変更するということが起きている。その辺が大きな問題である。理系では、現在の方法は弾力化しすぎたので、もう少し基礎をしっかりと勉強させなければならない。とくに必修単位が現在のままで良いかという問題があり、教養学部として、文系と理系が同じ教育の仕方の良いのか再検討する必要があると思う。

以上のような説明の後、各委員により次のような意見交換が行われた。

- 各大学で教養教育、リベラル・アーツ教育をしているが、教養教育の概念は大学の設置形態ともかわり、4年一貫楔型教育の大学と教養課程を2年で終わる大学では少しずつ考えが異なるように思う。その辺の整理が必要である。また総合科目など小規模の大学で用意するのは教官数の問題で難しい。
- リベラル・アーツ的教育の部分についても、目的の達成度をどのようにして計るか、どのような評価をすべきか考えるべきである。総合科目等は、ゼミのように合格、不合格の判定で、授業に出てくることに意味があり、授業の達成度を厳密に点数評価で判定する必要はないと考えているのではないか。評価する

には目的が必要であり、リベラル・アーツの目的は何か、単に伝統的なものだからあるべきだというのは通用しない。色々な教養科目があるが、我々はそれで何を目指しているのか、その根拠が見えないような気がする。

- 専門基礎以外の部分の評価が大学として必要なのか、もっと一般的に学生の評価はどうあるべきかが議論されるべきである。
- 現在、専門基礎科目を含めて単位の安易な取得はさせない。教育評価を一定にするということが行われようとしているが、それによって教官も厳しく評価されることになる。
- 専門学部の教官は、多くの場合、学生は落とさないでもらいたい、しかし専門基礎教育が不十分であるという議論が多い。教養教育をどのように評価するのが正しいのかは、本質的問題である。
- 授業がされていることが重要で評価しえない科目があると思う。そのような科目は多様で少人数教育で学生が自由に選択できるということに尽きる。それは専門基礎とは別の位置付けにならねばならない。理系、文系を問わず、この位はもっていなければ知的人間といえないというものがあるのではないか。それを大学が教えることが必要であり、社会にとってどういう人間であることが大学を通過した人間といえるのか、教養とは自分のためだけではなく、他に貢献できなければ教養ではない。大学は教育を通して、社会に対しどのような貢献をなしうるかを自覚することが大切である。
- コア・カリキュラム化するということは、必修科目とすることであり、評価ができなければならない。米国の大衆化された大学のリベラル・アーツは、T.Aの協力で維持されて

いるが、そのために各学部の教官が教育と評価を議論し、共通理解ができ評価の基準ができてきている。これは大事なことと思う。

- 入試の議論の時に、「見える学力」と「見えない学力」という話があった。見えない学力とは、問題発見能力、表現力等々であるが、専門家の話ではこれらの評価は難しく手数がかかるということであった。本当に社会が必要としているのは単なる知識ではなく、見えない学力の方であることが認識されつつあるように思う。それを大学で教育するにはどうしたら良いか、今後の重要な課題である。
- 哲学はリベラル・アーツの重要なポイントであるが、それは哲学史の知識ではなく、物の考え方である。教官が教養教育として自分の専門の学問の根源的なところを学生にどのように教えるかを考えなければならない。
- 日本の大学学部卒業者の学力は、その瞬間では米国等の大学学部卒業に比べ確実に高い。しかし、日本の学生はその後伸びないで、米国の大学院修了者と日本の大学院修了者では歴然たる違いがある。そこに日本の学士課程教育の評価があるが、学士課程教育で知識・学力がついても、それが卒業後伸びる力になっていないとしたら、その欠点を教養教育で埋めることができるか、学部教育での専門知識の成熟度が落ちてても大学院で教育することができるかという問題がある。
- 米国の学生は学部卒業までにプログラム上の遍歴をしている。それが大学院の勉強で伸びる力になっている。それは大学の制度的問題と思う。
- 大学院卒業者が専門から少し離れたところでは使いものにならないとの企業からの批判があり反省した。これは大学が社会の接点の

問題に目をつむり、専門に集中して教育していたからと思う。社会との接点の部分について影響の大きいことに最近気がついたが、その点からという学士課程、修士課程、博士課程全体の総合デザインが必要で、リベラルアーツ的・学際的教育は大学院になっても必要である。

- 大学院重点化で、学部教育自体が専門基礎教育になりつつあり、4年間での教養教育を考えることを検討している。現在の学生は一方通行の多人数教育は退屈してしまう。多人数講義でも T.A 等を活用して退屈させない工夫が必要である。
- 工学部で学生に学外実習させると、その効果は大きいとのことである。学生は潜在的能力はもっているが、それが学内の教育だけでは引き出せない。大学教育、教養教育も学外を利用することがありうるのではないか、学内教育で閉じていて良いのかという問題がある。
- そうすると大学は学問のツールとしての言語、本当のコアになる部分を集中的に教えることになる。
- 学部の4年間で完成品の学生を卒業させるのか、未完成でも潜在能力のある学生を卒業させるのかという問題があり、理学部など後者であるが、工学部などは前者の方向になりつつある。

以上の意見交換ののち、委員長から次のように述べられ、了承された。

今までの議論をまとめると、次のような課題があると思う。今後の委員会の進め方としては、文系及び理系の委員各1人に執筆をお願いし、これまでの委員会での審議を踏まえ、教養教育の現状分析と問題点及び改善についての一定の

方向のあるものをまとめ、文章化していただき、それを委員会で審議して本委員会の報告を作成することとしたい。

ついで文系は小林委員、理系は柴田委員にお願いしたい。なお、11月の総会では本委員会の審議状況について経過報告するにとどめ、年末には会長に報告書を提出するようにしたい。

○教養教育の定義、教養教育の教育年次

○教養教育の運営主体の確立についての全学的コンセンサスの形成

○教養教育のカリキュラムの枠組み

○従来と違った教養教育の質、教育方法

○教養教育の評価の方法、特に専門基礎以外
の評価及び教官の教育評価

○教養教育改善予算獲得のための改善努力の
必要性

○教養教育、一般教育、リベラル・アーツと
呼ばれているものとは異なる新しい概念の
リベラル・アーツ教育に相応する新名称の
創出

以上をもって本日の議事を終了した。

大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会

日 時 平成10年12月21日（水） 13：30～15：30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長代理

小笠原、星宮、小林、鈴木、畑、濱田、森本、柴田、二神各委員

佐藤委員長代理主宰のもとに開会。

はじめに佐藤委員長代理から、次のように説明があり、了承された。

運営委員長が、会長に就任したため委員長職を務めることが難しくなり、自分が委員長代理に指名された。ついてはこの点ご了承願いたい。
〔議 事〕

1. 大学教育におけるリベラル・アーツの役割 について

委員長代理から、次のとおり説明があった。

これまでの委員会の討議をもとに、小林、柴田両委員に本委員会の報告書の原案を作成願ひ、各委員に送付し、ご意見を伺ひ、そのご意見を取り入れて、本日配付の報告書第2案を作成していただいた。ついてはこの第2案を中心に報告書をまとめることについてご審議いただきたい。

ついで小林委員から、第2案の骨子について、次のとおり説明があった。

報告書原案は、基本的に短く単純なものにする考え方で作成した。したがって、委員会でお聞きした各大学の、いわゆる教養教育・リベラルアーツ教育等（以下「教養教育」という。）への取り組み状況は、報告書作成の前提とはしたが、報告書には盛り込まなかった。教養教育の現在の大きい問題点としては次の2点がある。

- (1) 教養部廃止、大学院部局化など専門教育重点の再編の流れによって教養教育の責任母体が制度上空洞化し、複雑で困難な学内調整を行わないと、教養教育の運営実施が困難な状況になっている。
- (2) 文化の諸状況が様々に変化してきており、従来型の一般教育システム、教養的な教育の考え方には限界が見えつつあるが、それに代わる統一的な新しい理念が大学として提起で

きず、社会からみると大学で全体として何の教育をしているかが見えない。

また、問題点に対応する提案としては、次のようなことがある。

- (1) 理念的には、専門教育以外の基本的教育として、新しい教養教育の形を明らかに示す必要がある。国大協は各大学の多様な教養教育の中にある理念を明らかにして、制度・予算についての社会の理解を得なければならない。
- (2) 様々な意味を内包する従来の「教養教育、一般教育、基礎教育」等の呼称に代わる新しい教養教育の理念を提示できる呼称を考えられることは、この問題を検討する上で有効である。
- (3) 専門教育以外の教育を、一つの理念で単純にまとめることには無理がある。積極的に2種類のコア・カリキュラムを作る形で定義してはどうか。
- (4) その他学問を学んでいくための道具としての基本的言語の教育が必要である。例えば、数学は自然科学の学問にとっては重要な基本的言語である。
- (5) 専門家以外の者として大学を卒業していく者に知的市民としての教育が必要である。
- (6) 優秀な教育者・研究者が、新入生に学問の課題と社会の課題の接点のような入門的授業をできるような学内の精神的・制度的サポートが必要である。その他制度面では教養教育の人事、予算、カリキュラム等具体的なことを考えていく必要がある。

なお、原案に対して、各委員からご意見をいただいたので、取り入れることができるご意見は全面的に取り入れて第2案を作成したが、鈴木委員からのご意見は基本的に異なる

ものなので、第2案に取り入れることはしなかった。

以上の説明について、各委員から原案修正について補足的説明があった後、鈴木委員から次のような説明があった。

自分は基本的な点で、次のように報告書と異なる見解をもっている。

- (1) 原案では「教養部廃止、大学院重点化等の再編などによって、教養教育の運営が難しい状況になっている。」と書かれているが、この再編は各大学の自主的判断で行われたものである。教養教育の制度上の空洞化も予測できたはずであるのに、各大学は従来の教養教育の十分な総括なしに、教官の待遇改善、予算拡大のためにその方向を選択した。他から災難がきたようなこの書き方には違和感を覚える。
- (2) 原案は「各国立大学及び国立大学協会は、この教育の根本的な重要性を早急に制度的にも理念的にも、明確なイメージのもとに提示し、それを全大学構成員に徹底させるだけでなく、社会に対しても……説明すべきである。」と書かれているが、設置基準の大綱化により、各大学が1、2年生を対象にどのような教育プログラムを組むかは各大学の自由に任されている。専門教育重視の大学もよいし、教養教育重視の大学があってもよい。国立大学協会が教養教育の一つの理念を各大学に徹底するという書き方には反対である。国立大学協会として言うべき重要なことは、様々な選択肢を各大学が取れる枠組みを作ることであり、教育組織が研究組織に比し、予算上、定員上の不利益を受けないような制度的保証を求めること、教官定員を上へ付け替えるこ

とが予算獲得の戦略となるような現行制度は教育組織の弱体化を招くという原則を明らかにすることである。

- (3) 良き教養教育とは、色々な分野の優れた専門家に接する教育と思う。学部間の転部が可能なことも重要である。専門と切り離された教養教育というのではないと思う。

その後、各委員により次のような意見交換が行われた。

- この案は、教養部を廃止した大学を念頭に書かれた感じがある。昔から教養部なしで教養教育をしてきた大学も19校程あり、文面上その視点からの配慮が必要ではないか。また小さい大学の教養教育の改革についても少し触れた方がよい。
- 設置基準の大綱化に伴う教養部の廃止には、専門教育と教養教育の有機的連携を進める理念があった。また、新制大学発足時の教養課程の理念が現在も通用するかということから教養課程の再編が行われたということもあろう。
- 本委員会の役割としては、国大協として大学審議会答申で提起されている教養教育の問題について、何か言うべきことがあるのではないか、また各大学で行われている教養教育の在り方は一つの大学で対応できる問題ではないので、本委員会で全体的に検討し、大学の自主性を損なわない形でまとめるということである。教養教育の異なる事情の大学が集まり、制度的、理念的に整理して、一つの方向を見出そうということである。専門家にならないで大学を卒業する者に、様々な専門家の教官がいる大学が何を教えるか、ある程度明らかにしてやらないといけない。そのため

の新しい教育について、ある程度個々の教官の指針となるものがあるのも良いと思う。

- 大学設置基準の大綱化を契機として、各大学が余りにも専門教育に熱心になり、教養教育軽視の傾向が出てきたので、国大協でも再検討することになった。本委員会のまとめは、必要があれば関係方面に要望し、また各大学に一つの指針として提供されることになる。
- 色々な優れた専門を目指す学生同士が交流し、視野を広げる場が必要である。
- 自分の大学は教養部を廃止したが、時には元に戻れないかと思う時もある。しかし、それはすべての解とはなるものではなく、現在の不安定な状況を突き進んで、さらに良い教育を目指すしか方法はないのではないか。大学は学長が命令して教育を改善するものではない。現場の教官が集まり意見交換をする場を設けることが重要であり、それによって各教官が自分は何をすべきか判断し、良い教育を目指すことができる。それを大学間で行うのがこの委員会であり、大変意義のあることである。
- 設置基準の大綱化で各大学が一斉に改組したが、各大学は理念論をすぐ出せず、制度論をして改組を行い、その後、教養教育の理念論を始めた。現在はその過程にあるが、その議論も少しずつ収束の方向にあり、ある種のモデルができつつあるように思う。国大協の議論の過程を示すことは意義がある。
- 一流の学者が教養教育をするのが望ましいが、大衆化した学生に熱意をもって教養教育を行う一流の学者が何人いるか、それを行い易い制度方法を考えていかなければならない。そのためには外部からの刺激も必要であり、また三流の教官でも一流のことが教えら

れるような専門への入門書以上の良い教材の開発を皆で考えていくことが必要である。

- 教養教育の担当教官が退職したあと、専門教育重視の人事が行われ、教養教育が空洞化していく問題が起きている。そのことを指摘し続けていかなければならない。また大学全体としての総合デザインがないままに個々の教育改革が進んでいくことの危機感を訴えていかなければならない。
- 従来、専門と教養の組織には諸々の格差があり、設置基準の大綱化を契機に各大学は下位に位置付けられていた教養部を解散し、すべて平等にしようという方向を選択した。その結果、教養教育の責任が拡散してしまった。現在、学生の学習意欲が危惧される状況があり、専門、教養を問わず、大学教育を再検討しようということである。
- 優れた専門を教えることが優れた教養であるという鈴木委員の考え方には同感の部分もあるが、この報告書では「専門に還元できない一般教育」と書かれており、教養教育の捕らえ方が少し異なっている。その点は検討しないといけない。
- 教養部廃止の時に、今後は全教官で教養教育を行うという理念があったが、その後の展望が見えないまま現在の課題になっている。
- これからは各大学が個性をもち、色々な大学教育があって良い。日本では指針的なのが出ると、自由とはいいながら皆画一化されてしまうところに問題がある。国大協に意味があるとすれば、個性化した大学の意見・情報交換の場として大きい意味があると思う。
- 専門家を養成する以外の大学で、目的を喪失している学生にどのような教育をしたら良いかが問われている。

○ 教養教育と専門教育を並行すると専門教育重視となり、教養教育のあとに専門教育をすると興味のない教養教育で2年間足踏みさせているという議論になる。

○ 18歳人口が減少し学生の質が低下すると、本当の教養教育ができるか、むしろ補習教育になってしまうのではないか。

○ その時には、大学は教養教育より専門的トレーニングで付加価値をつける方向になるのではないか、それはそれで良いと思う。

○ これまでの護送船団方式は文部省の方針であり、各大学もそれに乗って教養部改編を行ってきた。

○ 色々な専門分野があるが、共通の土俵は市民の論理であり、市民の論理を教えない専門教育はありえない。またこの報告書は教養教育の重要性を認識した上で、それを制度的に全学の同意が得られるようにせよということであり、基本的方向だけを示し、あとは各大学が自己の判断で行う形で書かれており、鈴木委員のご意見とあまり矛盾しない。

○ 設置基準の大綱化により、教養課程と専門課程の区分の廃止及び教養部の廃止があった。その両方を併記すべきである。

以上のような意見交換の後、佐藤委員長代理から次のとおり述べられ、了承された。

本日各委員からご意見を伺ったので、自分も加わって、小林、柴田両委員とともに第3案を作成し、後日各委員に送付し、ご意見をいただくこととしたい。そして、そのご意見も踏まえ最終案を作成し、委員長代理が蓮實委員長とも相談して、報告書の最終文案を確定することとしたい。なお、委員会は今後、特に必要ある場合以外は開催しないのでご了承願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学評価に関する特別委員会

日 時 平成10年11月4日（水） 13：00～15：20

場 所 東海倶楽部「霞の間」

出席者 阿部委員長

四ッ柳，金子，鈴木，中谷，松尾，丸山，有本，立川，内田，田中，天野各委員

伊藤専門委員

（文部省）長谷川企画課長，岩本企画課課長補佐

阿部委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち，委員長から，今回初めてご出席の，有本章（広島大学教授）委員の紹介があり，引き続き委員長から次のように述べられた。

前回は，「大学評価」の問題について，広島大学の安原助教授から，イギリスの大学評価システムについて個別具体の例として，ウォリック大学を挙げて説明していただき，質疑応答を行った。また，文部省から長谷川企画課長，常盤大学改革推進室長及び岩本企画課長補佐が出席され，大学審議会「中間まとめ」についての各関係団体の意見の概要，科学研究費補助金による「大学評価機関に関する研究グループ」の発足，第三者評価機関の創設準備のために平成11年度概算要求したことについて説明いただき，質疑応答を行った。

本日は，初めに文部省から，10月26日に出された大学審議会「答申」が，先の「中間まとめ」（6月30日）からどのように変わったか，主として大学評価に関する部分について説明いただき，さらに，法改正に向けての文部省の考え，第三者評価機関設置に向けての今後の日程について伺いたい。また，「大学評価機関に関する研究グループ」における検討状況についても併せて伺いたい。

なお，9月24日開催の常務理事会の際に，政

府の国家公務員定員10%削減方針（西暦2001年から10年間に国立大学教職員を含む国家公務員の定員を今より10%削減することが内閣の方針として決定された）に関わり，文部省から国大協に，国立大学における定員削減方策について意見を求められた件を議論したが，結論としては，国大協の方から削減について言うことではない，第三者評価機関による評価システムを速やかに構築することが先決ではないかという意見になり，10月23日開催の理事会にこの旨報告がなされた。

〔議 事〕

◎ 大学評価のあり方について

(1) 大学審議会「答申」の評価に係る部分の「中間まとめ」との相違点等について

文部省長谷川企画課長から，初めに次のように述べられた。

大学審議会では，「中間まとめ」について各関係団体からいただいたご意見を踏まえて議論を深め，論旨等必ずしも明確でなかった部分について整理し，また，第三者評価機関に関するあり方などについて具体的記述がなされ，「答申」としてまとめられた。その結果，全体として「中間まとめ」で提示された方向性は「答申」においてより明確化，具体化されたが，基本的な方向性についての修正はなかったと理解してい

る。

引続き同課長から、「答申」の中の評価に関する部分（「4. 多面的な評価システムの確立」）についての「中間まとめ」との相違点について配付資料に基づき説明があった。その主な点は次のとおり。

- 答申全体を通じて、社会的存在としての大学の責任、活動状況を明らかにしていく必要性が明確に記述されているといえるが、総論のところでは、改めて社会的存在としての大学の責任と、より透明性・客観性の高い第三者評価を推進し、広く社会に公表することの必要性を書き加えた。
- 評価の対象については、4年制大学及び大学院とし、当面、短大・高専は対象としないことを明示した。
- 自己点検・評価の実施と結果の公表及び学外の第三者による検証を大学の責務としていたのを、自己点検・評価の実施と結果の公表を大学の義務とし、また、学外者による検証を大学の努力義務として位置づけるという形に整理した。
- なぜ自己点検・評価の充実を不断に進めていかなければならないかということについての論拠を明確にするため、現在行われている自己点検・評価は必ずしも十分ではないということを記述した。
- 第三者機関の位置づけについて、「中間まとめ」では、括弧書きで、たとえばとして大学共同利用機関と同様の位置づけであったのを、大学関係者の参画を得て運営を行い、その専門的な判断に基づき自律的に評価を実施する機関として、大学共同利用機関と同様の位置づけとするとし、その設置形態の考え方をはっきり示した。

- 第三者評価機関による評価は、本来各大学が行うべき教育研究活動の質的充実や国民に対する説明などの取り組みを一体となって促進する性格を有するとし、第三者機関の性格を書き加えた。
- 第三者機関による評価については、その結果が各大学にフィードバックされることにより、教育研究活動の個性化や質的充実に向けた各大学の主体的な取り組みを支援・促進するものであり、また、社会的貢献などを含む多面的な教育研究の活動状況を明らかにし、その成果をわかりやすく社会に示して公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて国民の理解と支持が得られる役割を果たす旨、その意義を書き加えた。
- 第三者機関による評価の内容、方法等について、各大学・学部等の目的や将来計画なども考慮しながら、教育研究活動等、各大学の個性や特色が十二分に発揮できるよう多面的な評価を行うことが適当である旨、書き加えた。
- 資源の効果的配分と評価について、「中間まとめ」では、評価にあたっては数値等に基づく客観的評価によることが基本となるとの記述であったが、数値だけでなく幅広い評価をしていく必要があるという議論があって、定性的な側面を評価していく工夫が必要という記述に改めた。
- 第三者機関による評価が国立大学の予算配分に際して参考資料の一部として活用されることが考えられる旨新たに書き加えたが、国立大学の予算配分に責任をもつのは資源を負担する国であり、したがって国の予算配分に対しての第三者機関の評価は、あくまで参考資料の一部として活用される関係であるとい

うことである。

以上のような説明があったのち、引続き、大学審議会答申を受けての今後の文部省の対応について次のように説明があった。

答申を受けての今後の対応であるが、法律改正に当る事項については、来年1月開催の通常国会に改正法案を提出し、提出したのち準備期間等も踏まえて平成12年4月から実施されることを想定して準備に当たっているところである。ただ、第三者機関については、今回の改正法案には盛らずに、創設に向けての準備を踏まえて、一步遅れて再来年1月の通常国会に機関創設の改正法案を提出することになろう。そこで改正が認められれば、平成12年度から機関設置ということになるが、新たな機関が設けられることになるかどうかは、創設に向けての準備過程で、総務庁等とも協議し、また、関係者のご意見もいただきながら進めることになる。

以上のような説明があったのち、次のような意見交換があった。

- 第三者という言葉の意味は何か。
- 第一者というのは大学自らということ、第二者というのはピア・アレビューということ、第三者というのは大学から離れた第三者の立場にあたるということになろうかと思う。
- 外部評価という言葉でなく、第三者という言葉を使うのはなぜか。
- 大学審議会の整理としては、第一評価、第二評価、第三評価ということで、まず、自己点検・評価が基本になる。その自己点検・評価のカテゴリーの延長として、大学が学外者を選考委員に選んで学外者に検証して貰うといった場合、それを外部評価という言葉で言い願っている。それに対し、第三者評価とい

った場合、それは大学とは別の独立した機関による評価ということであり、独立した目で評価し、評価者についても評価機関が自ら選ぶということである。

- 大学に個性化、多様化を求めながら、それぞれの大学の努力によって設定される存立目的とは関わりなく、第三者が大学を評価していくという考えか。そうであると、今までの外部評価の方が遙かに存立目的に合った評価を受けられるのではないか。
- たとえば、イギリスの大学評価機関では、教育評価については、提出書類に基づき当該大学の目的、目標に照らしてその達成度を測っている(達成度評価)。評価機関が評価を行うことについて、各大学の目的、目標との関係をどう捉えるのか、全国的な水準とか、国際的な水準との比較でどう捉えるのか、それから、大学改革、学術研究の面で一般的に求められていることとの関係をどうするのか、評価尺度をどう整理し、評価項目、評価の指標として何を選んでいくか、ということが難しいところだが、教育研究の専門的判断とか、的確なノーハウに基づくということが、一つの大きな条件であろうというのが大学審議会の考え方である。
- 答申の「資源の効果的配分と評価」のところで、第三者評価機関による評価について、評価委員による評価も加味するとあるが、第三者機関は単なる数字だけでない、もう少し総合的な評価ということをめざしているのではないか。その場合、この評価委員はどう関わるのか。
- それについては、まだ審議会では決まっていなかったが、評価機関の中に、たとえば、専門分野別に専門委員会のようなものができるのでは

ないかというイメージをもっている。

- 一般的な評価のプロセスの中に、それがどう組み込まれるのか。総論的にどうか、在野的に関わりあうのか、あるいは具体的、個別の評価に関わりあうのか。また、その評価委員はどのようにして選考するのか。これはやり方如何によっては制度が柔軟化するから大変いい面と、場合によっては大変危険な面も出てこよう。
- 評価委員による評価点を加味するというのは、方法を言っているのであって、後段で、過去の業績、教育研究の改革への努力、将来への展望などについて定性的な側面を評価していく必要を述べ、こここのところは、定性的な側面を評価するためには、やはり、評価委員の判断を入れていくことも必要ではないかということで、一般論として書かれているものである。第三者評価機関における評価の手法、あるいは内容等は、これから具体的検討が進められることである。
- 評価は必要である。しかし、How が問題である。そこは第三者機関も含めて今後の問題と了解するが、その How という点について本委員会は重要な役割をもつと思う。ただし、法制化まで時間があまりない。各大学の目標というのは多種多様であり、それをきちんと評価できる機関を作っていけるかどうか最も気になる点である。
- 第三者機関というのは、国大協と無関係でできるのかどうか。共同利用機関にはいろいろなタイプがあるが、私がイメージしていたのは大学入試センターのようなもので、その運営は国立大学関係者の間から選ばれた者により行われると考えていた。かつて大学入試センターがつくられたときは、国大協側がリ

ーダーシップをとったが、今回は文部省側がリーダーシップをとってつくるのか、そこが問題だ。

以上のような意見交換があったところで、委員長から、前回その設置をご報告した「大学評価に関する研究グループ」及び「同ワーキンググループ」の審議状況についてご報告しておきたい旨述べられた。

(2) 「大学評価に関する研究グループ」及び「同ワーキンググループ」の審議状況について

文部省岩本企画課課長補佐から、研究グループ及び同ワーキンググループにおける審議状況について、概ね次のような説明があった。

研究会は、9月11日に第1回の会合が開催され、ここで今後ワーキングチームの設置を決めたほか、外国の大学評価システム等の勉強を行った。その後、ワーキングチームは3回の会合をもち、今後の研究調査の進め方について議論した。その結果、配付資料のような形で今後ワーキングチームで詰めていくことになった。研究会は平成10年度、11年度2年の研究になり、平成11年度で全体的な方向を出していくことになるが、評価システムの基本部分については、平成11年4月以降設置する大学評価機関創設のための準備委員会に繋げられるよう、できれば平成11年3月末までに議論を深めておきたいという考えである。それで、調査研究の進め方としては、①大学評価機関の性格・設置形態、評価の内容・方法等、大学評価機関の具体的な構想の検討、それと並行して、②大学に対する機関調査・有識者への意識調査・外国事情調査等の調査・分析作業を行い、そのうえで、③報告書の作成、配付という手順が考えられている。

引続き、委員長（研究グループ代表）から、次のような補足があった。

科研費の研究グループがめざすのは、大学評価のあるべき姿を詰めるということではなくて、いくつかの方法論を併記する形をとることになるのではないかと考える。いずれにしても、第三者機関がどのような形になるか大学関係者の中で心配される向きが少なくないので、特に私から研究会に、今後研究を進めていくうえでの留意点として、別紙(「第三者評価機関による評価にあたっての留意点」)のような方針(○第三者機関による評価は、学部・学科の教育・研究を鼓舞し、活性化するものであること、○評価システムは、大学の教育目標や特質、また大学の自立性に十分配慮し、画一的にならないこと、○評価結果について、被評価機関による意思表示の機会があること、等)を申し上げてご了承いただき、これを念頭に今後作業を進めていくことにしている。

ついで、次のような質疑応答、意見交換が行われた。

- 評価の目的は、大学の研究教育活動をいかに活性化し充実させていくかである。これを受け止めて国立大学が自ら改革に取り組めるような裁量権の獲得ということについて、国大協として何らかの形で意思表示する必要がある。評価を、単に次年度の予算の増減だけに使うのではなく、これをベースに学長、学部長がリーダーシップを発揮され改革を進めることができるようにすることが大事と思う。
- 第三者評価機関設置についての法制化については、どの法律にどのように記載されることになるのか。
- 第三者機関を大学共同利用機関と同等の位置づけとした場合には、それが新設ということであれば、国立学校設置法にその機関の名称、位置、役割等を記した新たな条文が必要

になり、また、既存の機関の拡充改組ということであれば、その部分の条文を改正することになる。

- 答申には、予算配分に第三者機関による評価を一部反映させるという考え方が示されているが、今は国立大学の予算は積算校費ベースで配分されている。重点的に配られている部分は、高度化推進経費等若干あるが、大部分は費目に応じた配賦がなされている。評価の結果を予算配分の一部に反映させるとすれば、具体的にどういうものが考えられているのか。
- そのところは、具体的には今後の問題である。たとえば、イギリスでは研究、教育面で予算配分にあたって評価機関の評価がどれほど考慮されているのかということ、全体予算の5%程度のようなものである。評価を予算配分にどの程度反映させるのがよいか重要で難しい問題だ。

(文部省退席)

(3) 今後の審議の進め方について

委員長から、大学評価のあり方に関する今後の審議の進め方についてご意見を伺いたい旨述べられたのち、次のような意見交換が行われた。

- 本委員会は本委員会として検討を進めていきながら、必要に応じて科研費の研究グループに意見、要望を申し上げ、また、文部省にも法制化していく段階で適宜、国大協あるいは本委員会の考え方を述べていくべきと考える。
- 今回の大学審議会答申全体の隠れた主役は行革と国立大学だと思う。国立大学が改革を迫られているということで評価の問題が出てきているわけだが、第三者評価ということについて公私立大学にも枠を拡げる話は当初か

らあった。しかし、国公立大学を一括して評価する機関をつくることは考えにくいことである。なぜなら、評価については、透明性、客観性が強調されているが、私立大学の場合、評価によって明らかになってくる数字は決して自分たちに有利な数字ではなく、乗りがたい。公立大学は乗ってくるかもしれないが、公立大学の中には国立大学に比べて高い経費を使っている納税者に対して問題がある大学が少なくない。そうなると、第三者機関というのは、国立大学だけのためのものと思った方がよい。そこで、国大協はどのような形で自分達がリーダーシップを握るかということを考えていく必要があると思う。大学入試センターは、かつては国立大学の共同利用機関であり、国立大学関係者が全部運営委員となっていたが、私立大学も利用するようになってその関係は変わり、国大協はユーザーの一人としてしか発言できなくなった。大学評価機関もそのところがはっきりしないと、誰がコントロールするか分からない組織にならないかということが懸念されるので、国大協としてどういうコミットの仕方をするかよく考え、態度を明らかにする必要がある。

- 第三者機関について議論する土俵が、エージェンシー化があることを前提とするか、全くないことを前提とするか、それを想定することは難しい。実際、評価がどういう効果があるか考えると、実は、設置形態の如何によって効果が違うということが当然考えられるから、どうしても設置形態の問題は問題にせざるを得ない。
- 第三者機関の問題について国大協がもっとリーダーシップをとっていきべきということであるとすると、この委員会が、リーダーシ

ップをどのようにとっていったらよいかということ、いろいろ議論しなければならない。

- 今回の答申が総花的ということもあって、教官層の問題認識は深まったようには見えない。学部長レベルでも評価の議論がどういう方向で進んでいるか理解が薄いように思える。国大協としてのリーダーシップということも勿論大事だが、各国立大学の中での議論、理解を深めていくことも重要だ。
- 第三者機関をつくるということについて国立大学が自分達の問題だという理解がないのではないか。リーダーシップを握れというのは、国大協としてこの問題をどう理解し、だから、こういうことをやってもらっては困る、こういうことを是非やってほしいということをはっきり言わないと、個別に言っているのでは駄目だと思う。もっと各学長は危機感をもっていただかないといけない。
- 学長は危機感をもっているが、それは自分の大学は蚊帳の外にされるのではないかと、不利な評価をうけるのではないかと、ということでの危機感はある。
- 文部省としては、政権与党の動きを無視することは難しいところであろう。独立行政法人化にしても、大学改革の問題にしても、政治のレベルでは専ら行革の一環として議論されているのが状況である。もし、我々が期待するものと全然違う形で評価機関ができるのであれば、むしろ今のやり方の方がよほどよいという話になる。そのへんで政治の方は動いてくるし、時間がない。第三者機関は、どこが一体、どういう立場でどういうようにやるのか、国大協としてははっきり意思表示しなければならないのではないかと。
- 第三者評価機関の構想が国立大学にとって

最後のチャンスと思っている。国の財政もGDPの10%は赤字だから、途轍もない状況になっている。だから、世間、政治家に対し、国立大学はリーダーシップをとって第三者機関をつくって自主的に相当なリストラをやるのだということが説明できる形にもっていくことが必要だ。答申は玉虫色の観を免れない。曖昧なまま留まっていると、政治家から、独立行政法人か別の方法でやるかは別にして、将来的に国立大学にとり苦しい状況がもたらされると思っている、この委員会でやるのかどうかは分からないが、第三者評価機関について、その理念を含めて積極的に議論していくことをしないと時代の流れに対応できない。

- 私立大学は、少子化が進む中で生き残りをかけて必死である。それに比べて国立大学は安穏としているように見られている。だから、第三者機関による評価が必要なのか、それとも市場原理にまかせて独立行政法人化にもっていくのか、やはり何らかのことをどこかで出していないといけないが、どういう議論になるかによって国大協そのものの存在が問われることになろう。概ね以上のような意見交換があったのち、委

員長から、今後の審議の進め方について次のように諮られ、了承された。

本日のご議論としては、答申の第三者機関の設置は、現在の国立大学を取り巻く諸情勢からみて、これを積極的に受けとめるべき、また、このことを国立大学の教員に理解、浸透させていくことが必要、それから、第三者機関の創設に向けて国大協側から文部省に積極的に提言、要望をしていくべき、といったことがご意見の大勢であったかと思う。

については、本日のご意見を踏まえ、国立大学として、第三者機関にどういう対応をしていったらよいか、資源配分の問題を含め、答申の「多角的な評価システムの確立」の具体化に関し、委員長のもとで少し項目を整理のうえ、それについて各委員にアンケートによってご意見を伺い、その結果をもとに次回議論いただくことでは如何か。

以上をもって本日の議事を終了した。

訂正：前号(第162号)の大学評価に関する特別委員会(平成10年8月31日)議事要録中、出席者名に鈴木委員の名前が漏れておりました。お詫びして訂正いたします。

大学評価に関する特別委員会

日 時 平成10年12月22日（火） 10：30～13：10

場 所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

丹保，四ツ柳，鈴木，中嶋，松尾，丸山，有本，立川，内田，田中，天野各委員

伊藤専門委員

（文部省）岩本企画課課長補佐

阿部委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から，本日の議事進行については，①去る11月11日，12日開催の総会における評価についての議論，及びそれに関連して，文部省に「第三者機関」についての要望書を提出したことの報告，②科研費による研究グループにおけるその後の研究の状況報告，③大学審議会答申「多元的な評価システムの確立」に関し各委員に意見照会した結果のまとめについての報告を行い，そのあと，④本委員会としての審議の進め方についてご協議いただきたい旨述べられた。

〔議 事〕

◎ 大学評価のあり方について

(1) 報告事項

1) 総会への委員会報告及び「第三者機関」についての要望書の提出について

委員長から次のように報告説明があった。

過日総会が開催され，総会に本委員会として報告したことは，①第三者評価機関設置の提言が大学審議会答申に盛り込まれた。第三者評価機関による評価の主たる対象は国立大学であるが，その具体像は不明である。この機関は，文部省から一定の距離をおいた大学共同利用機関と同様な機関として西暦2000年をめざして創設準備に入っている，②私が代表となって，科研費に

よる「大学評価機関に関する研究グループ」をつくった。これは文部省の勧めもあってつくったものであるが，この中には本委員会のメンバーが6名入っており，両者は実質的な連携関係をもつようにしたい。第三者機関をめぐる大学関係者の間で心配する向きも少なくないので，私の個人的見解として，研究グループに，研究にあたっての留意点について申し上げ了承を得た。また，研究グループでは，第三者機関について，いくつかわが国に適した形を追求していくことになるが，最終的に一つに絞込むことはしない可能性が高い，③本委員会は第三者機関に対する対応だけでなく，大学評価のあり方について幅広く論議を進めていくことにしている。去る11月4日開催の委員会では，「国立大学の存在意義と役割を社会に知っていただくよいチャンスではないか。したがって，国立大学としては積極的に対応していくべきである。国大協は第三者機関の設置に際してリーダーシップを発揮すべきである」というのが意見の大勢であった，旨報告した。

以上の報告に対し，全体として特にネガティブな意見はなく，むしろ積極的に支援する意見をいただいた。そこで，会長，副会長とて語り，文部省に第三者機関の具体化に関する要望を行うこととし，この旨総会の了承を得て別紙の要望書（「大学審議会答申「21世紀の大学像と今後

の改革方策について」の「評価と情報収集・提供、調査研究の第三者機関」の具体化に関連する要望書])を作成のうえ、これを佐藤事務次官、佐々木高等教育局長、工藤学術国際局長あて提出した。

2) 「大学評価機関に関する研究グループ」における審議状況について

文部省岩本企画課課長補佐から、初めに、第三者機関に係る概算要求に関し、第三者機関の創設準備が認められれば、来年度において創設準備室を設け、室長として教官（教授）及び主幹として事務官を置いて創設準備に当たることになる。平成13年1月に中央省庁改革の新体制に移行する予定だが、そのときまでに間に合うように第三者機関設置の準備を進めたい旨述べられたのち、研究グループの審議状況について、概ね次のように報告説明があった。

研究会は、大学審議会答申をうけて以後、11月2日に本委員会を開催し、答申についてのヒアリングと、調査研究の事項・方法を巡って幅広い議論が行われた。その後、WG(11.9, 11.18)で、評価システムや機関のイメージについてフリートーキングを行い、その状況を本会合(11.30)に報告した。何分、評価については、わが国でこれまで例がなかったことなので、イギリスをはじめ、これを実施している各国のシステムの特徴などを参考にしつつ、わが国の実情に沿ったシステムを考える必要があろうということで、慎重に検討が進められている状況である。研究会のこれまでの検討状況を整理したものを資料として配付してあるので、それに沿ってご報告したい。

研究会では、第三者機関の具体的な形態については、絞り込むことなく選択肢をもった形で提示したいという考えのもとに進めようとしてい

る。評価機関の基本的性格、必要性等の議論については、答申で詳細に記述されているので、それらを踏まえて進めることにしているが、基本的な考え方として3つのタイプが考えられる。その一つは、情報バンク型（各大学の情報を収集しそれを集約して国民に示していくことに重点をおく）、二つ目は、集合型（これから各大学がどのように自己改革とか質の向上に取り組んでいくのかということについて評価者が踏み込んで評価し、結果を出していくパターン）、もう一つは、パフォーマンス・インジケータ型（達成度指標のようなデータを多く集めてどの程度達成されているかを分析して明らかにしていく）である。いずれにしても、答申で示されている趣旨の主眼は、いわゆる自己改革支援推進型と捉えている。

評価の内容・テーマについては、答申で、教育面の評価、研究面の評価、その他社会貢献や地域社会や産業界との連携等を含め幅広く捉えていく評価が必要なのではないかと提言をいただいているので、それを踏まえた評価の内容・方法を考えていくことになろう。また、評価の対象については、機関評価ということになるが、それをあまり形式的に捉えることは極力避けるべきである。たとえば、教育機関であれば、教育機関として求められている諸要素について個別に評価していくことになろうが、そのあと、それらを総合的に評価結果を出していくというアプローチと、そうではなく、それぞれ特性、個性、その大学のポリシー等に照らして評価結果を出し、改善の必要があればそれを示し各大学に受け止めていただくといった考え方も出されている。その意味では、安易なランキング、安易な評価結果で捉えられないようにするにはどうしたらよいかということが研究さ

れている。

評価項目について、資料に示されているのは、あくまでもイメージ・タキ台であり、おそらく、全体的にどのような観点から評価していくのかということが、評価の趣旨、機能の点から導き出されたのちに具体論をつくっていくことになると思う。

評価尺度については、まだ議論が進んでいない。評価結果の出し方についてもまだ十分議論されていないが、一つの観点として、定性的評価があるのではないかと、また、分かり易い評価結果の出し方として、たとえば段階的評価の検討が必要ではないかなどの議論がある。

評価の指標については、議論の難しいところがあり、どのような体制で進めていくのか、目下のところ、機関の組織体制の方が先に議論されている。それが、資料「研究会の検討状況と今後の進め方について」1-3-⑥(評価者)、⑦(評価活動・プロセス・実施体制)にかけて関連してくる部分である。

評価者については、イメージとして、評価機関の常勤教官が行うのではなく、一案としては、親委員会として評価委員会を設け、そこは評価システム全体について最終的な決定とか、個別の評価結果についても最終的責任を負う、同時にピア・レビューの部分については、専門委員会を相当な数構成してやっていくことが考えられる。評価委員会のメンバー構成としては、大学の特性を捉えて、大学の質の向上に繋がるような評価でなければならないということで、当然大学関係者が大半になってこようが、社会の側からの多角的な観点を評価システムに取り入れる必要があるため、外部の人材登用も考えなければならない。また、ピア・レビューについても、殆ど9割方は大学関係者になるかと考え

るが、外部に適任者がいれば加えていくことになるだろう。

評価活動の進め方については、国立大学だけでも相当多いので、こまめに回って実地調査をできるのか、資料の収集、ヒアリング、調査は何のために個別にやるのか、どのような情報が真に必要なのか分析し絞る必要がある、という議論がある。

評価事業の透明性の確保ということでは、評価者の氏名は、場合によっては評価を終了したあと公表していく必要がある。それから、評価の手法については、答申で教育評価について提案(「各大学の教育目標に照らし、実際の教育課程や授業の設計、成績の評価など教育方法が適切で責任のあるものとなっているかなどの観点について、各大学が行う自己評価などを基に評価を行うことが考えられる。’)がなされているが、メカニズムとして、自己評価とか授業評価の結果がどの程度教育の改善にフィードバックされているか、といったことの評価、また、具体的改善方策の実施状況の評価ということも考えられるのではないかと。研究活動の評価については今後の議論に期待している。

研究会では引続き議論を進め、今年度末(平成11年3月)までに研究成果を「中間報告」としてまとめ、これを来年4月に発足予定の第三者機関の創設準備委員会の参考に供することにしている。それとともに、諸外国における大学評価についての調査を進めていくことにしている。調査対象として挙げられているのは、今年度、イギリス、フランス、オランダなどであり、来年度、アメリカ、韓国、ドイツなどである。

以上のような報告説明について、次のような質疑応答、意見交換があった。

○ 第三者機関による評価についての基本方針

として、自己改革支援推進型を考えているというのは結構と思う。その場合、自己評価の部分をもどの程度取り入れるのか。かなりの重みをもって取り入れられることを期待したい。

- 自己点検・評価の報告書等既存のものを利用するのか、それとも、イギリスで行われているように自己点検・評価を一定のフォーマットにもとづいて行うのか、これからの議論になるかと思う。
- 第三者機関というのが、大学が今まで行っている自己点検・自己評価とまったく切れた形で評価するのではなく、連続性をもち、大学が主体的に自分の大学を良くするよう追求していくことが大事だから、自己改革を中心にしてそれを支援していくというのが研究会の意見の方向ではないか。
- 自己点検・評価を行うようになってまだ10年程度であるから、点検をやっているが評価が十分でないということもあろうから、評価の方法論を鍛えていくことも必要である。第三者機関については、サンクションのもち方とか資源配分の問題は必要なことだが、やり方によっては、大学のやる気を失なわせることにもなりかねないから、そこは長い目でみて、日本の大学の質の向上に繋がるよう支援していくということを大事に考えなければならぬ。国立大学は評価でターゲットになっていて、オートノミーとアカウントビリティの関係でいえば厳しい状況に晒されていることを自覚して、積極的に自らを良くしていくという意識改革が大事であり、そのへん歩きながら定性的にやっていく、というのが何回かの研究会をもって重要になってきているのではないか。

○ 今まで各大学が自己点検・評価をやってきたことは決して無駄ではなかった。しかし、丁度転機にかかっている。いま、私の大学では自己点検・評価について全学委員会でやり方を変える方向で検討している。

- 自己点検・評価について、どのレベルでどの程度のことをやるかということが大変である。規模の大きな大学で大学全体の自己点検・評価に深く関わった経験でいうと、各グループの機関がそれぞれ自分のところのいいところだけを出して(辛いことは出てこない)PRし、膨大なエネルギーを使いながら、結局まとめはきれいごとに終わった。
- 自己点検・評価は、各部署のPR合戦に墮する可能性がある。そこで必要なはある種の方法論(物指し)が必要。たとえば、大学院なら大学院の志願者がどのくらいあって、実際の受験者がどのくらいあり、入学者がどれだけ学位を取っているか、ということなどは一つの尺度になる。それはある意味でマーケットの評価も取り入れることになるかもしれない。それだけではいけないわけで、いろいろな物指しを開発していくということから、自己点検のあり方を考えていただければと思う。

それから、独立行政法人化は取り敢えず5年間は当面の大学改革をみたらうで、改めて結論を出すということになったが、評価は独立行政法人化の有無に関わりなく必要だ。基本的には第三者評価機関については賛成であるが、ただこのところ、状況がポリティカルに変ってきているので、評価のやり方如何によっては独立行政法人化を促進する方向にもっていかれる危険性もある。

- 行革サイドの方から昨年来いわれてきてい

ることは、端的に言うと、今の国立大学の設置形態ではきちっとした評価システムが出来ない、法人化タイプの方が改善できるという主張が厳しくなされてきた。それに対する反論として、きちっとした評価システムをつくりたい、現行の設置形態でもそれは可能であると主張してきた。その結果、それが盛り込まれた。政府部内の上層部では、国立大学の独立行政法人化を含めた設置形態の問題について平成15年までに結論を得るということになっているようである。そこで、15年までに結論を得る前に、現行設置形態において大学改革ができるのかどうか、それができなければ独立行政法人の制度を設けてもいいのではないかということになる。つまり、独立行政法人の制度設計にもメリット、デメリットがあって、それとの闘ぎ合いが15年までの結論を得る段階まで議論が続いていくのだと思う。

- 独立行政法人化の問題は、要するに国立大学の研究教育が活性化されていない、資源が効率的に使われていない、だから、もっと資源の効率化を図って研究教育を活性化させるには独立行政法人がいいのだという論理である。政治的な論理は、国家公務員の定削だ(それは理念ではない)。もし理念がありうるとすれば、資源が有効に使われていないということになる。それは国立大学の教官の中にも支持する意見があって、調査によると、今のままでいいという人は約25%程度である。30%の教官は一部にしる全部にしる国立大学の設置形態を変えるべきだという。この傾向は研究大学に強く、特に理工系と医学部では強い支持がある。そういうように大学の内部でも不満がある。翻って、評価の方も、それをやったならば研究教育を活性化し大学改革を

促進すると言っているが、資源配分の仕組みを今までと同じようにしていたのでは活性化は起こることはない。それぞれの大学が評価に基づいてフレキシブルに物的、人的に資源を再配分できる、つまり、リストラできるように仕組みをつくらないと、評価をやっても行革が期待しているようなことは国立大学には起きない。それは、今の予算配分は、大方の部分は、学部、講座単位で組み立てられており、これを今後学長の権限を強化することになっているが、僅か5年で資源の配分を流動的にできることにはならない。そうすると、評価をやったが国立大学は何もよくなるまいという評価になる危険性がある。この評価機関にどういう期待がかけられるかという場合に、これほどオーバーオールに、いろいろ項目を挙げて評価することがこの機関の使命なのかどうか。むしろ、ここは、たとえば、教育評価なら教育評価ということに絞った方がよいのではないか。

概ね以上のような意見交換があった。

3) 「多元的な評価システムの確立」(平成10年10月26日大学審議会答申)の具体化の取組等に関する意見

伊藤専門委員から、予て委員長名をもって各委員に照会していた「多元的な評価システムの確立」(大学審議会答申)の具体化の取組等に関する意見の集計結果について、配付資料をもとに報告説明があった。

質問項目等は次のとおり。

① 自己点検・評価の充実

i. 「答申」に対する意見

* 自己点検・評価の実施及びその結果の公表について

* 学外者による自己点検・評価の検証に

ついて

*自己点検・評価の実施単位、対象について

*自己点検・評価の整備等について

ii. その他の意見

② 第三者評価システムの導入

i. 「答申」に対する意見

ii. 「教育評価の在り方と第三者評価機関の役割」についての意見

iii. 「研究評価の在り方と第三者評価機関の役割」についての意見

iv. 「その他」の意見

③ 資源の効率的配分と評価

i. 「答申」に対する意見

ii. 「その他」の意見

④ 国大協・大学評価に関する特別委員会における検討の進め方

(2) 今後の審議の進め方について

委員長から、今後の審議の進め方についてご意見を伺いたい、また、ただいまの報告に付加的なご意見等があれば伺いたい旨述べられたのち、次のような意見交換が行われた。

○ これから少子化が進むが、私立大学は経営の危機意識もあって、ある意味ではコンペティティブになっていくときに、多額の国費を注ぎ込まれている国立大学がどういう対応をしようとしているのかタックスペイヤーにはよく見えない。大学の側からすれば、改革をしようとしても今の予算の配分その他に縛られて思うようにできない。こういう行き詰りの状況をどう打破するか、そこを考えるのが国大協の使命だと思う。そういうとき、どうも独立行政法人の方に進みそうだから、どうやってそれにバリアをつくって国立大学を保護するかということをお考えとしたら、

国大協の存在自体が問われよう。国大協として、国立大学総体として、将来の高等教育あるいは大学院教育も含めてどういう形であるべきか、評価をしたのちにどういう改革をするかの展望を出し、そこに向けて評価の第三者機関で、場合によっては大学の数を絞ることもあり得るくらいのことを言えば、独立行政法人化に対抗できるようなインパクトになると思うが、どうか。

○ ある意味で我々は行革法で縛られているところがある。本来なら、これから国が税金でカバーすべきものは何か提示すべきはずのもの。ところが現実には、行革法は、基本的縦割を残したまま、切れるところは切ろうという形になっていて、新しい公の役割、税金の役割が十分再編されていない。そういう枠組みの中で国なり税金は教育をどう負担するかといった肝心の議論が行われることなく、決められた枠に縛られて我々は議論しているように思う。そこを打破できることが望ましいが、残念ながら難しい。

○ 自己点検・評価については、大学によって相当理解と経験の蓄積が違っているということが事実としてある。点検について、もし評価機関によりある種の項目とある種の手法の類を提示していただけて、それが下敷になってということであれば、それなりの有効性を発揮することと思う。私の大学では、2年ほど前からベタの点検は止めていて、大学の弱点を拾ったうえでデータとして展開して、どうしたらその穴を埋めて新しくいけるのか、伸びようとしているところをどうしたら伸ばしていけるかというような項目を選んで、少ない項目の点検をやり始めた。だから、ここで（研究会）言われているような、初め

の段階ではアクレディテーションであり、もっとあとの段階になると資源配分のある種の尺度というところに使うことになる、自己点検というものと、第三者機関が多分やるであろうと思われる評価の方法とはかなり離れたものになってくる可能性がある。

もう一つは、大学のあり方を次の世紀に向けてきちっと議論しなければならないであろうということで、国大協の中でアカデミック・カウンシルの話が出てきているが、国立大学のシステムの中でどの部分が成長であり、どの部分が不足であり、どの部分がマネリであるかということについて自分たちで評価するシステムが必要と思う。そういうものに第三者評価システムを使えるかどうか。

- 大学改革の結果をみたくて設置形態のあり方を検討すると言っても、行革推進本部の人は評価しないということがある。大学改革というのは、不断の努力で常にやっていかなければならないことだが、今回特別に声高に大学改革と言っているのは、行革の一環である。それとの関連で評価というものが位置づけられなければならないし、この視点をもっと出てこないといけないと思う。
- 悪くすると、第三者評価が独立行政法人化への水先案内になる危険があるのではないか。個人としては意見もあり、ジレンマがあるが、やはり5年後に独立行政法人化になっ

ては困る。本気で我々の手でリストラをやるとなれば、国立大学は大きな血を流さなければならぬ。たとえば、教員養成課程の入学定員5千人削減計画が既に始まっている。少子化の時代を迎え、国立大学の定員再配分といったことも行政の手でなく、我々が自主的にやるべきかどうか本当に議論が必要である。このままでは将来的には国立大学の定員割れが出てくる。そういうことを睨んで、我々としてやるのかどうか、そういうところに差しかかっていると思う。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のようにWGの設置について提案があった。

第三者機関創設に向けた準備委員会が来年4月に発足することになっていて、科研費の研究グループの方の議論が進んでおり、本委員会として少しピッチをあげて議論したいところであるが、頻繁に集まるのが難しいということもあるので、この際、WGを設けることを提案したい。お認めいただければ立川委員にその座長をお願いしたい。また、WGの人選については委員長と座長とで相談させていただきたい。

この委員長提案について、異議なく了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第2回) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日時 平成10年10月9日(金) 10:30~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

岡本, 兵藤, 中西, 伊藤(公), 伊藤(才)各委員

佐藤委員長主宰のもとに開会。

初めに, 委員長より次のように述べられた。

第1回「国立大学協会50周年記念事業準備委員会」(以下, 準備委員会と略す)において, 今後, 話を詰めていく過程で必要な種々の資料作成を国大協事務局にお願いしたが, 本日はその資料について事務局より説明いただき, 審議を進めていきたい。

〔議事〕

1. 国立大学協会創立50周年記念事業について

(1) 記念式典の日時・場所について

伊藤(才)委員より配付資料「記念式典の日時について(案)」「国立大学協会創立50周年記念行事招待者名簿(案)」に基づき, 記念式典の計画の説明があった。

これについて協議した結果, 次のような方向で更に計画を煮詰めることとなった。

第一に, 記念式典の日時については, 総会2日間を終了した後3日目に記念式典を挙げるという案も提出され検討されたが, 学長等は多忙であるため, 2日間で行うことが望ましいとの結論となり, 事務局で計画を更に煮詰めることとなった。

記念式典の日時等は, 以下の通りである。

平成12年11月14日(火)

10:00~17:00 総会

平成12年11月15日(水)

10:00~12:00 学長懇談会

15:00~16:30 記念式典〔開会の辞, 会

長挨拶, 祝辞, 記念講演,
閉会の辞〕

17:00~19:00 祝賀会

平成12年11月16日(木)

10:00~15:00 事務連絡会議

第二に, 記念式典の場所については, 招待者数が多くなればホテルでの開催も検討するが, 現段階では, 如水会館の大会場も学士会館と同規模のため, 会場移動のない, 学士会館を利用する方向で検討を進めることとなった。なお, このようなタイム・スケジュールで実施可能か, 具体的に学士会館とも相談する。

第三に, 記念式典招待者については, 国大協事務局は平成元年以降国大協と係わりを持った者という基準で原案を作成したが, ①出席いただけるか否か判らないが, それ以前の学長にも記念式典を知らせた方がよい, ②「創立30周年」時を一つの区切りとして, 昭和55年以降に就任した学長を原則として案内状は送付したらどうか, ③対外的にも招待者について十分説明できるよう基準を設定する, 等の意見が述べられ, 何処で線引きするか難しい問題だが, 次回迄に招待基準を作成することとなった。なお, 配付の招待者名簿案について次回迄に各委員に検討いただくこととなった。

(2) 記念事業歳入・歳出予算について

伊藤(才)委員より配付資料「創立50周年記念事業歳入・歳出予算(案)」(経費は平成10年度~12年度にわたり, 1,000万円を積み立てる)に基づき, 説明があった。

これについて協議の結果、①記念史出版費は300万円で可能か、②執筆謝金は原稿作成の難易度等を配慮する必要がある、等の意見が若干あった後、基本的に了承された。

(3) 記念品について

佐藤委員長より次のように述べられた。

去る9月24日開催の常務理事会では、エンブレム作成の件は正式決定に至らず、10月23日開催の理事会に諮ることとなった。

これについて協議の結果、理事会で決定すれば、①50周年の銘を入れる、②色違いにする、③サイズを大きくする等、流用する方向で考えていくこととなり、次回準備委員会で改めて検討することとなった。

2. 国立大学協会50年史の編集方針について

伊藤(才)委員より、前回準備委員会で事務局に作成依頼のあった件について、配付資料「国立大学協会年表(案)」「調査報告書等一覧表(委員会別・年月日順)」「意見・要望書一覧表(委員会別・年月日順)」「50年史の歩みの柱項目」に基づき、説明があった。

これについて、概ね次のような意見交換があった。

- 本日の配付資料を参考として、昭和55年以降に絞り、現在の視点から見て、取り上げる必要のあるテーマを検討し、当時係わった方にエポック・メイキングな出来事について執筆を依頼したらどうか考えるが、どの程度に絞るが難しい。
- 高等教育史の専門家に相談したが、仮に依頼されたとしても、国大協編『文化学術立国をめざして—国立大学は訴える—』(平成7年発行)でほぼ問題は尽きており、ある種の国大協見解としての方向性も出ているので、こ

れ以上のことを書くのは難しいと言われた。

- エポック・メイキングな出来事は、まず「50年の歩み」が出来あがって、その中でもう少し膨らませた方がよいテーマについて、当時係わった方々に執筆をお願い出来れば最適であるが、それは時間の関係で難しい。
- 「50年の歩み」の執筆は大変な仕事であり、分担執筆は困難である。教育史の専門家で関心のある人を探す方法もあるが、これは原稿内容の調整は難しい。外部の編集者に依頼する方法もある。
- 外部の専門家に依頼するとしても、具体的に執筆の観点・方針を明確に指示し、依頼することが必要である。「大日本印刷」「凸版印刷」「ぎょうせい」は専門の部を持っていると聞いているが、お金はかかる。
- 「年表」は事務局職員が分担し纏めたが、会報を中心に事実を拾い出した。審議会答申の高等教育史の上で持つ意義等を背景として持っていないと、国大協が提出した意見や要望の正確な記述は出来ない。会報はその点は必ずしも十分でないが、一応の流れは分かる。
- 「50年の歩み」は「30年の歩み」と同様に、最近の20年間の歴史を10年毎に章立て、書き加える方法もあり、それ程難しくはないので、外部に依頼することも可能と思う。その場合、どのような項目で構成するか、項目を選定する必要がある。「30年の歩み」の柱立ては網羅的で、最近の20年にも適用可能と思うし、新しい項目として技術専門官・大学設置基準大綱化・独立行政法人化の問題等を追加すればカバーできよう。なお、外部に依頼する場合、先程ご指摘のあったように執筆の観点を明確にし、事柄も選び出して依頼することが不可欠である。

- 例えば「30年の歩み」の部分はそのまま再録するのではなく、整理する形で取りまとめ、最近の20年分は署名原稿を依頼するという方法はどうか。但し、それぞれ見解を持っているので、分担すると平仄が合わなくなる危険性がある。その辺は配慮する必要がある。
- 「年表」は項目の立て方を整理するためにも必要で事務局に作成いただいた。
- 作業プロセスとして、項目を書き出す必要はある。しかし、「50年の歩み」を每期同様な書き方をすると一層読まれなくなるので、原稿執筆の際は項目の配置の仕方等、工夫が必要である。国大協の活動を通じて、日本の大学教育や大学管理問題等、あの種の時代の動きが見えるように工夫することが必要である。
- 「30年の歩み」は10年を一期として項目を立て記述しているが、各期毎に項目の重きの

置き方が異なり、継続的に問題を追って読む場合に不便である。

- 「年表」は、文部行政・社会の動き、及び国大協の要望書・意見書等の活動を、例えば見開き頁にする等の工夫をすると、いくらか時代の動きが見える年表になる。

概ね以上のような意見交換があった後、最後に佐藤委員長より、次のように述べられた。

事務局で作成した資料に基づき、種々討論願ったが、一番のポイントは「50年の歩み」の纏め方と「50年史」の構成の仕方であるので、本日の資料をお目通しいただき、各自ご検討いただき、次回準備委員会では出来れば全体の基本的な編集方針の目安をつけたいと考える。また、「50年の歩み」の外部業者への依頼の件は、見込みのある話と思うので、事務局でご検討いただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第3回) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日 時 平成10年11月2日(月) 10:25~12:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

岡本、兵藤、中西、伊藤(公)、伊藤(才)各委員

佐藤委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 国立大学協会創立50周年記念事業について

(1) 記念式典について

委員長より次のように述べられた。

第2回準備委員会で、記念式典は総会を含めて2日間で行うことが望ましいとの結論となり、事務局に更に計画を煮詰めることをお願いしたので、最初に事務局よりご説明いただきたい。

なお、この件については去る10月23日開催の理事会で報告したが、特に異議はなかった。

続いて、伊藤(才)委員より配付資料「国立大学協会創立50周年記念式典の計画(案)」に基づき、概ね次のような説明があった。

平成12年11月15日午前は総会2日目(学長懇談会)を開催し、記念式典(挨拶・祝辞・記念講演等で構成)は午後3時から1時間15分かけて行い、記念式典の後、5時~7時まで2時間かけて祝賀会を開催する計画を立てた。具体的には、①午前中は総会2日目(学長懇談会)を

学士会館210号室で開催する、②記念式典会場(同202号室)は午前中に設営が終了する、③総会終了後、そのまま席で昼食をとる(通常は昼食会場に移動)、④各学長は記念式典の開始時間まで休憩、⑤午後3時より記念式典を挙げる、⑥記念式典の間に祝賀会(同210号室)の設営を行う、⑦午後5時より祝賀会を挙げる、という計画である。なお、これについては学士会館と打ち合わせ実施可能との回答があった。

引き続き、委員長より次のように述べられた。

第1回準備委員会において記念式典と記念講演は切り離し、記念式典の前に記念講演を行ったかどうかという案が出た。具体的に誰に依頼するかは追々決めるとして、記念講演の件は式典の中では一番の問題と思うので、その取扱い方についてご協議いただきたい。

これについて概ね次のような意見があった。

- 各学長は午前中の会議に出席しているので、式典に記念講演が組入れてあれば皆さん出席すると思う。式典開始3時という案は、若干休憩の時間的余裕もあって妥当な線と思う。
- 記念式典の開始時間は難しい問題である。余り空けずに2時頃から開始する方法もある。そうすれば祝賀会も早く終了できる。
- 文部省等関係省庁関係者を招待することを考えると、祝賀会は5時開始が適当である。
- 司会の先生は大変だが、記念講演の代わりにパネル・ディスカッションを記念式典の前に行うという方法もある。そうすればかなり時間ももつ。
- 記念式典は朝から設営可能なので、講演は問題ない。また、学士会館は他に適当な部屋がないこともあるが、式典会場は壇も設備されているので、セッティングを工夫すればパネ

ル・ディスカッションにも使用可能と思う。

最後に、委員長より次のように述べられ、了承された。

文部省・他省庁の関係者の出席を考えると祝賀会は5時開始が適当と思う、また記念式典の開始・終了時間等の変動部分もあり後で変更する可能性もあるが、何らかの記念講演的なものを記念式典の中に組み込むことで意見の一致を見たと思うが、問題は記念講演の扱いとその内容であるが、これは未だ時間的にも余裕があるので、これの取扱い方は宿題とするとし、本日は、原案について基本的に了承されたものと考えてよろしいか。

(2) 記念式典・祝賀会の招待者について

伊藤(才)委員より、前回準備委員会において事務局に作成依頼のあった招待者の基準について、配付資料「国立大学協会50周年記念行事招待者基準」に基づき、①特殊法人等、②大学共同利用機関等、③文部省以外の省庁、④文部省OB、⑤文部省、⑥国大協OB、⑦国大協関係の招待者の詳細な説明があった。

これについて協議の結果、①については日本学術振興会・日本育英会・日本国際教育協会・内外学生センター・国際学友会の5機関を追加する、②については17の全機関に対して祝賀会の招待状を出す、④と⑥については「50周年式典」の挙行をお知らせの意味も含め、国大協創立以降係わりのあった人(生存者)全員に祝賀会の招待状を出すことになり、本日の意見を踏まえ、事務局で再度整理することとなった。

(3) 記念品について

伊藤(才)委員より、次のような報告があった。

去る10月23日開催の理事会において材質・色等の詳細は決定しなかったが、配付資料のよう

なエンブレムのデザインが決定した。事務局としては出来れば、東京芸術大学の先生と一緒に発注したいと考える。

これについて協議の結果、①国大協創立50周年の記念品はエンブレムを流用する、②裏面に国立大学協会創立50周年記念の銘を入れることとし、材質・色等については、委員長に一任することとなった。

2. 国立大学協会50年史の編集方針について

委員長より、次のように述べられた。

前回準備委員会で協議された「国大協50年史」の外部発注の件は、事務局で折衝いただいたので、ご報告いただきたい。

続いて、伊藤（才）委員より、概ね次のような報告があった。

先週末、「銚ぎょうせい」の方に来局願い、国大協30年史や年表等の諸資料を見てもらい、「50年の歩み（120頁を想定）」「年表（50頁を想定）」の原稿執筆及びリライト、また「50年史（全体で約350頁を想定）」の編集・印刷・製本の見積書の提出を依頼した結果、配付の通りの見積書の提出があった。

「銚ぎょうせい」は、手順としては、①国大協・文部省（「文部省120年史」等）関係資料を提供する、②「年表（案）」を作成する、③国大協でチェックする、④「年表」作成が完成する、⑤「年表」に基づいて「50年の歩み」のレジュメを作成する、⑥国大協でチェックする、⑦原稿執筆、という段取りで作業を進めたい、また、「50年の歩み」「年表」完成まで、来年早々から作業に着手するとして1年程度の期間が欲しい、とのことであった。

なお、座談会原稿及び署名原稿は国大協で纏め、完全原稿で先方に渡すことにした。また、

「銚ぎょうせい」は作業着手に際して、関係者との事前打合せを希望している。

これに関連して、中西委員より、次のような提案があった。

誰かが原稿をチェックする必要がある。当初、東京大学の大学史史料室の中野助手は多忙のため協力できないとの話であったが、外部委託なら原稿チェックの手伝いはする、との協力方の申し出があった。本日、ご了承が得られれば中野先生に専門委員を委嘱したらどうか。

これについて協議の結果、出来れば編集方針の検討から参画いただき、その上で「銚ぎょうせい」のライターとの事前打合せ等にも加わっていただければ有り難いので、早速、中野先生に専門委員の就任方を依頼することになった。

続いて、概ね次のような意見があった。

- 「序」や「祝辞」は必要として、委員会報告は必要であろうか。
- 委員会報告は当面する諸問題を中心に執筆いただいたらどうか。
- それも問題点の一つと思う。将来構想という観点から執筆は非常に難しいと思う。委員会活動状況は毎号会報に掲載されるし、ある意味では「50年の歩み」の記述とも重複するので、委員会報告の掲載は止めて、必要があれば特定のテーマについて執筆いただくとか、座談会を行ったほうが、記録性という点から見ても良いのではないか。
- 委員会報告の執筆を依頼した場合、その時点における各委員会の抱えている問題や検討状況を中心とした記述になると思う。すると、ご指摘のように、会報と重複することになるので、必要性は薄いのではないか。
- 会長・副会長・委員長に座談会形式で、国

大協全体の観点から、将来に向かっての抱負、委員会の懸案事項・活動方向を話し合ってもらい、それを纏めて掲載したほうが有意義ではなかろうか。

- 前回国大協の資料一覧表を配付いただいたが、その中で重要なものは附属資料として掲載するため、委員会として検討することも必要である。
- 「意見」「要望書」「調査報告書」の一覧表は掲載する必要がある。一覧表があれば、具

体的な内容は何時でも見る事が出来る。

- あとは、国大協が学長・教官等に協力いただき、主体的にシンクタンクの役割を果たし、文部省等に提言した中で、非常に価値が高くかつ実現したもの、また実現していないが非常に重要なものを、選び出して掲載するかどうかである。

以上のような意見交換の後、今回は「国大協50年史」について引き続き議論することとし、本日の議事を終了した。

（第4回）国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日 時 平成10年11月18日（水） 10：30～12：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

岡本、兵藤、中西、伊藤（公）、伊藤（才）各委員
中野専門委員

佐藤委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長より、第3回準備委員会で提案のあった東京大学大学院教育学研究科・教育学部（兼・大学史史料室）の中野 実助手の専門委員の委嘱が諮られ、特に異議なく了承され、本日の準備委員会から協議に参加願うこととなった。

2. 国立大学協会50周年記念式典について

委員長より次のような報告があった。

去る11月11日・12日の両日、国大協総会が開催され、準備委員会の報告を行い、記念式典に関しては大筋において了承された。

続いて、伊藤（才）委員より、前回準備委員会の意見を踏まえ、再度整理した「国立大学協会50周年記念式典の計画（案）」及び「国立大学

協会50周年記念行事招待者基準」、並びに同基準に基づき修正した「国立大学協会創立50周年記念行事招待者名簿（案）」の修正箇所を中心とした説明があった後、委員長より次のように述べられた。

招待者は招待状の発送時期（平成12年春頃か）迄に確定すればよいと思うので、修正案をお目通しいただき、微調整しつつ詰めていきたい。また記念式典は未だ記念講演の実施方法、誰に依頼するか等、検討課題が残っているが、全体スケジュールの中で今後煮詰めていきたい。

3. 国立大学協会50年史の編集方針について

委員長より、次のように述べられた。

前回準備委員会では「年表」及び「国大協50年の歩み」は「鑑ぎょうせい」に外注するという方向で了承を得たが、一番の問題は、どういう編集方針でこれを纏めるかであるので、本日

はこの問題を中心に協議いただきたい。

これについて概ね次のような意見交換があった。

- 「国大協30年の歩み」は機械的に10年刻みで纏めているが、「国大協50年の歩み」の取りまとめに際し、日本の大学史の時期区分として、文部省の大学制度政策の観点に立脚した捉え方があるが、これが国大協という組織に合うか否か、例えば国大協への参加大学の増加とか、特定の問題に対してビビッドに対応した時期など、非常に難しい問題と考えるが、国大協の変遷に沿った形での取りまとめ方について議論する必要がある。
- 可能ならば、国立大学の動きを視野に入れつつ、その中で国大協がどのような役割を果たしてきたかを記述できればと考える。戦後体験の中から新制大学が誕生し、高度経済成長期、大学紛争期、文部省の新たな人材育成政策、また最近は大学審議会等を契機とする大学自己改革等々、色々あったが、時期区分は何処が適切か分からない。
- 文部省の施策を受けて、国大協がどのように対応したというだけなら、文部省や国立大学の動きだけを記述すればよいが、国立大学に内在する問題について、国大協が問題として取り組み、文部省に働きかけるということもあったと思うし、また、国大協の歩みを書くとなると、科学技術庁・人事院・総務庁等の動きも関連があるので、その辺のことも踏まえ、事実を区分けする意味でも、年表のサンプル的なものを作成し検討したらどうか。
- 特別委員会の設置は、あるテーマに関して問題意識を持って取り組んだということなので、特定テーマについて、ある纏まりがあって、筋が通っているのは、それを一つの柱に

して取りまとめるという方法もあろう。

- 戦後の大学史の中で、国大協が果たしてきた役割が余り出ていない。戦後約50年が経過し、各大学団体も年史編纂に取り組んでいるが、仲々困難なようである。国大協が時期区分も含めしっかりしたものを纏めれば、戦後の大学史を観る新たな視点も出てくるような気もする。戦後の大学史の流れを、国大協の立場から整理するのも重要な事柄と思う。
- 業者に外注するにあたり、我々が時期区分、及び各時期毎に年表に組み込むべきメルクマールを指示し、それに基づき業者に年表を作成させるのが一番よい。そのストーリーの骨子となるスケルトンを中野専門委員に作成いただければ有り難い。
- 例えば、5年～10年について、国大協の動きと、文部省・科学技術庁・関係大学団体等の動きを、4～5つ程度の項目を立てて、年表のサンプルを作成することは可能である。
- 業者に外注するに際し、記念史発行日が決まっているので早急に検討する必要があるが、50年間一括でなく、全体の作業量を勘案しつつ、準備委員会が作業プランを作成し、基本方針に沿って業者が資料を探し原稿を起こし、準備委員会が出来上がった部分から検討の上、意見を述べ、加筆修正し、段階的に進めるという方法もあるのではないか。
- 技術的な問題だが、業者発注が決まれば、実際に執筆するライターに準備委員会の議論を聞いてもらい、原稿に反映させてもらうという方法もある。
- 国大協作成の「年表」は職員が分担し纏めたため、項目の拾いだし等が不統一で、そのため逆に問題点も見えてきた。例えば、会長・副会長・委員長の交代、報告書や要望書の提

出の目的・要望先、また総会で何が議論され決議されたか等、記載の要否及びその記載方法を予め決めておけば、後の作業もスムーズに進む。

概ね以上のような意見交換の後、手順としては、もう少し「年表」について煮詰める議論を進める（その過程で、連動して諸課題の切り口も見えてくる）ために、次回準備委員会までに以下のような方向で進めることとなった。

- (1) 国大協作成の年表を参考として、ある時期を区切って(平成元年～5年)、中野専門委員に年表のサンプルを作成いただく。
- (2) 文部省やその他省庁、及び関係大学団体等の動きを年表に記載したほうがよいので、中野専門委員に、50年間を通して、国大協の活動に関連して、上記の機関・組織にどのような動きがあったかを調べるために、当面、各組織・団体名をリストアップしていただく。それを基に、これらの組織・団体の動きを年

表に記載するか否かを判断することとする。また、各委員には改めて既に配付済みの関係資料に目を通していただく。

- (3) 準備委員会で検討の上、「国大協50年の歩み」の時期区分及び国大協の活動に関連する関係機関・団体等の社会的動きを組み込んだ年表作成に関する基本的な編集方針を決め、発注業者に方針を指示し、それに沿って執筆いただく。また、可能ならば、ライターに準備委員会に出席いただき、その意見を原稿執筆に反映してもらう。
 - (4) 総会関係の記載事項に関しては、重要事項は記載の必要があるので、国大協事務局に総会において当面する諸問題として、何が議論されたか、項目の拾いだしをお願いする。
 - (5) 今後、議論を進める関係上、国大協事務局に記念行事関係全体の「タイム・スケジュール」を作成いただく。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

(第5回) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日時 平成10年12月9日(水) 13:30~15:40
場所 国立大学協会会議室
出席者 佐藤委員長
兵藤, 中西, 伊藤(公), 伊藤(才) 各委員
中野専門委員
(銚ぎょうせい) 建部南関東支社長, 鈴木出版課長

佐藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より「銚ぎょうせい」の出席者の紹介があった。

〔議事〕

1. 国立大学協会50年史の編集方針について

委員長より、次のように述べられた。

第4回準備委員会で、中野専門委員に年表見

本の作成、及び国大協の活動を巡る文部省や関係機関・団体名の整理、また、国大協事務局に総会における主要審議事項の整理、及び記念行事全体のタイムスケジュール等の作成をお願いした。まず初めに、事務局に資料説明をお願いした後、本日の主要議題である年表についての協議をお願いしたい。

続いて、事務局より配付資料「国大協総会に

における当面する諸課題」「国大協50周年記念行事準備委員会タイムスケジュール(案)」「常置委員会所管事項の推移」「特別委員会の設置」「国大協50年史(構成素案)」に基づき、説明があった。

以上の説明に関して、委員長より次のように述べられ、了承された。

「国大協総会における当面する諸課題」は、今後、「年表」や「国大協50年の歩み」の執筆等の参考にする、また「常置委員会所管事項の推移」及び「特別委員会の設置」の記載内容は年表に組み込むこととしたい。

スケジュールについては、今後、微調整はあろうが大筋は了承されたものと考えて、少なくとも来年2月頃迄には、「年表」と「国大協50年の歩み」の基本的な編集方針を固めたい。

なお、「国大協50年史(構成素案)」は、後刻、検討したい。

続いて、中野専門委員より、配付資料「国大協関係団体一覧(稿)」「年表組見本」「年表案(平成元年～3年)(国大協史・一般史・教育史・高等教育史の4つの柱で構成)」に基づき、詳細な説明があった。

これについて協議の結果、次のような方針で「年表」の執筆を依頼することとなった。

- (1) 中野専門委員は、執筆者が実際に書く上で欠かせない事柄を整理するというスタンスで年表の案を作成した。その理想としては、国大協の活動の内容が分かる読み物となるような年表を描いているが、作業スケジュール・作業量等を勘案し、準備委員会としては、重要なものに関しては内容が理解できるような年表を作る。
- (2) 「年表」は、見開き頁とするが、左頁は国

大協の記事を、右頁は国大協の動きが及びその時代背景が理解できるように、教育関係史(教育史・高等教育史)と一般社会史の事項を記載する。

- (3) 教育関連事項の整理方法としては、個別大学事項・初等中等教育関係事項・日教組関係事項等に関しては、ある程度、記載基準を決め作業を進めるという方法もあるが、今回は「50年の歩み」執筆等の基礎資料となるような年表を作成し、実際の年表の作成の際に不必要なものを削除するという方法で作業を進める。
- (4) 「年表(案)」の一般史・教育史・高等教育史の記載事項は、『教育年鑑』『大学資料』『学術月報』『大学と学生』『文部省月報』『国大協会報』等を参考に取りまとめたとのことだが、これらの資料から洗い出すのは膨大な作業量となるので、国大協事務局で作成した年表をベースに項目を拾いだすと共に、重要なものについては国大協の動きが分かるようにする。
- (5) 国大協の動きに関連し、周辺の動向をセレクトするために、『国大協会報』の総会事業報告等の記録の他、関連する組織・団体等の動きを、(4)項の雑誌等から拾いだし「教育関係史」「一般社会史」欄に記載するという方法を取る。その方法としては、例えば、○高等教育に関する審議会の動向、○臨時教育審議会、○厚生省(医師養成関係)、人事院勧告、○大学行政及び高等教育に関する省令・政令の改正等の動きをチェックし、記載するということも考えられる。
- (6) 国立大学の設置は国大協会員大学の加入の形で「年表」に組み込み、個別大学の動きは原則的には記載しない。但し、例えば、東大

紛争や朝鮮高級学校卒業者の国立大学受け入れ等は、必要に応じ、一般史で拾う。

(7) 「国大協30年の歩み」は機械的に10年刻みで取りまとめているが、今回は国大協の活動を「年表」として整理すると共に、「国大協50年の歩み」は10年刻みでなく、委員会として適切な時期区分を検討する。しかし、年表の作成が進展しないと、話が進まないのので、早急に「年表(案)」の作成に取り組んでもらう。委員会としては、「年表(案)」を読み校閲すると共に、国大協の歴史に関する予備知識の共有化を図り、同時並行的に、適切な時期区分を検討し、「国大協50年の歩み」の執筆に入ってもらいたい。

(8) 中野専門委員に、国大協の歴史の時期区分(戦後大学史は教育改革の比重が大きく定説化した時期区分はない)を検討するに際し、参考となるような資料(一般史・教育史・学生運動史・経済史等)を次回準備委員会に用意いただく。

(9) 「年表(案)」の作成に際しては、中野専門委員及び国大協事務局にご協力いただき、年表記載項目の拾いだし、その記載方法等、ライターとの相談役をお願いする。

委員長より次のように述べられた後、事務局より配付資料「国大協50年史の構成素案」に基づき、説明があった。

これに関しては、今まで準備委員会で様々な意見が述べられたが、本日、事務局が今まで出された意見に基づき「国大協50年史の構成素案」

を準備したので、ご協議いただきたい。

これについて協議の結果、当面、次のような構成とすることとなった。

1. 目次
2. 序
3. 国立大学協会50年の歩み
4. 年表
5. 資料(「国立大学の推移」は削除)
6. 編集後記/委員会名簿

その他、座談会は困難な面があるので止める。特別寄稿は「年表」「歩み」の見通しがついた段階で、問題をもう少し掘り下げて当事者に執筆依頼したほうがよいかどうか、改めて検討する。また、委員会報告は上記3で、ある程度、活動状況が触れられるので不必要だが、例えば委員長に委員会の将来展望という形で原稿執筆を依頼することもあり得るので、ペンディングとする。

また、要望書・意見書一覧表とは別に、その中で重要な意味を持つものは、再録しておく必要があると考えるので、これについては「年表」及び「歩み」を見て、全体の流れの中で、記載方法を含めて、改めて協議する。

最後に、委員長より次のように述べられ。

極力早く「銚ぎょうせい」の方に、「年表(案)」の作成をお願いする。事前に年表案をお目通しいただき、検討いただいた上で、出来れば年明けの早い時期(2月初旬)に、次回準備委員会を開催したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成10年10月～12月

10月1日(木)	15:00	大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会
8日(木)	10:00	医学教育特別委員会
9日(金)	10:30	国立大学協会50周年記念行事準備委員会
	13:30	教員養成特別委員会専門委員会
13日(火)	13:30	第5常置委員会 JUSSEP 小委員会
14日(水)	10:30	第3常置委員会
19日(月)	13:30	第5常置委員会
	15:00	医学教育特別委員会
20日(火)	13:30	第6常置委員会・同学生納付金等検討小委員会合同委員会
21日(水)	15:00	大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会
22日(木)	10:30	教員養成特別委員会専門委員会
	13:30	教員養成特別委員会
	14:30	第7常置委員会
23日(金)	13:00	理事会
	16:30	第2常置委員会
29日(木)	13:00	第4常置委員会
11月2日(月)	10:30	国立大学協会50周年記念行事準備委員会
4日(水)	13:00	大学評価に関する特別委員会
11日(水)	10:00	第103回国立大学協会総会〔第1日〕
12日(木)	10:00	第103回国立大学協会総会〔第2日〕
	12:10	第5常置委員会
13日(金)	10:00	第70回事務連絡会議
18日(水)	10:30	国立大学協会50周年記念行事準備委員会
26日(木)	16:00	第2常置委員会
12月9日(水)	13:30	国立大学協会50周年記念行事準備委員会
11日(金)	15:00	第4常置委員会作業委員会
21日(月)	13:30	大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会
22日(火)	10:30	大学評価に関する特別委員会

第103回総会国立大学協会事業報告

(第102回総会より今総会まで)

1. 諸 会 合 (44回)

(1) 第102回総会

10. 6.16 (水)

10. 6.17 (木)

(2) 理 事 会

10.10.23 (金)

(3) 常務理事会

10. 7.28 (火)

10. 9.24 (木)

(4) 第69回事務連絡会議

10. 6.19 (金)

(5) 常置委員会 (18回)

1) 第1常置委員会〔理念、体制・組織、管理運営〕

(主要審議事項) ○大学の組織運営システムの改革について

(委員会開催状況)

10. 6.17 (水) 本委員会

10. 7.14 (火) 本委員会

2) 第2常置委員会〔入学者選抜〕

(主要審議事項) ①大学入試の情報開示の問題について

②国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領・実施細目(案)
の作成について

(委員会開催状況)

10. 6.17 (水) 大学入試情報開示に関する検討小委員会

10. 7.30 (木) 大学入試情報開示に関する検討小委員会

10. 8.24 (月) 大学入試情報開示に関する検討小委員会

10. 9.30 (水) 本委員会

大学入試情報開示に関する検討小委員会

- 10.10.23 (金) 本委員会
- 3) 第3常置委員会〔教養教育, 学部専門教育, 学生生活〕
(主要審議事項) ①インターンシップについて
②学生の保健について
(委員会開催状況)
10.7.21 (火) 作業委員会
10.9.4 (金) 作業委員会
10.10.14 (水) 本委員会
- 4) 第4常置委員会〔教職員の待遇改善〕
(主要審議事項) ①人事院勧告の取扱いに関する要望について
②教務職員の問題について
(委員会開催状況)
10.6.26 (金) 作業委員会
10.10.29 (木) 本委員会
- 5) 第5常置委員会〔学術交流〕
(主要審議事項) ①第6回UMAP総会の報告と協議について
②日仏高等教育シンポジウムの開催について
③AAC&U (米国大学協会) からの新プロジェクトについて
④ドイツ大学総長会議からの申し出について
⑤中国教育国際交流協会主催の会議開催について
(委員会開催状況)
10.10.13 (火) JUSSEP 小委員会
10.10.19 (月) 本委員会
- 6) 第6常置委員会〔財政〕
(主要審議事項) ①平成11年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について
②学生納付金について
(委員会開催状況)
10.10.20 (火) 本委員会
- 7) 第7常置委員会〔研究, 大学院, 生涯学習, 学術情報〕
(主要審議事項) ①公務員倫理法について
②情報公開法について
③助手問題について
(委員会開催状況)
10.7.3 (金) 本委員会

10. 8.26 (水) 本委員会

10.10.22 (木) 本委員会

(6) 特別委員会 (14回)

1) 医学教育特別委員会

(主要審議事項) ①医学教育に関する当面の諸問題について

(委員会開催状況)

10.10. 8 (木) 本委員会

10.10.19 (月) 本委員会

2) 教員養成特別委員会

(主要審議事項) ①国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について

②教育改革にかかわる各種「答申」「報告」「まとめ」等についての論点の整理と課題の検討

(委員会開催状況)

10. 7.16 (木) 専門委員会

10. 7.17 (金) 本委員会・専門委員会

10. 9. 4 (金) 専門委員会

10.10. 9 (金) 専門委員会

10.10.22 (木) 本委員会・専門委員会

3) 大学評価に関する特別委員会

(主要審議事項) ①大学の評価の在り方について

(委員会開催状況)

10. 7.16 (木) 本委員会

10. 8.31 (月) 本委員会

10.11. 4 (水) 本委員会

4) 大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会

(主要審議事項) ①大学教育におけるリベラル・アーツの役割について

(委員会開催状況)

10. 7.16 (木) 本委員会

10. 9. 3 (木) 本委員会

10.10. 1 (木) 本委員会

10.10.21 (水) 本委員会

(7) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

(主要審議事項) ①国立大学協会創立50周年記念式典について

②国立大学協会50年史の編纂方針について

(委員会開催状況)

- 10. 9.11 (金) 本委員会
- 10.10. 9 (金) 本委員会
- 10.11. 2 (月) 本委員会

(8) その他の諸会合

- 10. 7. 2 (木) 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談
- 10. 9.28 (木) AAC&U(米国大学協会)と懇談
- 10. 9.30 (水) UMAP先行国際事務局運営委員会
- 10.10.22 (木) 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談
- 10.10.26 (月) 就職問題懇談会

2. 要望その他の諸活動

- 10. 7. 6 国立大学教官等の待遇改善について要望
- 10. 7.14 研究所運営経費等の削減問題について要望
- 10. 8.20 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(中間まとめ)に対する意見提出
- 10. 8.24 教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方について」(中間報告)に対する意見提出
- 10. 9.11 人事院勧告の取扱いに関する要望
- 10. 9.25 平成11年度税制改正に関する要望
- 10.10.14 教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方について」(審議経過報告)に対する意見提出

3. 要望書の受理

前回総会以後、本協会に提出された要望書等は次のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
10. 6.24	全国大学附属農場協議会	1. 農場教職員の組織充実、処遇および諸手当の改善について 2. 施設・設備の充実と農場予算の増額について 3. 公私立大学附属農場に対する補助金の申請について	第4常置委員会
10. 7. 8	日本教育大学協会	国立大学教育学部長についての指定職の	第4常置委員会

		完全適用について	
10. 7.23	第48回国立大学工学部長会議 ・総会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 助手及び教育・研究支援職員の定員削減の廃止と待遇改善並びに充実について 2. 文教施設整備費関係の増額について 3. 学部別授業料制度の実施に対する反対について 4. 工学系大学院の教官の充実について 5. リサーチ・アシスタント制度等の拡充と経費の充実について 6. 地域共同研究センターの整備充実について 	第1常置委員会 第4常置委員会 第6常置委員会 第7常置委員会
10. 8.11	財団法人産業教育振興中央会 全国産業教育振興会連絡会議 全国農業高等学校長協会 全国工業高等学校長協会 全国商業高等学校長協会 全国水産高等学校長協会 全国高等学校長協会家庭部会 全国看護高等学校長協会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「専門高校卒業生特別選抜」導入の促進 2. 推薦入学制の導入と拡大 3. 職業に関する教科・科目の成績及び職業資格等の重視 4. 学力検査における職業に関する教科・科目の拡大 	第2常置委員会
10. 9.25	国立大学と大学入試センターに「志願書」の改良と受験資格の改善を要望する会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学入試センター試験「志願書」の志願者生年月日記入欄を西暦でも記入 2. 国立大学入学試験受験資格を日本国内の外国人学校、国際学校（日本の法規上の「各種学校」）卒業生にも拡大 	第2常置委員会
10.10. 1	日本国公立大学高専教職員組合	在日外国人学校卒業者の国立大学入学資格の認定について（要請）	第2常置委員会
10.10.27	日本国公立大学高専教職員組合	教務職員問題について	第4常置委員会

4. 刊 行 物

平成10年 8月 【会 報】第161号

平成10年11月 【会 報】第162号

国立大学の学生納付金について（要望）

平成10年12月11日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦

国立大学の予算につきましては、厳しい財政事情のなかで、種々ご配慮を頂いていることに対し、深く感謝の意を表するものであります。しかしながら、来年度の予算編成に当たり、国立大学の学生納付金について、入学料の増額改定と学部別授業料の導入が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として強い危惧の念を表明いたします。

I. 国立大学における学生納付金について

1. これまで、授業料と入学料が隔年ごとに改定されてきたことにより、その家計への負担は著しく増大しており、近年の少子化現象に拍車をかける要因ともなっております。
2. 国立大学は、我が国の高等教育が総体として均衡のとれた発展をとげるよう、国の責任において全国的にバランスをとって配置されているものであり、高等教育の機会均等の実現を基本的な使命の一つとするものであります。学生納付金のさらなる増額は、この機会均等の最小限の保証をも奪いかねず、ひいては、国立大学の重要な使命達成を危うくするものであります。
3. また、国立大学は、国家、社会の要請に応じて有為な人材の養成を行っており、その教育の成果は学生個人に帰するばかりでなく、国と社会とがその最大の受益者であります。したがって、国立大学の学生納付金については、いわゆる受益者負担主義の原則を単純に適用し、学生納付金を値上げすることは、不適切であり容認できません。

II. 入学料の改定について

世上で伝えられている入学料の改定問題については、私立大学との格差をみても、ほぼ同程度まで推移してきていることに加え、近年、私立大学においては入学料を据え置く大学が多く、格差は更に縮小すると見込まれること、また、最近のかつてない経済不況とリストラにあえぐ社会の状況を勘案すれば増額改定を行うべき時期ではないと考えられます。従って、充分慎重な取扱いをされますよう強く要望します。

III. 国立大学における学部別授業料について

1. 国立大学においては、家庭の経済状況に左右されることなく、学生自身の能力や適性に応じて希望する学部へ進学できるように、学部の種類を問わず、同一の授業料を設定していることが大きな特徴であり、国民周知のこの優れた特徴は今後も堅持すべきものと考えます。
2. 国立大学に学部別授業料を認めた場合には、家庭の経済力の差により専門分野を選択せざるを得ない事態が生じ、所得の少ない家庭の子弟は理・工・農学系や医・歯・薬学系学部に進学できないこととなります。このことは、国立大学の在り方、目的からみて、到底容認できないところであります。
3. また、学部別授業料は、理・工・農学系や医・歯・薬学系学部へ進学する学生数の減少を招き、理工系離れを促進するとともに、学生の質の低下をもたらし、科学技術創造立国を目指す我が国にとって大きな痛手になると危惧します。

以上

〔要望先：大蔵大臣，大蔵事務次官，
文部大臣，文部事務次官等〕

資 料

平成11年度大学、短期大学及び高等専門学校 卒業予定者の就職・採用活動について

標記のことについて、別途、文部省から、各国立大学に通知されておりますが、このたび大学側及び企業側においてそれぞれ「平成11年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」（別紙1。以下「申合せ」という。）及び「平成11年度新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」（別紙2。以下「倫理憲章」という。）が定められ、これらについて、双方がそれぞれ尊重に努めることを内容とする合意（別紙3）が大学側及び企業側の両代表によりなされました。また大学側から、企業側に対し、採用活動に当たって、特に理解を求める事柄について「平成11年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請」（別紙4）を行うこととされました。また、企業側においても「倫理憲章」の趣旨徹底のため各企業に対し、別紙5のお願いを行いましたので、お知らせいたします。

ついでには、これらの申合せの趣旨に沿って大学卒業予定者の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育環境の確保、男女学生の就職機会の均等を期するとともに、学生の就職活動が早期化することなく、学生が自己の能力、適性に応じて適切に職業を選択することができるようご協力、ご配慮をお願いします。

なお、同和問題の正しい理解と認識のもとに適正な就職指導及び就職事務を行うこと、また大学における就職業務担当者の明確化、職業紹介体制の整備、教官を含めた全学的な就職指導の体制の整備等についてもご留意くださるようお願いいたします。

（別紙1）

平成10年12月2日
就職問題懇談会

平成11年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）は、平成11年度卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育環境を確保するとともに学生の就職機会の均等を期するため、高校卒業予定者の就職活動にも配慮し、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 採用情報の開示について

インターネットによる採用情報の公開や通年採用の拡大等に鑑み、求人依頼文書の発送、求人票の受理及び公示の時期は、各大学等の自主的判断によって行う。

2. 企業説明会について

企業が学内で実施する採用選考のための「企業説明会」については、正常な学校教育環境を確保するとともに、就職活動の秩序維持を基本とし、学校教育上重要な時期である卒業学年当初及びそれ以前は会場提供を行わない。

3. 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、原則として7月1日以降とする。

4. 正式内定開始について

正式内定日は、10月1日以降である旨学生に徹底するとともに、正式内定に至るまでの間において、複数の事実上の内定の状態が継続しないよう、学生を指導する。

5. 学生の応募書類について

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書〈卒業見込証明書を含む〉』、『健康診断書』）」とし、企業に対して、就職差別につながる恐れのある「会社指定書類」、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないよう要請する。

6. 男女雇用機会均等について

採用活動は、改正男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に沿って行われるべきであり、その旨を企業側に徹底するよう要請する。

※ 備考

各大学等は、企業等に求人依頼文書を発送する際、この「申合せ」を添付して行うものとする。

（別紙2）

平成10年12月
日本経営者団体連盟
会長 根本 二郎

平成11年度新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章

企業は、自己責任原則に基づいて自主的に行う、平成11年度大学等新卒者の採用・選考にあたり、下記の点を十分配慮して行動する。

記

1. 情報の早期公開

学生の就職機会の均等を期するため、企業情報ならびに採用情報（採用人数、説明会日程、選考期日・場所等）については、可能な範囲で早期に、適切な方法により詳細に公開する。

2. 採用内定開始日

正式内定日は、10月1日以降とする。

3. 公平公正な採用の推進

公平・公正で透明な採用の推進に努め、学生の自由な就職活動を妨げる拘束や、男女雇用機会均等法の精神に反する採用活動は行わない。

4. 学事日程の尊重

採用活動にあたっては、大学側の学事日程を尊重し、学生が学業に専念でき、より教育効果が高まるような教育環境の確保に努める。

5. その他

高校卒業者については、教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用の確保に努める。

以上

(別紙3)

平成10年12月16日

平成11年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用について

日本経営者団体連盟会長 大学等関係団体就職問題協議会代表
根本二郎 鳥居泰彦

我が国発展の基礎は人づくりにあり、社会が大きな転換期にある中で、国際的視野をもつ創造的な人材の育成について産学がこれまで以上に連携して対応していくことが求められている。大学はその使命と責任を自覚し、学生の学力の向上と職業指導の充実に努めることが望まれる。また、学生の就労観や職業意識の育成のためにも産学連携の下に行われているインターンシップ制度が、一層積極的に導入されることを望みたい。

大学等卒業予定者の就職・採用については、企業と大学が道義を重視し、双方がお互いの「倫理憲章」と「申合せ」を尊重し、自己責任の下に行うという新しい方式を導入してから、現在、2年

目を迎え、所期の目的に向かって前進をみている。

平成11年度の大学等卒業予定者の就職・採用についても、企業側と大学側との就職採用情報交換連絡会議で真摯な研究協議を行った結果、同様の方式で対応することが確認されたところであり、私共は、双方が真摯に「倫理憲章」と「申合せ」の遵守に努めることを期待する。

以上

(別紙4)

平成10年12月2日
就職問題懇談会

平成11年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請

就職問題懇談会においては、平成11年度大学等卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育環境を確保するとともに、学生の就職機会の均等を期するため、別紙1のとおり「申合せ」を行い、全国の大学等に趣旨の徹底を図っております。

学生の就職・採用活動については、平成10年10月26日の大学審議会答申（「21世紀の大学像と今後の改革方策について」）においても、「学生の就職・採用活動が秩序ある形で行われ、大学等と産業界の双方がそれぞれ適切な取組を進めていけば、大学等における責任ある授業運営による卒業生の質の向上をもたらすことになり、学生はもとより大学等及び産業界の双方にとっても望ましいという共通の認識を持つことが重要である」旨の提言がなされているところであります。

つきましては、貴職におかれても、平成11年度大学等卒業予定者の就職・採用活動の秩序を維持するため上記「申合せ」を御理解いただくとともに、採用活動に当たっては、下記事項について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

また、平成10年度の採用活動においては、採用情報の公正・公平な公開、秋季採用や通年採用の拡大、採用選考の複数回実施等、学生の就職活動の機会の均等や拡大が進んできており、更にこのような取り組みが推進されることを期待いたします。

記

1. 採用活動の早期化は、大学等の教育機能の低下をもたらすものであり、十分な教育を受け得なかった学生を採用することは企業にとっても不利益をもたらすことを考慮し、採用活動は、学校教育環境が悪化することのないよう、可能な限り休日や祝日に行う等、学事日程を尊重して行うこと。
2. 学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』、『健康診断書』）」とし、就職差別につながる恐れのある「会社指定書類」、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないこと。

3. 改正男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
4. 採用情報の公平・公正な公開が進んできているが、更にこのような取組みを推進し、学校名や地域により就職情報の提供や採用選考に差異を設けない等、就職の機会均等について一層の改善を図ること。
5. 10月1日以前に内定承諾書、誓約書、連帯保証書の提出を求める等、学生の拘束を行わないこと。

(別紙5)

平成10年12月
日本経営者団体連盟
会長 根本二郎

平成11年度新規学卒者採用・選考についてお願い

平成11年度の大学等新規学卒者の採用・選考にあたり、前年度と同様に企業側の行動規範を示す「倫理憲章」を定めた。各企業におかれては、大学側の指摘や要請に応えるためにも、倫理憲章の趣旨に沿って下記事項を踏まえた秩序ある採用活動を進めていくことを期待する。

1. 採用・選考は、本来、各企業の自由な意志と発想に基づき実施されるべきものであるが、そこには当然、社会的・道義的な責任が伴う。学生、大学等関係者の反発を招くような行為は企業として絶対に慎まなければならない。
2. 情報を早期公開することと採用活動を早期化させることは、全く意味が異なる。「企業情報の早期公開」は、就職活動に先立って業界や企業の研究を行う学生に必要な情報を十分に提供するという意図によるものである。また「採用・選考に関する情報の早期開示」は、学生たちの不安やあせりの気持ちを沈静化させることにつながる。当然ながら、公表した内容を誠実に守ることは企業の責務である。
3. 大学側の強い要望である「学事日程の尊重」に応えるためには、企業説明会や採用選考を土日、祝日、あるいは平日の夕刻に設営したり、日程を分散の上、応募学生側が希望日を選択できるといった工夫が必要である。
4. 如何なる理由づけをしようと、学生の身柄を拘束し、自由な就職活動を妨害するといった、「公平公正な採用」の精神にもとる行為は断固排除されなければならない。

以上

そ の 他

(平成10年11月1日～平成11年2月1日)

■会長の交代

	(新 任)	(前 任)	〔交代日〕
会 長	蓮 實 重 彦 (東京大学長)	阿 部 謹 也 (一橋大学長)	平成10年12月1日

■副会長の交代

	(新 任)	(前 任)	〔交代日〕
副 会 長	中 嶋 嶺 雄 (東京外国語大学長)	蓮 實 重 彦 (東京大学長)	平成10年12月1日

■小委員会の設置

○ 第7常置委員会 情報公開法に関する検討小委員会

課 題：国立大学の情報開示ガイドラインの検討

設置期間：2年間（平成10年11月1日～平成12年10月31日）

委員名簿：委員長 丹 保 憲 仁（北海道大学長）

委 員 磯 野 可 一（千葉大学長）

〃 佐 藤 博 明（静岡大学長）

〃 畠 山 武 道（北海道大学教授）

〃 小早川 光 郎（東京大学教授）

〃 高 橋 滋（一橋大学教授）

〃 阪 本 昌 成（広島大学教授）

〃 安 藤 高 行（九州大学教授）

〃 西 村 俊 道（北海道大学事務局長）

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(新 任)	(前 任)	〔交代日〕
一 橋 大 学	石 弘 光	阿 部 謹 也	平成10年12月1日
山 梨 大 学	椎 貝 博 美	伊 東 壯	平成10年11月13日

○ 委員長の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	[交代日]
第5常置委員会	内藤喜之 (東京工業大学長)	中嶋嶺雄 (東京外国語大学長)	平成10年12月1日

○ 委員の委嘱

(委員会)		[発令日]
特別会計制度協議会	長尾真 (京都大学長)	平成10年12月1日

○ 専門委員の委嘱

(委員会)		[発令日]
50周年記念行事準備委員会	中野実 (東京大学助手)	平成10年11月18日

○ 委員の継続委嘱

(委員会)		[発令日]
第6常置委員会 学生納付金等検討小委員会	原政敏 (埼玉大学事務局長)	平成11年2月1日

○ 専門委員の継続委嘱

(委員会)		[発令日]
第6常置委員会	原政敏 (埼玉大学事務局長)	平成11年2月1日

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り、
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流）
 - 第6常置委員会（財 政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 常置委員会小委員会
 - 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
 - 第5常置委員会 JUSSEP 小委員会
〔設置期間：平成9年12月15日～平成11年12月14日〕
 - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
 - 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年11月1日～平成12年10月31日〕
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
 - 教員養成特別委員会
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
 - 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会
〔設置期間：平成9年3月3日～平成11年3月2日〕
 - 大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会（略称 C.L.A.）
〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕
 - 大学評価に関する特別委員会
〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕
- 国立大学協会50周年記念行事準備委員会
〔設置期間：平成10年8月1日～平成12年12月31日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

- * 去る1月26日、中央省庁等改革推進本部（本部長・小淵首相）では「中央省庁等改革大綱」が決定され、国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得ることとなり、一応、結論は先延ばしされました。しかしこの間、国立大学は手を拱くことなく、大学審議会答申を踏まえて大学改革を推進すると共に、日本の科学技術、教育・研究、国際協力等々において国立大学の果している役割を、地域社会や地域住民等に訴えて、その存在意義・価値を認識してもらおうよう努力することが必要と考えます。国立大学協会においても、国立大学の現状と課題、その将来像等、国民一般や学外関係者の理解を深めると共に、国立大学のイメージアップを図るため広報用パンフレットの作成を計画しています。
- * 予てより第7常置委員会では情報公開法に関わる国立大学の対応方策の検討を進めてまいりましたが、昨年11月の総会におきまして第7常置委員会の下に「情報公開法に関する検討小委員会」を設置することが承認されました。早速、第1回の検討小委員会が開催され、国会における情報公開法案の審議状況を見据えつつ、早急に各国立大学でご検討の際に指針となるような情報開示のガイドラインの作成に向けて本格的な検討に着手しました。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、梶井東京農工大学長にお願いして「食生活雑感」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆の労を煩わし有難うございました。厚く御礼申し上げます。（伊藤）

会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成11年2月23日 印刷
平成11年2月26日 発行（非売品）

会 報 第163号

（第49巻第1号 通巻第163号）

編集兼 伊藤 才一郎
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033(東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03(3812)2111 内線(7950・7951)

03(3813)0647

FAX 03(3818)8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社